



東大阪市 HIGASHIOSAKA CITY

第2次総合計画

後期基本計画





はじめに

本市のまちづくりの指針である「東大阪市第2次総合計画」が策定され、8年間の経過が過ぎました。

この間、本市では総合計画の基本理念である「人間尊重のまちづくり」「市民参加のまちづくり」「豊かさを創造するまちづくり」を体現すべく、前期基本計画に基づき、さまざまな施策に取り組んできました。

一方、少子高齢化や情報通信技術の革新、地球規模での環境課題の顕在化など、わたしたちの生活や都市自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、地方分権改革の進展や、経済のグローバル化など、地方行政はさまざまな環境変化に直面しています。

このような状況の下、後期基本計画の策定にあたっては、「持続可能なまちづくり」「市民自治のまちづくり」を基本方針とし、地域シンポジウムや地域別ワークショップなどの、市民が主体的に参画する取り組みを通じて地域別計画提言が作成されるなど、後期基本計画が、「市民の、市民による、市民のための計画」となるよう取り組みました。

これから先、本市が「住み続けたいまち」「住みたくなるまち」になるためには、後期基本計画で示した施策が実現するよう、市民・生活者や事業者、市役所が協働してまちづくりに取り組んでいく必要があります。今後とも、皆様におかれましては、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたりまして、数多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました。市民の皆様、東大阪市総合計画審議会委員の皆様、関係者の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成22年3月
東大阪市長

野田義和



私の好きな東大阪の風景

樟徳館

写真撮影/野田さん

東大阪市第2次総合計画

1 序論 P1~

- 1 総合計画とは…………… P 2
- 2 東大阪市の特徴…………… P 4
- 3 東大阪市の今後の展望…………… P 10
- 4 計画におけるまちづくりの方針…………… P 22
- 5 計画の構成と内容…………… P 24
- 6 後期基本計画の特徴…………… P 26

2 部門別計画 P29~

- 第1部 市民が主体となったまちづくり P31**
 - 1節 市民が主体的に活躍するまち…………… P 34
 - 2節 人権を尊重するまち…………… P 36
 - 3節 男女が共に生き生きと暮らすまち…………… P 38
 - 4節 平和の大切さを伝えるまち…………… P 40
 - 5節 開かれた市役所のあるまち…………… P 42
- 第2部 市民文化を育むまちづくり P45**
 - 6節 文化に親しめるまち…………… P 48
 - 7節 歴史や伝統を大切にするまち…………… P 50
 - 8節 多くの国・地域や人の交流が育まれるまち…………… P 52
 - 9節 いくつになっても学べるまち…………… P 54
 - 10節 学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまち…………… P 56
 - 11節 青少年が健やかに育つまち…………… P 58
 - 12節 スポーツを楽しめるまち…………… P 60
- 第3部 健康と市民**
 - 13節 健康で元気に暮らせるまち…………… P 66
 - 14節 安心して医療を受けられるまち…………… P 68
 - 15節 生活衛生が行き届いたまち…………… P 70

3 地域別計画 P117~

- 地域別計画の概要 P118**
- A地域…………… P 120
- B地域…………… P 124
- C地域…………… P 128
- D地域…………… P 132
- E地域…………… P 136
- F地域…………… P 140
- G地域…………… P 144

4 行財政編 P149~

- 効率的で健全な行財政運営が行われるまち P150**
- ① 将来を見越した行財政改革に取り組みます…………… P 152
- ② これからの行政運営を担う人材を確保し、育成、活用します…………… P 153
- ③ 歳入を確保し、市役所の財政力を向上させます…………… P 154
- ④ 市役所の電子化を進め、市民の利便性や事務の効率を向上させます…………… P 155

後期基本計画 施策体系図

P1~P27

P29~P115

P117~P147

P149~P155

P156~P173



資料編

- ◆ 事務局職員名簿……………173
- ◆ 後期基本計画策定専門委員名簿……………173
- ◆ 後期基本計画策定委員会部会委員名簿……………172
- ◆ 後期基本計画策定委員会委員名簿……………171
- ◆ 後期基本計画策定委員会活動経過……………170
- ◆ 市長と市内大学生の意見交換会……………169
- ◆ 後期基本計画地域別活動経過……………166
- ◆ 総合計画審議会規則……………164
- ◆ 総合計画審議会委員名簿……………163
- ◆ 総合計画審議会審議経過……………162
- ◆ 後期基本計画について（答申）……………160
- ◆ 後期基本計画について（諮問）……………159
- ◆ 総合計画の策定経過……………158
- ◆ 後期基本計画策定概念図……………157
- ◆ 後期基本計画策定の取り組み経過……………156

東大阪市の市章



【市章のいわれ】

東大阪市の頭文字「ひ」の字を図案化し、平和と希望の象徴である鳩の姿で表したもの。羽ばたく鳩のイメージは「豊かな住みよいまち」をめざし、躍動する本市の輝かしい未来を示しています。

市の木「クスノキ」



常緑高木で、本市の風土にも適し、歴史的なゆかりもあり、現在も市内に多く成育しています。非常に寿命が長く、また、大木となります。

市の花「ウメ」



落葉高木で、早春、ほかの花に先がけて香りのよい花が咲くため、多くの人々に愛されています。校岡の梅林では、毎年花見の人々でにぎわいます。

市民の花「キキョウ」



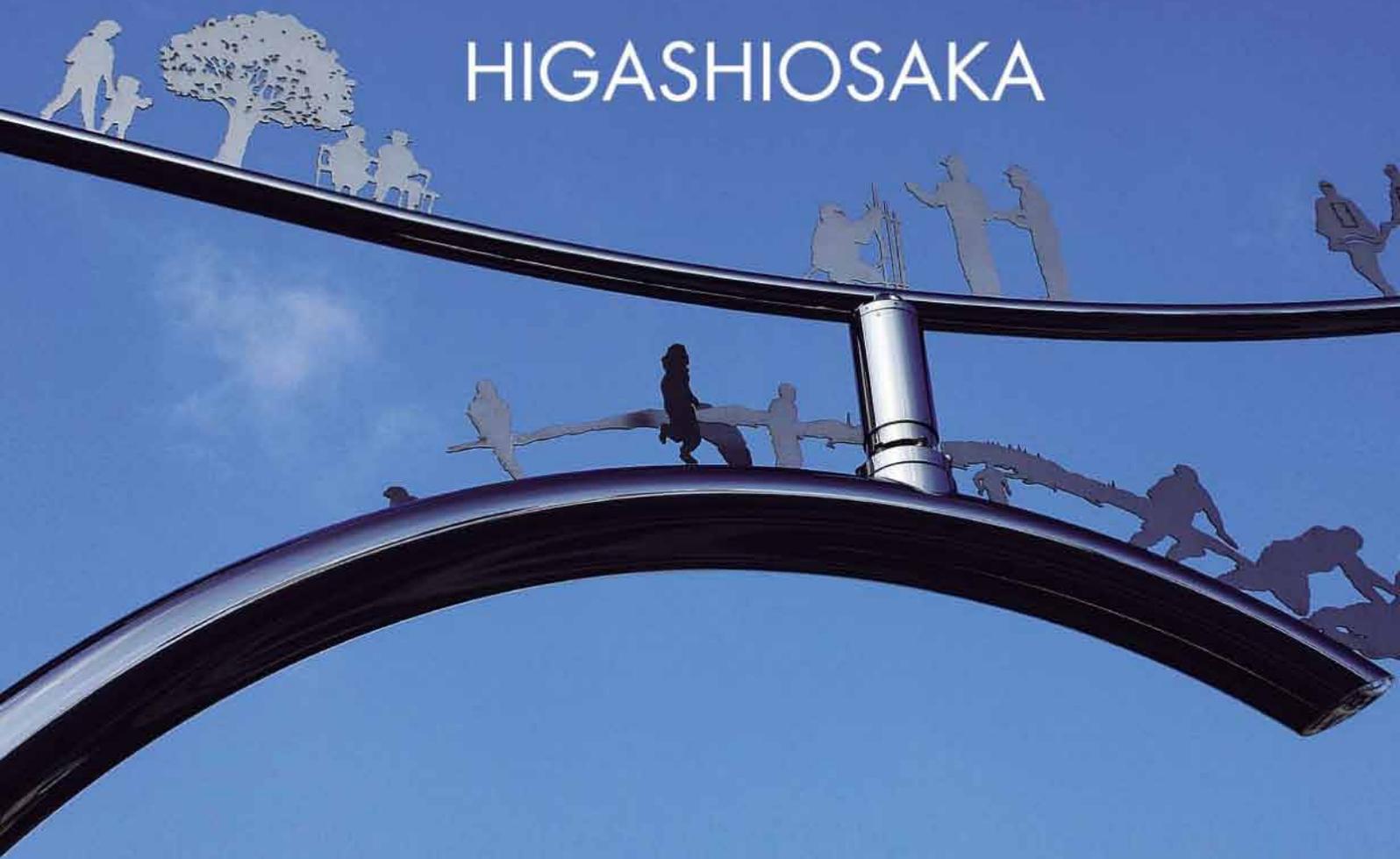
野山に自生している宿根草で「秋の七草」にも数えられ、だれもが手軽に育てることができます。上手に育てると、毎年、夏から秋にかけて青紫色のかれんな花を咲かせます。



ラグビーのまち

東大阪

HIGASHIOSAKA



p2 1. 総合計画とは

p4 2. 東大阪市の特徴

p10 3. 東大阪市の今後の展望

p22 4. 計画におけるまちづくりの方針

p24 5. 計画の構成と内容

p26 6. 後期基本計画の特徴



序 論

序論

1

総合計画とは

2





① 総合計画の全体像

本市では、「人間尊重のまちづくり」「市民参加のまちづくり」「豊かさを創造するまちづくり」を基本理念とし、平成32年(2020年)の達成すべき将来都市像である「夢と活力あふれる 元気都市・東大阪」を創造するため、平成15年から平成32年の18年間を計画期間とする第2次総合計画を作成し、まちづくりを推進しています。この総合計画は、本市のすべての施策を進める上での拠り所となる最も重要な計画です。

総合計画は、基本構想^{※1}、基本計画、実施計画で構成されています。それぞれの位置付けは次のとおりです。



※1 基本構想：自治体の将来の展望に基づいて立てられる自治体運営の最高理念で、施策の基本方向を示すもの。

② 後期基本計画の位置付け

後期基本計画は、基本構想を受けて、平成32年を目標年次とする本市のまちづくりの基本方針を明らかにし、その目標達成のための主要な施策を、総合的かつ体系的に示した市政の基本的な計画で、実施計画の基礎となるものです。

また、後期基本計画が実効性あるものとなり、その成果を把握できるよう、進行管理、評価などを行うとともに、広くその結果を公表していきます。



私の好きな東大阪の風景
東大阪市役所

序論

2

東大阪市の 特徴



① ラグビーのまち

昭和4年にわが国初のラグビー場として完成した近鉄花園ラグビー場は、ラグビーを楽しむすべての人々のあこがれの地であり、全国にその名が知られています。

また、小さな子どもから高齢者までの市民がラグビーを楽しんだり、ラグビー大会開催時には、市民が運営や周辺清掃などのボランティア活動に取り組むなど、ラグビーを通じた市民活動が盛んなまちとしてもよくその名が知られています。

東大阪市のにとって重要な地域資源である「ラグビー」を生かし、ラグビーを象徴とする市民のふるさと意識の向上や、市民や事業所、団体、市役所がスクラムを組んだ協働や支え合いなど、ラグビーが持つイメージを通じたまちづくりをさらに進めていきます。また、生涯にわたってスポーツを楽しむ健康な都市づくりなど、魅力あるまちづくりを進め、国内にとどまらず、広く世界から人が訪れたいくなるようなまち「ラグビーのまち東大阪」をさらに世界に発信していきます。

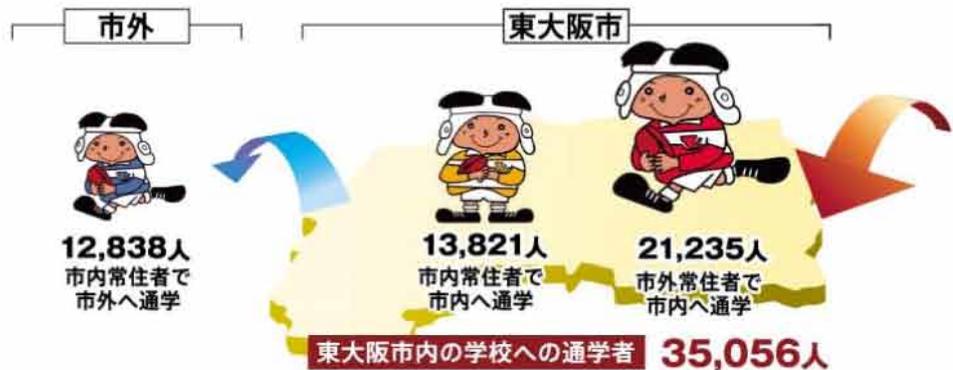


私の好きな東大阪の風景
近鉄花園ラグビー場

② 学生のまち

本市には、近畿大学や大阪商業大学、大阪樟蔭女子大学、東大阪大学、樟蔭東女子短期大学の5大学をはじめ多くの学校があり、近隣他市と比べても多くの学校が立地していると言えます。また、平成17年の国勢調査によると、市外から通学している学生・生徒が約2万1千人おり、市内常住者で市内通学の学生・生徒を含めると、市内で学ぶ学生・生徒は、約3万5千人にもものぼることから、「学生のまち」としての特徴を持っています。その特徴を生かして、学生にとって魅力のあるまちづくり、大学や学生と共に進めるまちづくりが必要です。

市内外への通学状況*



(出典)「平成17年国勢調査」総務省統計局

※1 市内外への通学状況:15歳以上の市内外への通学者の総計。

③ 歴史と自然の豊かなまち

本市の歴史は数万年前の旧石器時代から始まり、市内には生駒山ろく部を中心に古墳や史跡などのたくさんの歴史遺産が存在します。また、生駒山系の豊かな自然は市民にとって掛け替えのない財産になっています。この歴史や自然を生かした取り組みを進めていくことによって、市民の地域に対する誇りや愛着を高めます。



④ 交通の便のよいまち

近年、高速道路網や、おおさか東線、阪神なんば線などの鉄道路線が整備されたことに伴い、市内外への交通の便がさらによくなったため、新たな地域との交流の可能性が広がっています。これら府内でも有数の交通の便のよさを生かし、産業が発展した、多くの人を訪れたい魅力のあるまちづくりを進めています。

一方、東西方向に比べて、南北方向の交通網は必ずしも充実しているとは言えないことや、狭い道路も多いことから、さらなる交通施策の充実が必要です。

高速道路網



鉄道網



私の好きな東大阪の風景

JR 俊徳道駅

⑤ モノづくりのまち

本市にはモノづくりに携わる多くの中小企業が存在します。人工衛星を打ち上げるほどの技術力を持つ中小企業の集積と、個々の企業が持つオンリーワン技術は、雇用と豊かさを生み出す原動力になっています。この特徴を生かし、伝え、産・学・官が連携して新産業の創造に努めるとともに、創造性・独創性に富んだ幅広い人材の育成、モノづくりを通じた交流を促進していくまちづくりが必要です。

東大阪市の特徴

製造業事業所の数

人口1,000人当たり

14.4事業所

2.8事業所

3.7事業所



東大阪市



全国類似都市^{※1}平均



大阪府内類似都市^{※2}平均

(出典) 事業所：「平成18年事業所・企業統計調査」総務省統計局
人口：「平成17年国勢調査」総務省統計局

※1 全国類似都市：平成20年4月1日現在の、本市を除く中核市38市。

※2 大阪府内類似都市：平成20年4月1日現在の、大阪府内の中核市(高槻市)および特例市(岸和田市、豊中市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市)の8市。以下のグラフ比較においても同様。

市内従業者に占める製造業に従業する人の割合

人口100人当たり

29.2人

13.4人

16.6人



東大阪市



全国類似都市平均



大阪府内類似都市平均

(出典)「平成18年事業所・企業統計調査」総務省統計局

序論
3

東大阪市の 今後の展望

10



1. 市民意識調査から求められる姿

平成20年7月に実施した市民意識調査の結果では、市民が重要と考える取り組みの順位は次のようになりました。

市民が重要と考える取り組みの順位*



(出典)平成20年10月「市民意識調査・東大阪市第2次総合計画前期基本計画の達成状況に関する調査報告書」東大阪市経営企画部

※1 市民が重要と考える取り組みの順位：グラフにある重要度は市民の期待度から満足度を差し引いたものである。この数字が大きいほど、市民にとっての重要度が高い取り組みであるものとして分析した。



私の好きな東大阪の風景

川中 邸

写真撮影/小山さん

市民公算

1. 市民意識調査から求められる姿
東大阪市の今後の展望

① 生活の基盤づくり

市民が重要と考える取り組みの上位に「雇用が安定し、働きやすい環境が整備されている」ことや、「年金によって生活が保障されている」ことが挙げられていることから分かるように、市民生活の経済的安定は本市が取り組む施策の上でも重要な取り組みと言えます。

② 子育てしやすい環境づくり

子どもの有無にかかわらず、子育て環境の充実を求める意見は多く、乳幼児からの保育環境や、児童・生徒を取り巻く教育環境などを、より一層充実させることが必要です。

③ 信頼される市役所づくり

「効率的で健全な行財政運営」や、「広聴^{※1}と情報公開」を求める声は強く、一層市民に開かれた効率的な行財政運営を行い、市役所への信頼を高めることが必要です。そのため、行政への市民参加の機会を拡大するとともに、市役所による取り組みの成果などを積極的に発信するなどの取り組みを進めていくことが必要です。

④ 健康と生きがいづくり

「こころもからだも健康で元気に過ごせる」ことについての重要度が高いことから、市民の健康づくりを支える取り組みが必要と考えられます。健康的な生活を送ることは市民にとっての願いであり、医療や介護保険制度を適切に運営する上でも必要です。

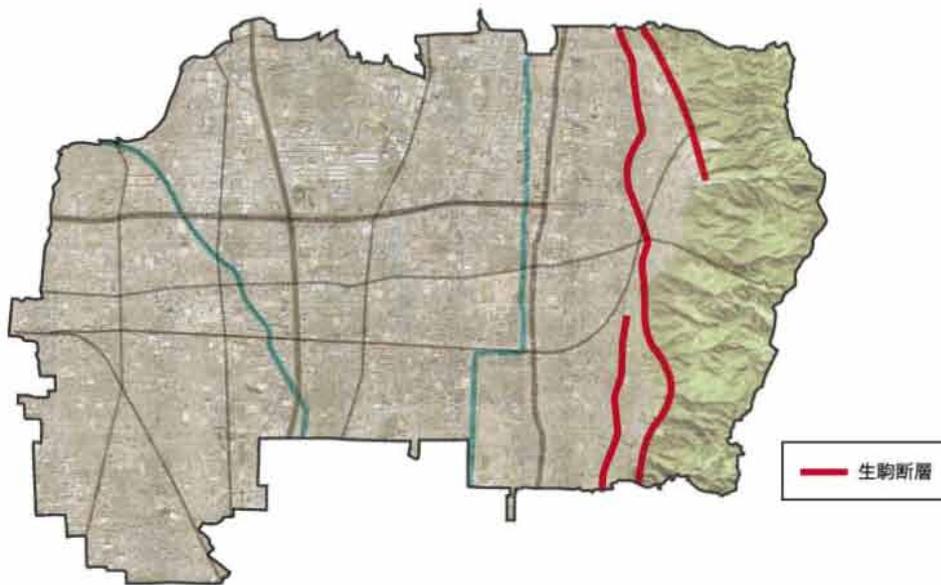
とりわけ「高齢者が安心して、かつ生きがいを持って暮らせる」ことが重視されていることから、健康で生きがいを持って暮らせる高齢期を迎えたいと考えていることが分かります。そのため、高齢者が有する知識や経験などを生かせるような場を設けるなど、生きがいを見付けて活動的な生活を送ることができるよう環境整備が必要です。

※1 広聴：地方公共団体が市民の意見や要望、苦情などを聞き、計画策定や行政運営の上にそれを反映させること。

⑤ 災害や治安に備えたまちづくり

「市民が安全で安心できる住宅に住むことができる」まちや、「災害に強いまちづくり」を求める意見が多いことから、地震や火災、浸水被害などあらゆる災害に対する備えを万全にし、市民が安心して生活を送ることができるような取り組みが必要です。

活断層マップ



(出典)「活断層データベース」独立行政法人 産業技術総合研究所 活断層研究センター

また、「地域社会で安心して便利に生活できる」ことに対する重要度が高いため、地域社会における安心感を高める必要があります。次のグラフが示すとおり、本市の治安は必ずしもよい状況にあるとは言えないことから、安心して暮らせるまちをつくる必要があります。

犯罪の発生件数

人口1,000人当たり



(出典) 犯罪の発生件数:「平成19年犯罪統計書」警察庁刑事局
人口:「平成17年国勢調査」総務省統計局



私の好きな東大阪の風景
布施

2. 人口推計の結果などから 得られた方向性

東大阪市の今後の展望

まちづくりに最も大きな影響を与える人口について、平成32年までの推計結果や現状を分析し、今後取り組むべき方向性を明らかにしました。

前期基本計画では、平成22年の将来人口として50万5千人を見込み、基本構想では平成32年の目標人口としておよそ52万人を設定しました。後期基本計画を策定するに当たり、最新のデータによる人口推計を行ったところ、現状で推移すると平成32年の将来人口が48万4千人に減少することが見込まれます。また、人口構成も老年人口(65歳以上)の占める割合が大幅に増加し、生産年齢人口(15歳以上64歳以下)、年少人口(14歳以下)とも減少することが予測されます。

全国的に少子高齢化や人口減少が進む中、生産年齢人口をはじめとする人口を増やすとともに、地域の発展につながる施策に取り組み、「夢と活力あふれる 元気都市・東大阪」をめざしていきます。施策に取り組むに当たっては、人口規模や人口構成の変化への適切な対応など、現実に即した市民サービスの在り方を考えていきます。

生産年齢人口は経済の発展性や税収に大きな影響を及ぼすことから、生産年齢人口を増加させることは本市の発展を左右する重要な課題と言えます。

東大阪市の将来人口



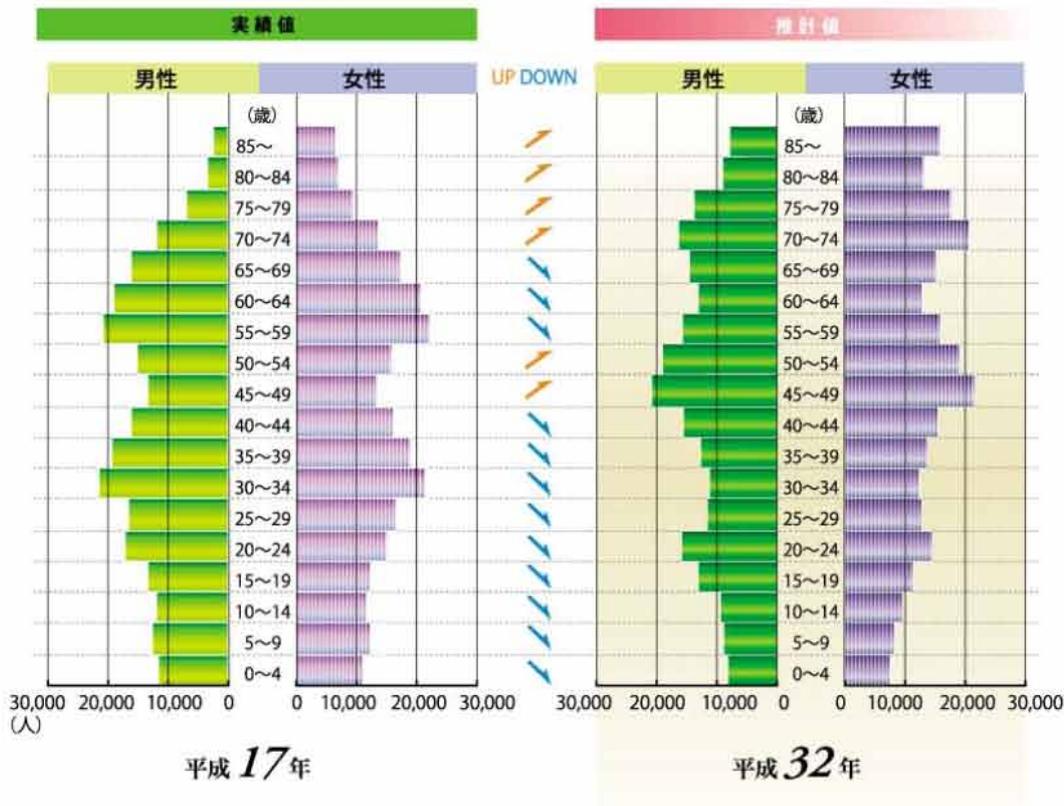
(出典)「平成12年国勢調査」および「平成17年国勢調査」総務省統計局に基づき、コーホート要因法※1により推計

※1 コーホート要因法：ある年代に生まれた人の集団を一つのグループとして、死亡や出産、人口移動などの年々の変化を計算し、将来の人口を推計する方法。以下の推計人口に同じ。

① 子育て世代が 住みたくなるまちをつくります

本市では、次のグラフが示すように、今後40歳代などの増加が見込まれていますが、このような傾向をさらに進め、生産年齢人口が継続的に増えるよう、子育て世代に対する支援を充実させるなど、子育て世代にとって住みやすく、働きやすいまちづくりが必要です。

東大阪市の年齢別人口



(出典)「平成12年国勢調査」および「平成17年国勢調査」総務省統計局より推計



私の好きな東大阪の風景

観音禅寺

2. 人口推計の結果などから得られた方向性 東大阪市の今後の展望

② 若者が楽しめ、定住したくなるまちをつくります

20歳代、30歳代の若者が定住できるまちをつくることは、将来の子育て世代や地域の担い手を確保したり、まちに活気を与える上でも重要な要素です。本市では次のグラフが示すように、大学入学に伴い本市に転入した若者が、卒業後に大量に市外に転出していく傾向が見られます。これらの若者が引き続き市内に定住したくなるよう、労働施策や住宅施策ならびに若者が楽しめる場所の創出などの取り組みが必要です。

5歳から39歳までの年代別転出入割合

平成17年

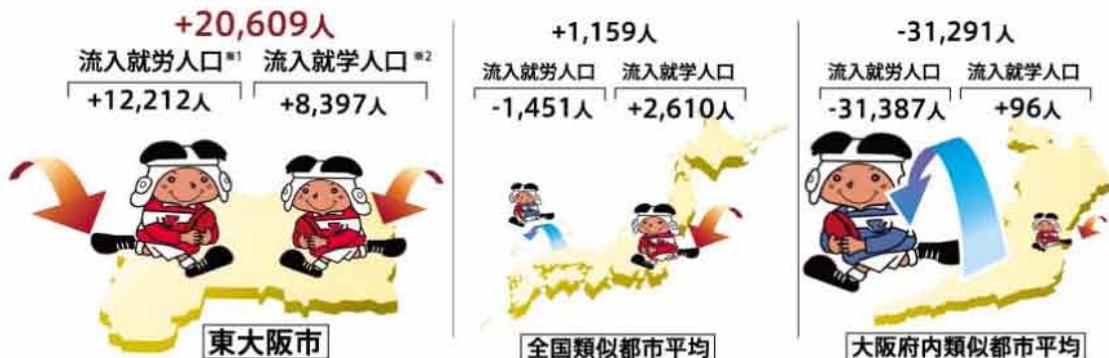


(出典)「平成12年国勢調査」および「平成17年国勢調査」総務省統計局より推計

③ 交流人口をさらに増やします

全国的に人口減少傾向が続き、夜間人口の増加が見込めない中、本市は市外から市内へ通勤・通学する人口、中でも市内事業所に通勤する人口が多くなっています。これらの交流人口は、消費の拡大など市内経済の発展につながることから、市内の産業を振興し、働き、学び、訪れる人にとって魅力のあるまちづくりを進めることで、さらに交流人口を増やす取り組みが必要です。

交流人口の内訳



(出典)「平成17年国勢調査」総務省統計局

※1 流入就労人口:他都市からの通勤者数 - 他都市への通勤者数

※2 流入就学人口:他都市からの通学者数 - 他都市への通学者数

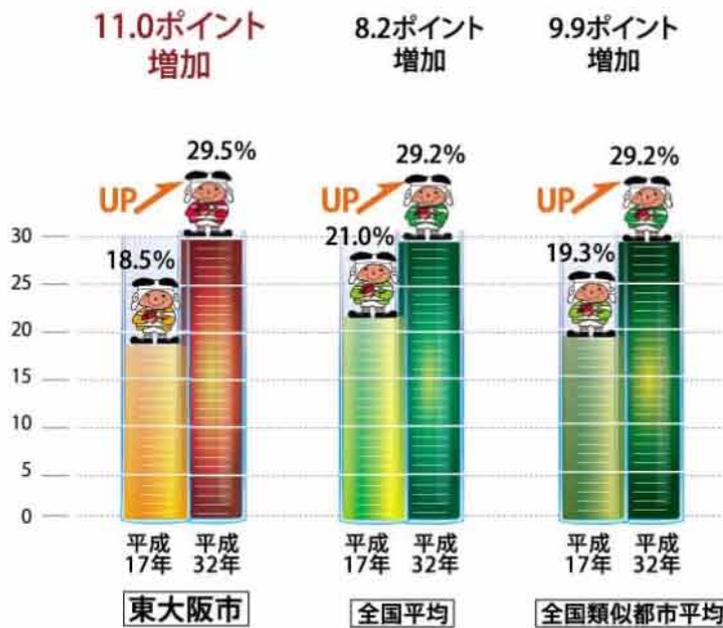
④ 高齢者が 元気で暮らせるまちをつくります

老年人口が占める割合（高齢化率）の推移を見ると、次のグラフのとおり他都市と比べて、本市では平成17年から平成32年の増加率が高くなっていることが分かります。このことから、本市の高齢化は急速に進んでいくと考えられます。

この影響として、高齢者福祉に係るサービス量の増大や、介護保険財政のひっ迫などが予想されることから、適切なサービス水準の維持や、高齢者の健康づくりとともに、介護予防のさらなる推進などの方策を検討していくことが必要です。

また、高齢者が、経験を生かし、生きがいを持って活動できるまちとすることが必要です。

老年人口が占める割合



(出典) 東大阪市: 「平成12年国勢調査」および「平成17年国勢調査」総務省統計局より推計
 全国平均および全国類似都市平均: 「日本の市区町村別将来推計人口(平成20年12月)」
 国立社会保障・人口問題研究所



私の好きな東大阪の風景

石切劔箭神社

3. 財政分析の結果から 3. 得られた方向性

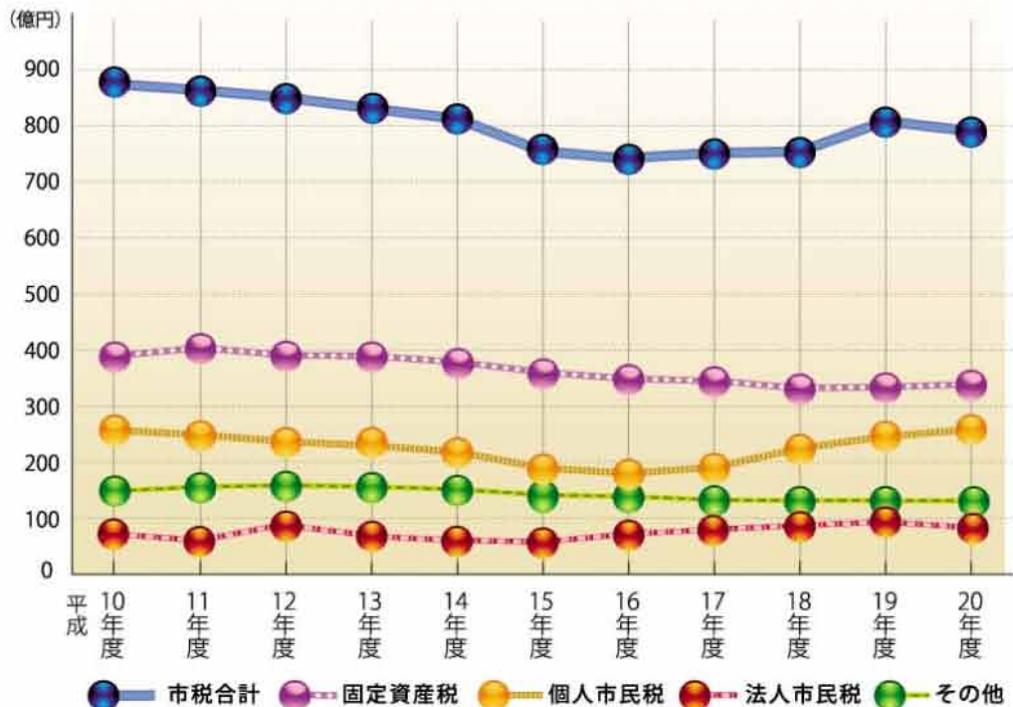
後期基本計画を確実に推進していくためには、市役所の財政力を高める必要があることから、市の財政状況を分析し、今後取り組むべき方向性を明らかにしました。

① 収入の増加に取り組めます

本市では、継続的に行財政改革を行ってきましたが、昨今の経済状況の影響を受けて、主な歳入である市税収入が減少傾向にあります。次のグラフは市税収入の推移を示していますが、平成10年度からの傾向を見ると、やや低下の傾向を示しています。今後、景気の動向による増減はあるものの、長期的には少子高齢化の影響を受け、市税収入はさらに減少していくことが予想されます。

従って、市税収入の増加につながる人口増加策や企業誘致、企業の活性化策を積極的に進めるなどの取り組みが必要です。

市税収入の推移



(出典)「市町村決算カード」東大阪市財務部

② 歳出の抑制に取り組めます

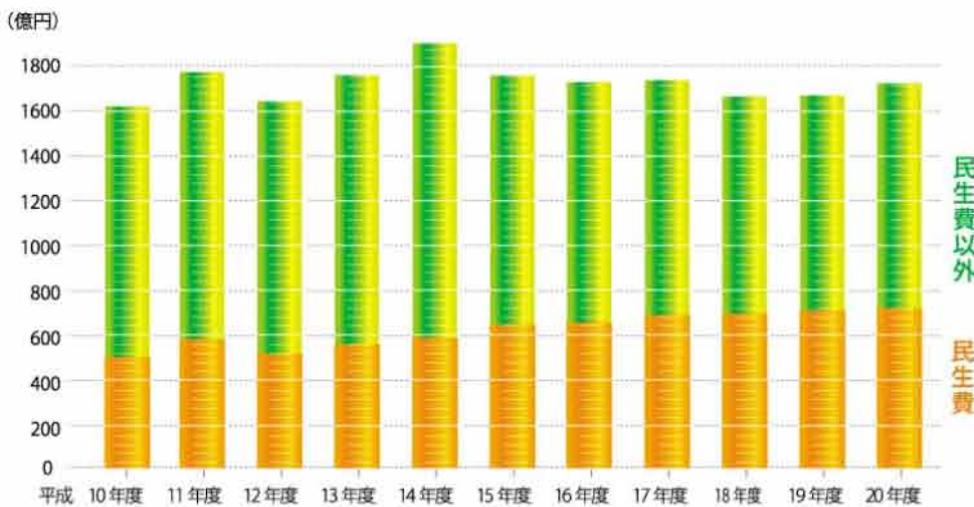
本市の普通会計^{*1}の年間歳出額は、1,700億円程度で推移しています。次のグラフは市役所の歳出と、社会保障関係経費などが含まれる民生費の推移を表しています。民生費は、平成10年度から平成20年度にかけて約200億円増加しています。

今後、少子高齢化の進展などの影響から、社会保障関係経費が増加することで、民生費はさらに増加していくことが予想されます。

市税収入の減少が見込まれる中、民生費をはじめとした歳出を抑制するためには、市役所の業務全般の点検を行うことで無駄を省くなど、行政サービスを常に見直すとともに、市民の生活基盤を強化するための取り組みが必要です。

※1 普通会計：自治体ごとに異なる会計区分を、他の自治体と比較できるように整理した、一般行政部門の会計区分。

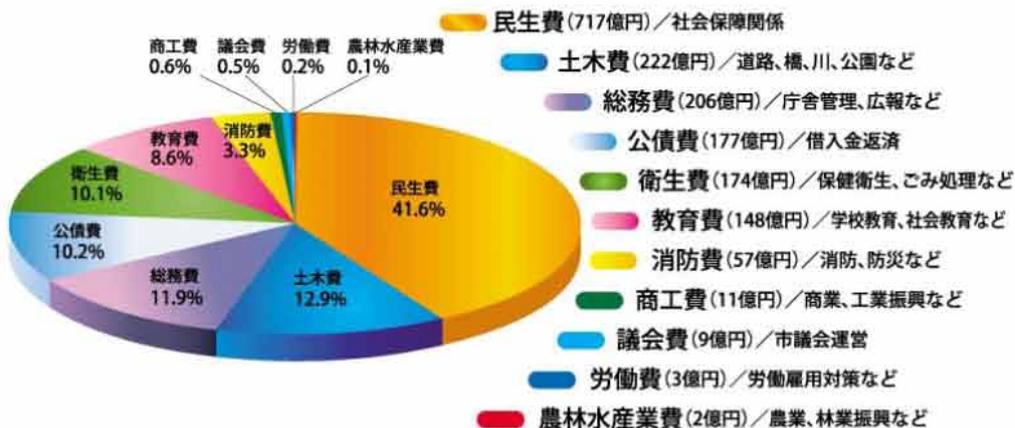
歳出総額に占める民生費の推移



(出典)「市町村決算カード」東大阪市財務部

東大阪市の歳出内訳

平成20年度



(出典)「市町村決算カード」東大阪市財務部



私の好きな東大阪の風景

石切

3. 財政分析の結果から得られた方向性
東大阪市の今後の展望

③ 効果的な資産の形成と活用に取り組みます

本市では、効率的な財政運営と説明責任の向上を進めるという観点から、企業会計の考え方を取り入れたバランスシート^{※1}を作成しています。

平成20年度における市役所が保有する土地や建物などの資産は約5,500億円となっています。これは市民一人当たり約110万円の資産を持っていることになり、その主な内容は、学校の土地や建物などに代表される有形固定資産等の約98万円などです。

一方、これらの資産形成などに要した負債は約2,000億円となっています。これは市民一人当たり約40万円の負債を持っていることになります。

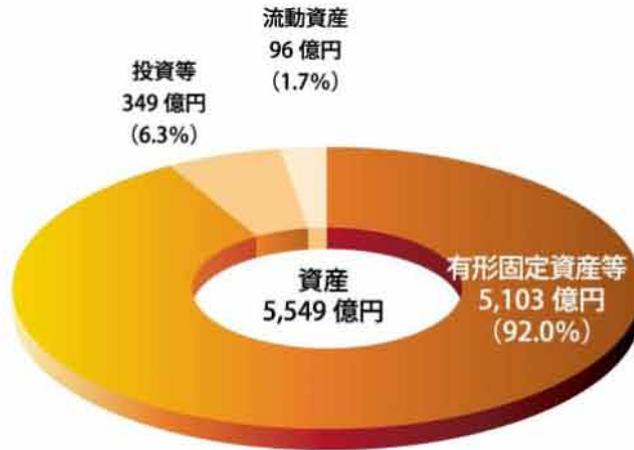
過去に取得した資産については、老朽化や耐震化への対応など、施設の改修が必要です。今後は、世代間の負担の均衡を図りながら、資産や負債の適切な管理を行っていく必要があります。

※1 バランスシート：一定時点における財政状態を明らかにするために作成される計算書で、すべての資産・負債・正味資産を記載したもの。貸借対照表ともいう。



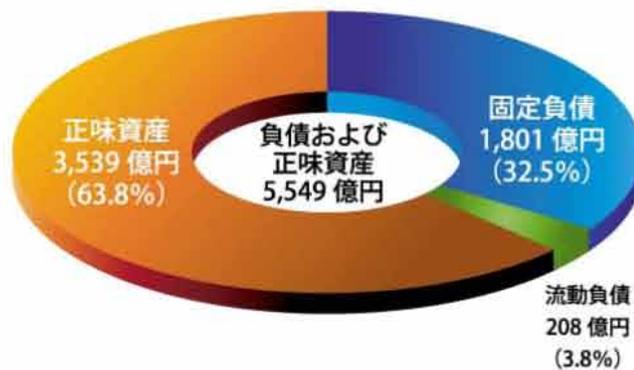
東大阪市の資産^{※2}

平成20年度



東大阪市の負債^{※3}および正味資産^{※4}

平成20年度



(出典)「バランスシート」東大阪市の財務部

- ※2 資産：市の財産として蓄積された社会資本など、行政サービスを提供するための資源として用いられるもの。
 有形固定資産等：資産のうち、土地、建物、備品など。
 投資等：資産のうち、財団法人などに対する出資金、市が直接貸し付けを行っている貸付金など。
 流動資産：資産のうち、現金、収入未済の市税など。
- ※3 負債：市が将来において支払いや返済の必要があるもの。
 固定負債：負債のうち、1年を超えて支払いの期限が到来するもの。地方債など。
 流動負債：負債のうち、1年以内に支払いの期限が到来するもの。1年以内に償還期限が到来する地方債の元金償還額など。
- ※4 正味資産：市が将来において支払いや返済の必要がないもの。国・府支出金、市の一般財源など。



私の好きな東大阪の風景
大阪城残念石

計画における まちづくりの方針



私たちの周りの環境は、地球全体とつながり、私たちの行動の一つひとつが地球とかかわっています。このことから、東大阪市民は地球市民であるという意識を持って、視野は広く、行動は地域から進めることが必要です。

また、東大阪市民が発展し続けていくためには、自然や文化、経済、社会など、市民生活を取り巻く環境を守り、資源の循環や分かち合いによって、将来世代の生活を損なうことなく、今の市民生活を豊かで満ち足りたものとしていくことが必要です。

後期基本計画では、めざす将来都市像「夢と活力あふれる 元気都市・東大阪」の実現に向けたさまざまな取り組みを実施するに当たり、その基本となる方針を次のとおり決めました。

① 持続可能なまちづくり

人口が減少し、少子高齢化が進む中、市民一人ひとりが、周りの人や自然環境、将来世代などへ配慮することに価値感を見出し、人間尊重の観点から多様な考え方を認め合い、豊かさを創造するとともに、豊かさを分かち合うことが必要です。

そのため、自然環境や社会資本、地域における資源や経済、コミュニティなど、ありとあらゆる物事を未来へとつなげ、将来世代も良好に暮らし続けることができるよう、市民生活者の視点による「持続可能なまちづくり」を進めていきます。

② 市民自治のまちづくり

地方分権は実践の段階となり、地域の身近な課題の解決や、地域の独自性を生かしたまちづくりに向けた、市民参加による自発的で多様な活動がより一層必要です。

このことから、市役所をはじめとする地域社会のさまざまな組織や個人が、お互いに尊重し合い、対等の立場で協働する「市民自治のまちづくり」を進めていきます。

これらのまちづくりを進めるに当たっては、豊富な自然や歴史遺産などの地域資源や、全国に名だたる中小企業の有する先進技術に代表される人的資源を生かし、新しい価値観や基準、新しい発想や手法を取り入れていくことが必要です。



私の好きな東大阪の風景

枚岡公園

計画の構成と内容



後期基本計画は大きく分けて、「部門別計画」と「地域別計画」、「行財政編」で構成されています。

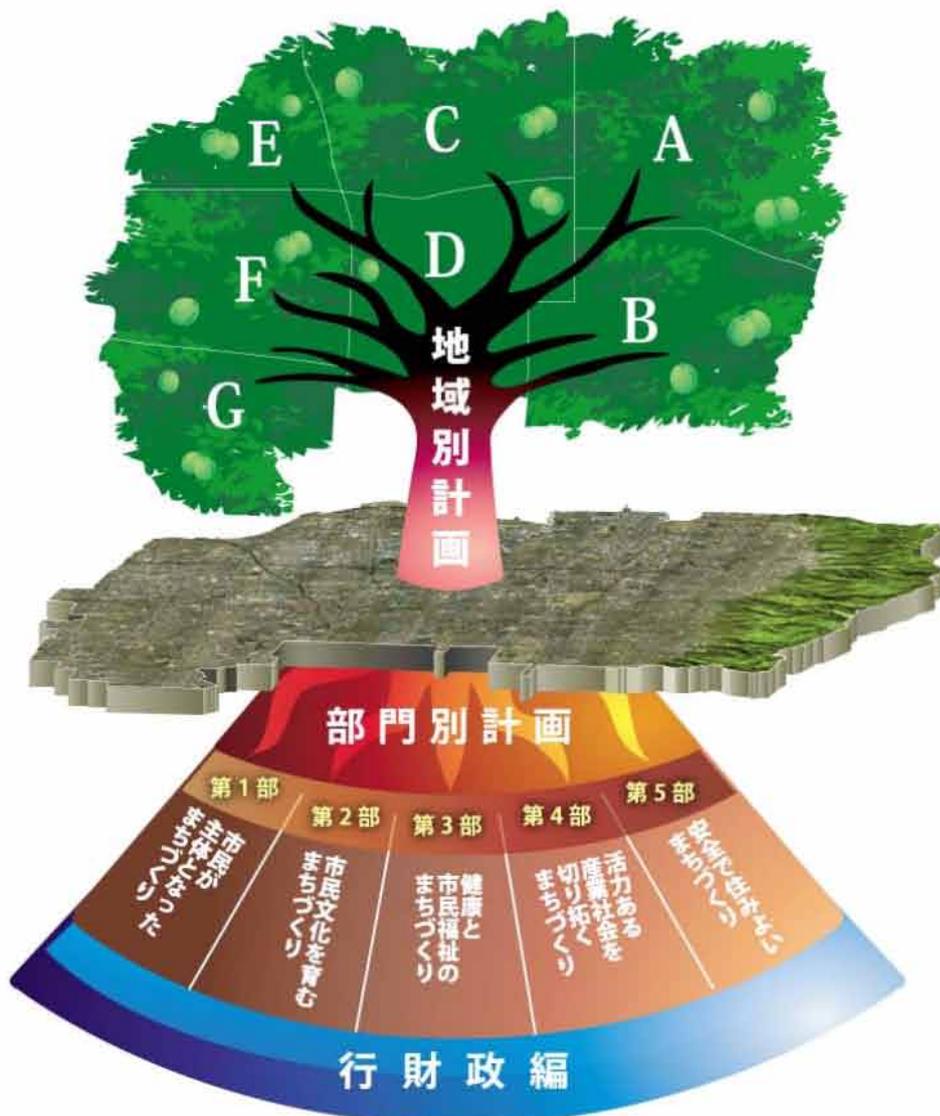
「部門別計画」は、東大阪市の将来都市像「夢と活力あふれる 元気都市・東大阪」を実現するための取り組みを、基本構想に定める5つの施策体系^{※1}に沿ってまとめたものです。ここでは、市役所が主体的に取り組む施策を中心としながら、その取り組みに関して市民の役割をまとめています。

また「地域別計画」は、地域の特性を生かした個性的なまちづくりを進めるため、市民が中心となって取り組んだ地域別ワークショップ^{※2}の提言をもとに、市民が考える地域の課題・取り組みについてまとめたものです。ここでは、市民の主体的な取り組みを中心としながら、その取り組みに関して市役所の役割をまとめています。

このように「部門別計画」と「地域別計画」は、お互いが密接に関連しています。

さらに「部門別計画」と「地域別計画」に示した取り組みを確実に進めていくためには、市役所の財政力や行政力を高めていくことが必要となることから、これらの取り組みを「行財政編」としてまとめています。

※1 5つの施策体系：「市民が主体となったまちづくり」「市民文化を育むまちづくり」「健康と市民福祉のまちづくり」「活力ある産業社会を切り拓くまちづくり」「安全で住みよいまちづくり」の5つ。
 ※2 ワークショップ：参加者が専門家の助言を得ながら問題解決を行う研究手法、または、その集まり。



私の好きな東大阪の風景
池島町

後期基本計画の特徴

後期基本計画は、計画に掲げる取り組みや目標が、市民にとって身近なものとなるよう、次のような特徴を持つ計画としました。

① 市民と共につくり上げた計画

後期基本計画が東大阪市にかかわるすべての人のものとなるよう、シンポジウム^{*1}やワークショップ、総合計画審議会、パブリックコメント^{*2}を開催、実施しました。

② 市民ニーズに基づく計画

市民意識調査を行うとともに、ワークショップの開催によって市民ニーズを把握しました。

③ 市民に分かりやすい計画

専門用語や行政用語の使用をできるだけ避け、市民の目線での表現を心掛けました。

④ 取り組み状況が見える計画

計画の進行状況や取り組みの効果を分かりやすく示すための指標(ものさし)をつくりました。

⑤ 市民と市役所の役割分担を示した計画

市の将来都市像の実現に向け、市民ができること、市役所が行うこと、市民と市役所が一緒に取り組むことなど、まちづくりにおけるそれぞれの役割を示しました。

⑥ 知りたいことが見付けやすい計画

施策の体系や地域ごとに紙面を構成し、施策や地域に関係する取り組みを容易に見付けることができるようにしました。

※1 シンポジウム:特定の問題について、数人が意見を発表し、それについて、聴衆の質問に答える形で行われる公開討論会。

※2 パブリックコメント:行政などが重要な政策の立案にあたって、原案を公表し、市民の意見を求め、それを考慮して決定する制度。



私の好きな東大阪の風景

らくらく登山道
から見た花園

写真撮影/神田さん

市民
公募



HIGASHIOSAKA

28

「対話する石たち」(花園中央公園)

p31 第1部 市民が主体となったまちづくり

p45 第2部 市民文化を育むまちづくり

p63 第3部 健康と市民福祉のまちづくり

p83 第4部 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり

p99 第5部 安全で住みよいまちづくり



部門別計画

市民が主体となったまちづくり

第1部

部門別計画

- p34 1節 市民が主体的に活躍するまち
- p36 2節 人権を尊重するまち
- p38 3節 男女が共に生き生きと暮らすまち
- p40 4節 平和の大切さを伝えるまち
- p42 5節 開かれた市役所のあるまち



私の好きな東大阪の風景

花園中央公園

写真撮影/大野さん

市民
公募

市民が主体となった まちづくり

地域コミュニティを基礎とした、市民の主体的な参加によるまちづくりを進めるとともに、人権の尊重と平和都市づくりを推進します。また、地方分権を視野に置いて効率的で活力ある行財政運営を進め、市民自治による開かれた市政の運営を図ります。

—— 実現に向けて取り組みます ——

1 節 市民が主体的に活躍するまち

- ① 地域の特性を生かしたまちづくりを進めます
- ② 市民によるまちづくりを応援します
- ③ 市民のまちづくりへの理解を深めます
- ④ まちづくりの担い手づくりを進めます

2 節 人権を尊重するまち

- ① あらゆる施策に人権尊重の視点を取り入れます
- ② 効果的な人権啓発・人権教育を進めます
- ③ 情報・相談機能を充実させます

3 節 男女が共に生き生きと暮らすまち

- ① 男女が対等な関係を築く意識を育みます
- ② 仕事と家庭が両立できる環境をつくります
- ③ 男女が生き生きと活躍できる職場をつくります
- ④ 男女が共にまちづくりを進めます
- ⑤ だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めます

4 節 平和の大切さを伝えるまち

- ① 市民の平和意識を高めます
- ② 子どもたちの平和学習を充実させます
- ③ 平和の重要性と核兵器廃絶のメッセージを世界に発信します

5 節 開かれた市役所のあるまち

- ① 市民の声に基づいて市政を進めます
- ② 市政にかかわる情報を分かりやすく発信します
- ③ 市役所が取り扱う市民の個人情報を守ります

○こんな東大阪市をめざします



1節 市民が主体的にまちづくりに取り組み、楽しさや達成感、連帯感を味わい、まちに誇りと愛着を持つことができるようにします。



2節 すべての人の人権が尊重され、いかなる差別もない豊かで明るいまちをつくります。



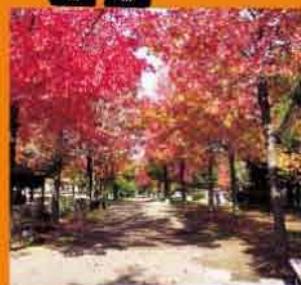
3節 男女が互いに認め合い、性別にかかわらず、一人ひとりの持つ個性や能力を発揮し、共に生き生きと暮らせるまちをつくります。



4節 平和の大切さを市民一人ひとりが実感し、平和を築き、後世に伝えていくまちをつくります。



5節 市民のための身近で開かれた、透明性の高い市役所をつくります。



私の好きな東大阪の風景

緩衝緑地公園

市民が主体的に活躍するまち

基本方針

市民だれもが自分たちのまちに誇りと愛着を持てるよう、自分たちのできることを生かして、責任を持って主体的にまちづくりを進め、楽しさや達成感、連帯感を味わえる環境をつくります。

そのため、地域の特徴を生かすことや、市民によるまちづくり活動の自立を促すこと、活動への理解を深めること、活動の担い手となる人材や団体などを育てることなどに取り組みます。

これらの取り組みを行うに当たっては、市民と市役所が対等な関係で、互いを尊重し合い、目的と課題を共有し、協力して活動することによって、活力あるまちづくりを行う、公民協働を基本にします。

現状と課題

本市では、多くの市民や団体などがまちづくり活動に参加するようになり、まちづくり活動は地域に無くてはならないものとなっています。これまでリージョンセンター^{※1}における活動や、自治会館の設置などへの支援を行ってきました。

地域が持つ資源や抱える課題はさまざまです。今後さらに、地域のまちづくりを進めるためには、市民のまちづくり活動の中核施設であるリージョンセンターを拠点として生かし、さまざまな市民や団体などが、それぞれの立場を生かして、話し合いの場に参加するとともに、地域の特性を生かしていく必要があります。

また、「市民ふれあい祭り」などを通して、市民や団体などが連帯感を持ち、地域に誇りと愛着が持てるような取り組みを進めてきました。今後は、まちづくり活動がより自主的に、自立して進められるようにすることが重要です。

一方、まちづくり活動に対して、特に若年層や仕事が忙しい働き盛りの人など、比較的関心の薄い層への働き掛けが十分とは言えません。さらに多くの市民が興味や関心を持てるよう、多様な層の人々にまちづくり活動の重要性を伝えていくことも求められます。

さらに、自立した活動としていくためには、活動がさまざまな年代の多くの市民や団体などによって支えられるとともに、中心的役割を果たす人材を増やす取り組みも必要です。

※1 リージョンセンター：地域活動の活性化と市民サービスの向上のため、7つの地域別計画区域に設置した施設。

目標指標

市民が主体となったまちづくりが進められていると思う市民の割合
平成20年 17.4% ▶ 平成32年 UP



取り組みのあらまし

1 地域の特徴を生かしたまちづくりを進めます

市民が主体となって、7つの地域別計画区域^{※2}の特徴を生かしたまちづくりを進めるために、地域で活動する市民や自治会、リージョンセンター企画運営委員会、学校、ボランティアグループ、NPO^{※3}、企業などが協力できるような場やネットワークなどの活動環境づくりを進めていきます。

また、本市の特性である大学の集積を生かしたまちづくりに取り組んでいきます。

※2 地域別計画区域：日常生活圏や幹線道路、河川の状況などにより設定した、まちづくりを考えていく上での目安となる区域。

※3 NPO：公益実現のための事業や市民活動を行う、営利を目的としない民間組織。

2 市民によるまちづくりを応援します

自立したまちづくり活動に必要とされる支援は、立ち上げ時期、円熟期など活動段階によって、また、経費が必要なのか、あるいは人や活動場所が必要なのかなどによっても、内容が異なります。このため、まちづくりに取り組む市民や団体などが、活動段階に応じて必要とする支援が得られるようにします。

3 市民のまちづくりへの理解を深めます

市民や市役所の、まちづくり活動に対する理解、協力を深めるため、広報紙やホームページをはじめとしたさまざまな手法により情報を発信していきます。

また、活動する市民や団体などが、まちづくり活動を楽しみ、活動によって達成感などを味わえるよう情報を提供していきます。

4 まちづくりの担い手づくりを進めます

まちづくり活動に参加したことのない市民に参加を促していくことをはじめ、多くの市民が活動に参加し、地域のまちづくりに取り組んでいけるよう、あらゆる年代層へ働き掛けていきます。そのことによってまちづくりの担い手を増やすとともに、活動の中心的な役割を担う人材や団体などを育てていきます。

みんなで…

一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、まちづくり活動への理解を深め、参加しましょう。

自分たちでできることは自分たちで取り組みましょう。

さまざまなまちづくり団体は相互に理解を深め、積極的に交流しましょう。



私の好きな東大阪の風景

花園中央公園

人権を 尊重するまち

基本方針

人権は、すべての人が生まれながらに持っている、最も基本的な権利であり、人権を尊重した、いかなる差別もない豊かで明るいまちをつくります。

そのため、市民や事業者、教育関係者、関係機関、市役所などが連携、協力し、同和問題や、外国籍住民、障害のある人、子ども、高齢者、女性などの人権問題の解決に向け、横断的な取り組みを進めます。

現状と課題

本市では「人権のまちづくり」をめざして、人権啓発・人権教育などに取り組んでいます。

同和問題や、外国籍住民、障害のある人、子ども、高齢者、女性などの人権問題は、これまでその解決に向け啓発事業に取り組んできましたが、差別事象は今なお起こっており、多様化しています。

問題を解決するためには、さまざまな分野にわたる人権施策をより充実させる必要があります。また、インターネットへの書き込みによる新たな人権侵害の発生など、人権問題を取り巻く社会の変化に対応していくほか、効果的な人権啓発・人権教育により正しい知識を広め、市民が互いに人権を守るための取り組みを進めていく必要があります。

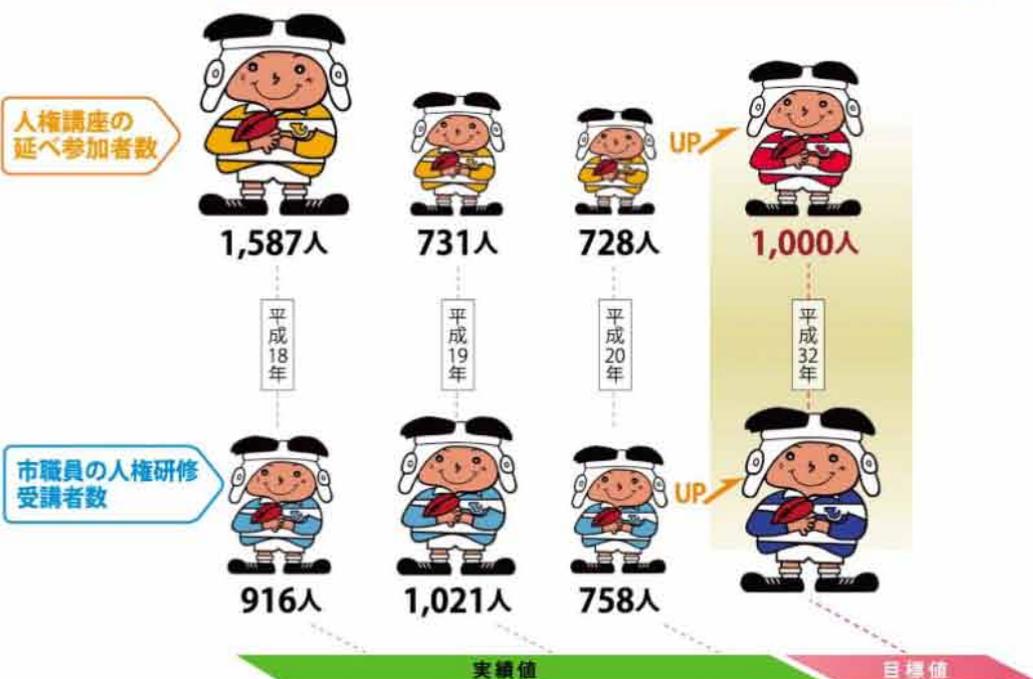
さらに、社会情勢の変化に伴う市民の人権に関するあらゆる相談に適切に対応できるよう、情報・相談の機能を高める必要があります。

目標指標

人権を尊重したまちづくりが進められていると思う市民の割合

平成20年
21.8%

平成32年
UP



取り組みのあらまし

1 あらゆる施策に人権尊重の視点を取り入れます

人権が尊重されるまちづくりを進めるため、あらゆる施策に人権尊重の視点を取り入れます。とりわけ、人権施策の実施に当たっては、総合的、計画的に進めていきます。また、すべての市職員が人権意識を持って仕事に取り組んでいきます。

2 効果的な人権啓発・人権教育を進めます

市民が人権問題を自らの問題としてとらえ、より多くの市民が人権問題への理解を深めることができるよう、参加しやすく、市民ニーズに合った、効果的な人権啓発・人権教育を行っていきます。

また、市民や事業者、教育関係者、関係機関などが連携して、人権に関する取り組みを進められるよう、場所や機会を提供していきます。

さらに、これらの取り組みを通じて人材育成や市民間交流が行われ、人権啓発・人権教育が市民や地域に密着したものとなるようにしていきます。

3 情報・相談機能を充実させます

インターネットの普及、価値観の多様化などの社会情勢の変化に伴う、人権問題の複雑化、多様化に対応するために、相談機関のネットワークを充実させます。このネットワークを生かして、的確な情報収集・発信を行い、相談を受けようとする市民や事業者などが、必要な情報を簡単に手に入れられ、より一層適切な相談を受けられるようにします。

みんなで…

人権問題を他人事ではなく自分に引き寄せて考え、自らの問題としてとらえ行動しましょう。

家族や友人など身近な人と身近なところで一緒に人権問題を考えましょう。



私の好きな東大阪の風景

らくらく登山道

男女が共に生き生きと暮らすまち

基本方針

男女が互いに個人としての尊厳を認め合い、性別にとらわれることなく個性や能力を発揮しながら、生き生きと暮らせるまちをつくります。

そのため、性別による固定的な役割分担意識を無くし、男女が社会のあらゆる分野で対等に活躍するとともに、仕事と家庭を両立して暮らしていけるよう、取り組みます。

現状と課題

本市では、すべての人の人権尊重と男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画推進条例を制定し、行動計画を策定しました。また、共に活動を進めていくための拠点施設として男女共同参画センター・イコーラムの設置などに取り組んできました。

しかし、性別による固定的な役割分担意識、これに基づく制度や慣行が根強く残っており、多くの市民が男女間の不平等を感じている状況があります。

男女が共に生き生きと暮らせるまちにするためには、市民一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、男女が共にまちづくりに取り組んでいくことが必要です。また、男女が共に仕事と家庭の両立が可能な環境をつくることが求められています。

また、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス^{※1}などの暴力行為、ストーカー行為などが社会問題化していますが、その被害者のほとんどが女性であるのが特徴です。だれもが安心して暮らせるよう、これらの暴力行為を根絶することが必要です。

※1 ドメスティック・バイオレンス：夫婦や恋人など親密な関係にある者から加えられる暴力。物理的な暴力だけでなく、脅し、無視、言動の制限なども含まれる。

目標指標

男女が共に生き生きと暮らせるまちづくりが進められていると思う市民の割合

平成32年
UP



取り組みのあらまし

1 男女が対等な関係を築く意識を育みます

性別による固定的な役割分担意識に基づく不平等を無くし、対等な関係をつくるためには、市民一人ひとりの意識が変わる必要があります。特に、依然として男女共同参画に対する男性の意識が低いことから、男性を対象とする啓発に取り組むなど、男女が共に男女共同参画への理解を深め、意識を高めていくきっかけとなるような学習機会を提供していきます。また、女性にかかわるさまざまな問題について、男女が共に国際的な視野で意識を高めることができるよう、情報を集め、発信していきます。

2 仕事と家庭が両立できる環境をつくります

男女が共に経済的、家庭的責任を担い、支え合うことで、互いが仕事と家庭を両立し、地域活動も行っていけるよう、支援していきます。

特に、子育てや、男性が積極的に家事や育児に携わることへの支援、仕事と家庭が両立しやすい環境づくりに向けた市民や事業者などへの働き掛け、「もっと」「もう一度」働きたいと思う女性への支援に取り組んでいきます。

3 男女が生き生きと活躍できる職場をつくります

男女が共に生き生きと働くためには、互いに職業上の対等なパートナーとして認識し合い、能力を十分に発揮できる環境が必要です。しかしながら、いまだ多くの職場において女性が正当に評価されていないことから、事業者に対し、男女の別なく正当に能力が評価され、発揮できる機会が保障されるよう促していきます。また、セクシュアル・ハラスメントなどの防止、職場における健康保持や母性保護への取り組みを促していきます。

4 男女が共にまちづくりを進めます

男女が互いの意見や視点を反映させて、地域生活におけるさまざまな問題を解決し、住みよいまちづくりを進めていくために、各種会議などへの女性の積極的な参画を促すなど、あらゆる場面での女性の参画拡大を進めていきます。

また、防災や災害復興などの新たな取り組みを必要とする分野においても、男女共同参画を推進していきます。

さらに、男女共同参画の視点を持って主体的にまちづくりを進めている市民や団体を支援していきます。

5 だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めます

だれもが安心して暮らすには、暴力に脅かされることのない、健康で自立した生活が必要です。特に女性に対する暴力は、女性の尊厳を侵害する行為であり、その根絶に向けて取り組んでいきます。また、ドメスティック・バイオレンスなどの被害者支援のため、関係機関との連携を強化します。さらに、男女が互いに「性」に対する正しい認識と理解を深められるよう、特に「生涯にわたる女性の健康の考え方」^{※2}の浸透に努めていきます。

※2 生涯にわたる女性の健康の考え方(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)：個人、特に女性に対し、子どもをいつ何人生むか、生まないかなど、自分の体と健康について自分で選択、決定できる権利が保障される考え方。

みんなで…

男女共同参画を、家庭や地域での、生活や働き方などにかかわる身近なものとしてとらえ、一人ひとりが意識を持って行動しましょう。

学習機会などを利用して意識を高め、家族や友人などの身近な人や地域、職場へ働き掛け、男女共同参画への理解を広げましょう。

審議会などに積極的に参画するとともに、自主グループをつくって活動や発信をしましょう。



私の好きな東大阪の風景

恩智川

平和の大切さを伝えるまち

基本方針

平和は人間として生きるための基本であり、全世界の共通の願いです。市民一人ひとりが平和の大切さを実感し、平和を築き、後世に伝えていくまちをつくります。

そのため、平和への意識を高め、非核平和の重要性を認識できるよう、平和についての啓発や平和学習に取り組みます。

現状と課題

本市では、非核「平和都市宣言」を掲げ、平和の重要性とこれを脅かす核兵器の廃絶を全世界に訴えてきました。また、さまざまな催しの開催や啓発教材の作成など、平和意識の普及啓発に取り組んでいます。

今日、平和や非核は全世界共通の願いです。しかし、国際社会においては地域紛争、国際テロなどが多発している状況にあります。平和や非核の大切さを世界に伝えていくことは、非核「平和都市宣言」都市としての重要な役割であり、なお一層、一人ひとりの平和意識の向上が求められています。

今後は、市民一人ひとりの平和への意識を高めるために、平和啓発事業や、学校教育の場や地域における平和学習の充実が求められています。

目標指標

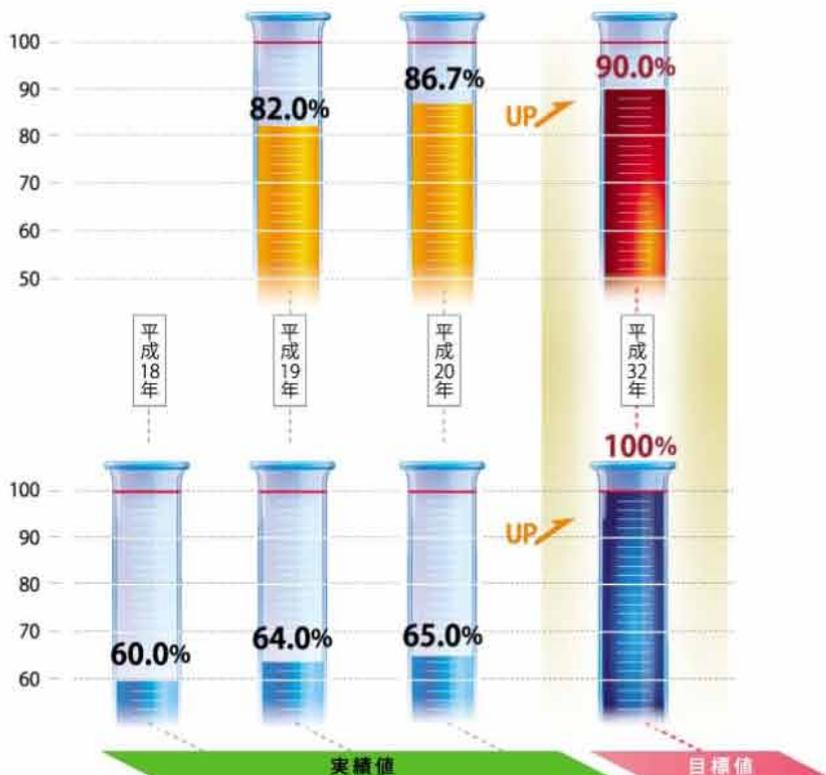
平和を意識したまちづくりが進められていると思う市民の割合

平成20年
26.1%

平成32年
UP

平和事業の参加者満足度

修学旅行で平和学習に取り組んでいる学校の割合



取り組みのあらまし

1 市民の平和意識を高めます

市民の平和意識が高められ、多くの市民に関心を持ってもらえるような啓発に取り組んでいきます。また、戦争の悲惨さを風化させないよう取り組んでいきます。さらに、平和啓発に関する情報提供や教材の貸し出しなど、市民の自主的な平和啓発活動が進められるよう支援していきます。

2 子どもたちの平和学習を充実させます

子どもたちが平和への関心を持ち、自ら平和と命の尊さを理解することができるよう、平和学習の場をつくとともに、子どもや保護者、地域の住民、教職員の平和への意識を高め、平和につながる行動を支援していきます。また、学校園での取り組みに加えて、「東大阪市平和のつどい」などの多様な機会を設けるほか、補助教材の作成によって学習効果を向上させます。

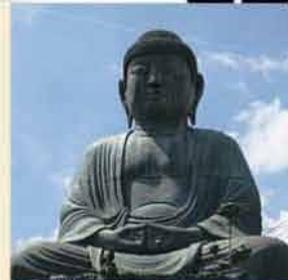
3 平和の重要性と核兵器廃絶のメッセージを世界に発信します

平和や非核は全世界共通の願いであり、平和の重要性と核兵器廃絶のメッセージを世界に向けて発信していきます。その際には、非核宣言自治体などとの連携、情報交換を通じて、効果的な取り組みとなるよう努めていきます。

みんなで…

非核「平和都市宣言」の趣旨を踏まえ、平和の大切さを知り、伝えましょう。

戦争体験、被爆体験を伝えましょう。



私の好きな東大阪の風景

石切参道筋

開かれた市役所のあるまち

基本方針

市民には「知る権利」が、市役所には「説明責任」があります。市民が主体となったまちづくりの実現のためには、開かれた透明性の高い市役所であることが重要です。

そのため、個人情報の保護には十分配慮した上で、積極的に情報を受発信するとともに、市民と市役所が互いの立場を尊重した、対話と参加の機会を設けます。

また、市役所業務は常に説明責任を伴い、職員一人ひとりが市役所の広報広聴を担うという認識を持ち、より一層身近で市民に開かれた市役所をめざします。

現状と課題

本市では、市政だよりや市ホームページなど、さまざまな手段で市役所の情報を市民に発信するとともに、市政世論調査などにより市民の意見を把握するなど、双方向の対応を進めてきました。また、情報の発信・提供や、市民の意見を市政に反映させるための取り組みであるパブリックコメントや情報公開、個人情報保護などの制度化を進めてきました。

今後、さらに開かれた透明性の高い市役所とするために、事業の計画段階などから市民ニーズを的確にとらえ、意見を反映させるための仕組みや、意見を出しやすい環境をつくる必要があります。

また、市民に市政への関心を持ってもらえるよう情報発信の方法を工夫することや、市民が活用しやすい形で情報を提供していくことも必要です。市政にかかわるさまざまな情報を、だれもが確実に、また容易に入手することができるような仕組みづくりが求められています。

このほか、市役所が取り扱う市民の個人情報を守るための取り組み、特に電子化した情報の適正な取り扱いも課題となっています。

目標指標

市役所は市民の意見を広く聴き、
情報公開が進んでいる
と思う市民の割合

平成20年
17.8%

平成32年
UP



※1 情報セキュリティポリシー:個人情報や行政運営上の情報などの情報資産を、さまざまな脅威から防御し、安全に運用するための考え方や対策基準。

取り組みのあらまし

1 市民の声に基づいて市政を進めます

多様化する市民の意見や要望を的確に把握し、市政に反映させるため、調査や意見募集などを進めるとともに、相談窓口を充実させます。市民の意見や要望は、整理、蓄積して市政に生かすとともに、公表してだれもが確認できるような仕組みをつくります。

2 市政にかかわる情報を分かりやすく発信します

すべての世代の人に市政への興味を持ってもらえるよう、市政にかかわるさまざまな情報を整理し、市政だよりや市ホームページ、市政情報コーナー、ケーブルテレビなどの手段を活用して、分かりやすく情報を発信していきます。また、市役所の基本データを統計資料として市民に提供することで、市役所をもっと身近に感じてもらうようにします。

さらに、情報公開制度を充実させるとともに、各種会議の公開を進めていきます。

3 市役所が取り扱う市民の個人情報を守ります

市民のプライバシーを保護するため、市役所が取り扱う個人情報を保護する取り組みをより一層進めていきます。特に、個人情報を取り扱う際には、職員一人ひとりが法令を守るだけでなく、高い倫理観を持って業務を行っていきます。また、個人情報の流出を防ぐために、組織内での相互チェックの仕組みを充実させます。

みんなで…

市役所が発信する情報に関心を持ちましょう。

市政に参加する意欲を持ちましょう。



私の好きな東大阪の風景
東大阪市役所



市民文化を育むまちづくり

第2部

部門別計画

45

- p48 6節 文化に親しめるまち
- p50 7節 歴史や伝統を大切にするまち
- p52 8節 多くの国・地域や人の交流が育まれるまち
- p54 9節 いくつになっても学べるまち
- p56 10節 学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまち
- p58 11節 青少年が健やかに育つまち
- p60 12節 スポーツを楽しめるまち



私の好きな東大阪の風景

東大阪市役所

写真撮影/中尾さん

市民
公募

市民文化を育む まちづくり

交流による市民文化の創造を進め、市民の生涯を通じた学習環境の充実を図るとともに、次代を担う青少年が健やかに育つまちづくり、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。

—実現に向けて取り組みます—

6節 文化に親しめるまち

- ① あらゆる施策に文化の視点を取り入れます
- ② 魅力ある文化情報を把握し、発信します
- ③ 文化施設を有効に活用します
- ④ 文化に親しむ機会を提供します

7節 歴史や伝統を大切にするまち

- ① 市民と共に文化財保護を進めます
- ② 歴史・文化を感じられるまちづくりを進めます
- ③ 文化財の普及啓発を進めます
- ④ 市史の編さん、活用を進めます

8節 多くの国・地域や人の交流が育まれるまち

- ① 外国籍住民を支援し、社会参加を進めます
- ② 市民に多文化共生の大切さを伝えます
- ③ 諸外国との交流、協力を進めます
- ④ 交流の機会や場所を増やします
- ⑤ 東大阪市の魅力をつくり、発掘し、発信します

9節 いくつになっても学べるまち

- ① 生涯学習に関する情報を手に入れやすくします
- ② 利用しやすい生涯学習の場を提供します
- ③ 参加しやすい学習機会を提供します
- ④ 生涯学習を支える人材を発掘します

10節 学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまち

- ① 知・徳・体のバランスのとれた子どもを育みます
- ② 教育の質を向上させ、教育条件を整えます
- ③ 子どもが安心して学校に通えるようにします
- ④ 地域全体で子どもを育みます

11節 青少年が健やかに育つまち

- ① 青少年の健全育成につながる情報提供、啓発を進めます
- ② 青少年の立場で活動の場や機会を提供します
- ③ 青少年の健全育成を見守り、応援します

12節 スポーツを楽しめるまち

- ① だれもが身近でスポーツに親しめる機会を提供します
- ② 安全で利用しやすい施設整備を進めます
- ③ 「ラグビーのまち東大阪」のまちづくりを進めます

○こんな東大阪市をめざします



6節 長い歴史や地域で育まれた文化を大切に思い、文化に親しむことのできるまちをつくります。



7節 貴重な財産である歴史遺産や伝統を守り、大切にすまちなをつくります。



8節 国籍や民族の異なるすべての人が、認め合い、自分らしく生きながら、さまざまな交流が育まれるまちなをつくります。



9節 市民が生涯を通して学び合い、育ち合い、自らを高めることができるまちなをつくります。



10節 学校・家庭・地域が一緒になって、子どもたちの健康や学力、豊かな人権感覚、主体性や調和のとれた人間性を育むまちなをつくります。



11節 青少年が自らの誇りを持ち、責任を自覚し、たくましく健やかに育つまちなをつくります。



12節 市民がスポーツに対する関心や意欲を高め、スポーツを楽しむことのできるまちなをつくります。



私の好きな東大阪の風景
市民美術センター

文化に親しめるまち

基本方針

文化は心を豊かにし、生きがいを与えてくれます。長い歴史によって地域で育まれてきた、地域の特色を生かした文化に親しみ、大切に思う心を育みます。

そのため、あらゆる活動に文化の視点を取り入れるとともに、個性あふれる豊かな文化を発掘します。また、文化的な資源、情報を発信します。さらに、文化やその担い手を育み、市民が自ら文化活動に取り組める環境や、身近に文化に親しむ機会を提供します。

現状と課題

本市では、文化芸術振興条例や文化政策ビジョンをつくり、文化を振興する指針として取り組んできました。

文化は、さまざまな文化活動だけでなく、河内の伝統文化をはじめ、私たちの日々の生活様式やまちの景観、家風、慣習、習俗など、地域にあるもの、あるいは伝えられているすべてのものが文化であると言えます。

このように広く文化というものをとらえると、地域ではさまざまな文化活動が行われています。また、市民文化芸術祭など、市民と共に文化振興にも取り組んできました。

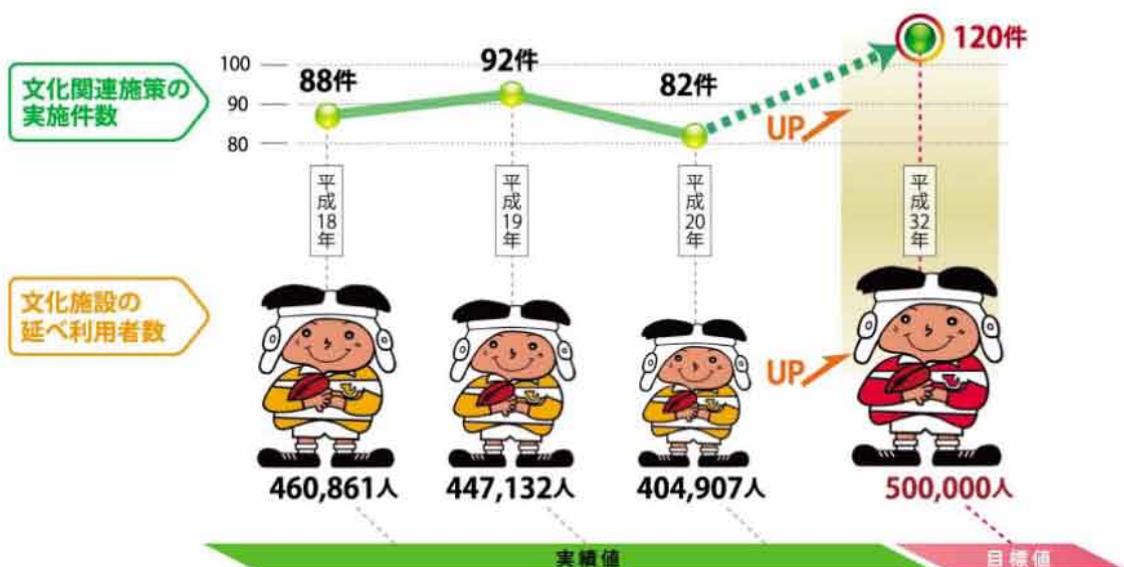
しかし、いまだ、多様な文化的資源を十分に活用できていないことや、文化の視点がおろそかになっていることも否めません。

今後の課題として、これまでの取り組みを総合的に組み合わせ、あらゆる施策に改めて文化を意識し、文化的な視点を取り入れることが求められます。また、地域の文化的資源を知り、発掘、発信し、市民の文化に対する理解と関心を高められるようにすることも必要です。

さらに、市内の文化施設は、市民の利便性向上の観点から整備の方法を検討していくとともに、より多くの市民が文化に親しめるよう、内容を充実させることが求められています。

目標指標

文化に親しめるまちづくりが進められていると思う市民の割合 **平成20年 29.4%** ➡ **平成32年 UP**



取り組みのあらまし

1 あらゆる施策に文化の視点を取り入れます

生活にゆとりや潤いをもたらし、誇りを持って心豊かに暮らせるよう、あらゆる施策に文化政策ビジョンに示された文化の視点を取り入れていきます。また、市民や企業、学校、市民活動団体などと共に、総合的かつ計画的に文化政策を進めていきます。

2 魅力ある文化情報を把握し、発信します

市民の文化活動や、歴史、自然、産業、人材といった地域の文化的資源を体系的に把握し、魅力ある文化情報として活用していきます。また、市民だけでなく広く全国に向けて、これらの情報を発信していきます。

さらに、多くの市民が文化情報を得ることができるよう、インターネットなどで情報交換できる仕組みをつくります。

3 文化施設を有効に活用します

既存の文化施設をネットワーク化することで、さまざまな文化施設を有効に活用できるようにするとともに、市民が便利に、気軽に文化活動を行えるようにします。

また、施設を整備する際には、文化活動の拠点やコミュニケーションの場などにもなるよう、さまざまな機能を備えた複合型の施設整備に取り組んでいきます。

4 文化に親しむ機会を提供します

さまざまな市民が、多様なニーズに応じた文化に身近に親しめるよう、気軽に参加できる催しから文化鑑賞までの幅広い機会の提供を行っていきます。

また、市民の自主的な文化活動や文化の創造により、多くの市民が文化に親しめる機会が増えるよう、市民文化活動の促進、支援や、文化の担い手となる人材の発掘、育成に取り組んでいきます。



みんなで…

地域の文化的資源に関心を持ちましょう。

地域の文化を知り、そのよさを伝えましょう。

文化活動に関心を持ち、参加し、その担い手となりましょう。



私の好きな東大阪の風景
司馬遼太郎記念館

歴史や伝統を大切に するまち

基本方針

歴史遺産や伝統はいったん失うと元には戻らない貴重な財産であることから、市や地域の、歴史や伝統を大切にするまちをつくります。

そのため、郷土の歴史遺産の調査、研究や、その保存と活用に努め、身近な歴史や伝統の啓発を行い、市民と共に文化財保護を進めます。また、古文書などの歴史資料を調査、整理ならびに保存、活用するとともに、古代から現代までを対象とした市史の編さんに努めます。

現状と課題

本市では、郷土に残された歴史遺産や土地に刻まれた歴史を調査、研究し、鴻池新田会所をはじめとする特に貴重なものを国・府・市指定文化財などとして保存するとともに、文化財施設における展示や体験学習などに取り組んできました。

市民が身近な歴史や伝統に親しみ、理解を深めるためには、市民がより関心を持てるよう働き掛け、市民と共に取り組みを進めていくことが求められます。

また、市民が日ごとの生活の中で歴史を感じられるようにすることも必要です。

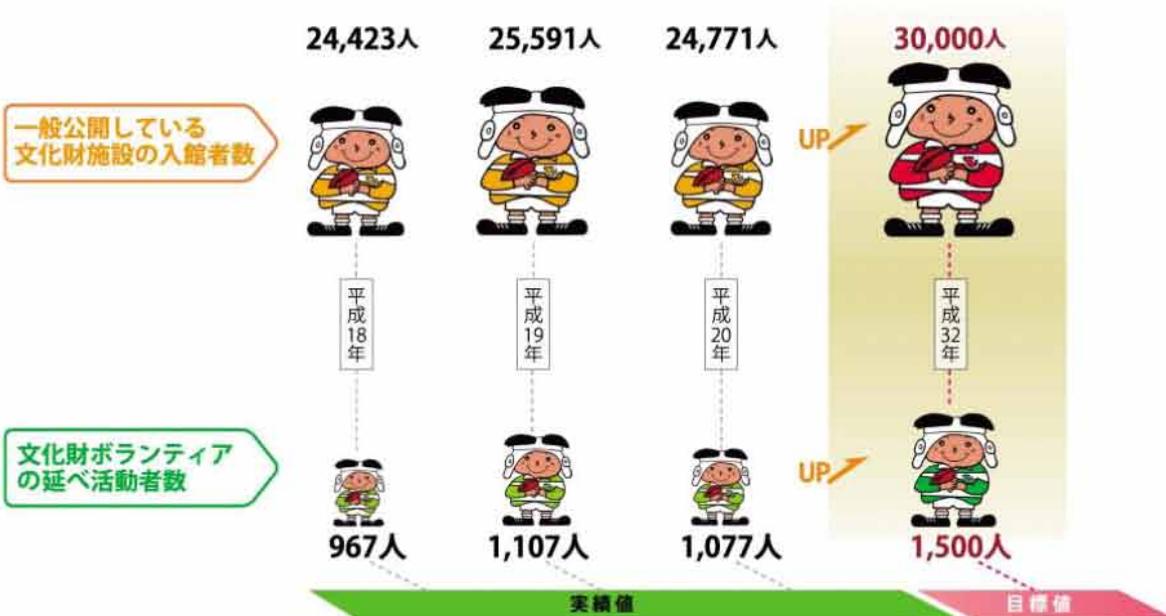
さらに、市民から寄せられた古文書については、市史として編さん、発行を進めていますが、今後は整理を早急に進め、史料を活用していくことが大切です。

目標指標

歴史や伝統を大切にす
まちづくりが進められてい
と思う市民の割合

平成20年
24.5%

平成32年
UP



取り組みのあらまし

1 市民と共に文化財保護を進めます

文化財を大切に守り、市の貴重な財産を後世に伝えていきます。市民と共に文化財の保護活動を進めることにより、地域に根差した愛着のある文化財の保護環境づくりを進めていきます。

2 歴史・文化を感じられるまちづくりを進めます

歴史遺産の適切な整備は、まち並みに風格を与えるとともに、地域の誇りともなることから、市内に豊富に存在する歴史遺産を活用した、歴史・文化を感じられるまちづくりを進めていきます。また、歴史遺産をつないだ歴史散策コースなど、気軽に歴史に触れることができる「みち」づくりを進めていきます。

3 文化財の普及啓発を進めます

市民が身近な歴史的遺産に興味や愛着を持ち、文化財についての理解を深めることができるよう、今日まで守り伝えられてきた貴重な市の文化財を、広く普及啓発していきます。

4 市史の編さん、活用を進めます

本市の、古代から現代に至る歴史的歩みや営みを明らかにし、市民の貴重な財産として後世に残すため、市史の編さん、活用を進めていきます。編さんに当たっては、親しみやすい内容とするほか、編さんされた史料を市民が気軽に活用できるよう、積極的に情報を発信していきます。



みんなで…

郷土の歴史遺産を知り、親しみ、守りましょう。

市の文化財のよさを身近な人から市外の人々まで広めましょう。

家に伝わる古文書などの歴史資料を提供しましょう。



私の好きな東大阪の風景

鴻池新田会所

多くの国・地域や人の交流が育まれるまち

基本方針

国籍や民族の異なる人々が、互いの考え方や文化、習慣の違いを認め合い、すべての人が自分らしく生き、交流が育まれるまちであることが大切です。

そのため、多言語で必要な情報を入手できるようにするとともに、異なる文化を持つ市民が理解し合うための機会をつくります。さらに、まちのよさを生かした交流を進めるため、まちの魅力的な情報を提供し、広く内外の人にもそのよさを伝えることで、訪れたいまちをめざします。

現状と課題

在日韓国・朝鮮人をはじめ、多くの外国人が暮らす本市では、早くから多文化に対応した施策を行ってきました。また、最近では、さらにさまざまな国籍や言語、文化、習慣を持つ人が定住し、複雑な相談や緊急時の対応が増えていることから、国際情報プラザの開設などに取り組んでいます。

今後も、外国籍住民を対象にした各種施策をさらに進めるとともに、市民の多文化への理解も深めていく必要があります。

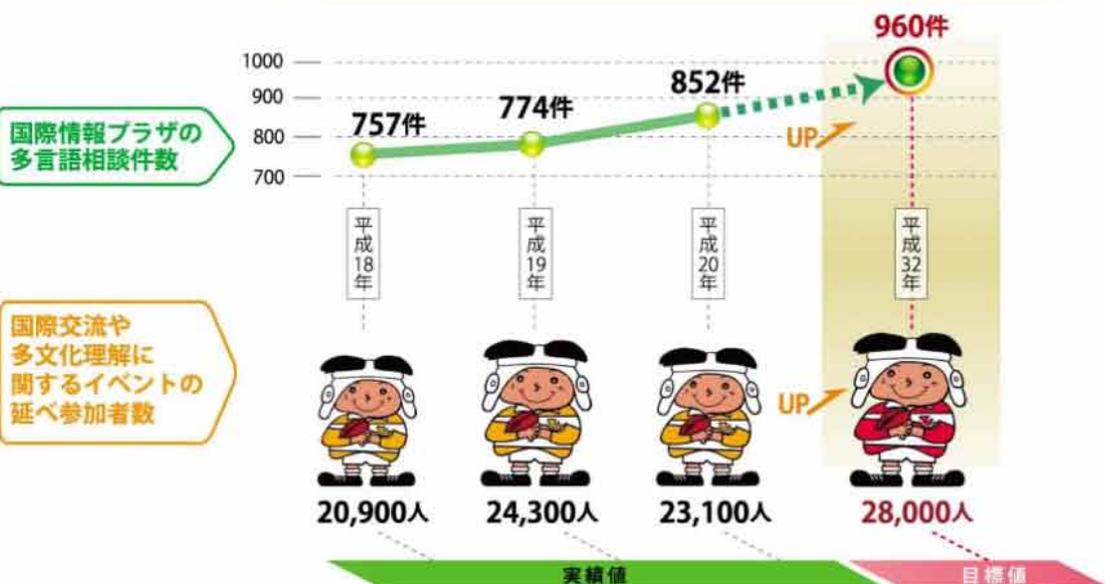
また、海外の人と交流する機会を生み出していくためには、姉妹都市^{※1}やアジアなどの国や都市などと、本市のよさを生かした取り組みが重要です。

市内の観光資源の活用としては、鴻池新田会所をはじめ、さまざまな観光施設を訪れる人が増えているものの、施設周辺のまちの魅力を観光に結び付けるまでには至っていません。今後は、まちの資源を生かした魅力の再発見、発信によって、本市がさらに魅力あるまちとなるようにする必要があります。

※1 姉妹都市：本市は、1959年にドイツのベルリン市ミッテ区(旧ヴェディング自治区)、1960年にアメリカのカリフォルニア州グレンデル市の2都市と姉妹都市提携を結んでいる。

目標指標

多くの国・地域や人の交流が盛んだと思う市民の割合
平成20年 19.6% ▶ 平成32年 UP



取り組みのあらまし

1 外国籍住民を支援し、社会参加を進めます

外国籍住民の日常生活に役立つ情報が簡単に手に入るようにします。そのため、多言語相談窓口を利用しやすくしたり、日本語や日本文化に親しむ機会を提供したり、インターネットなどを活用した情報提供などに取り組んでいきます。

また、市民や団体などとの連携、情報交換、協働により、外国籍住民の社会参加が進むよう支援していきます。

2 市民に多文化共生の大切さを伝えます

多くの市民が異なる文化を理解し合えるような啓発活動を行っていきます。市民が興味を持てるような講座を開催したり、催しを案内したりするなど、さまざまな手法で効果的な取り組みを進めていきます。

3 諸外国との交流、協力を進めます

本市の国際化を進め、広く国際協役に役立てるため、姉妹都市やアジアなどの国々との交流、協力を進めていきます。経済や教育、文化、生活などさまざまな分野での本市の特色、魅力を発信するとともに、海外の情報を収集することにより、国際交流を身近に感じられるよう、工夫していきます。

4 交流の機会や場所を増やします

市民がいろいろな文化に触れることのできる、交流の機会や場所を増やします。そのため、市役所が実施する事業に加えて、市民やNPOなどが行う事業を支援していきます。また、市民が気軽に集まり、地域の多文化交流事業などに参加することができる拠点施設の整備に取り組んでいきます。

5 東大阪市の魅力をつくり、発掘し、発信します

自然や歴史、文化、産業など、市内にあるさまざまな観光資源を有効的に活用し、また、新たな観光資源づくりや、既存の観光資源の掘り起こしなどを進め、多くの人が集う「魅力あるまち東大阪」を、東大阪観光協会とも連携し、市内外に広く発信していきます。

みんなで…

外国語や、やさしい日本語での情報の提供や、相談機関の紹介など、だれもが生活しやすいまちづくりに取り組みましょう。

国際交流や多文化理解などのイベントへの参加や、ボランティア活動を通じて、国際化への理解を深めましょう。

自らのまちの魅力をつくり、知り、発信しましょう。



私の好きな東大阪の風景
瓢箪山駅前

いくつになっても
学べるまち

基本方針

豊かな暮らしや充実した人生を送るため、市民が生涯を通して主体的に学び合い育ち合い、自らを高めていくことができるまちづくりを進めます。

そのため、市民が学べる「場所」や「機会」の提供や、「人材」に関する情報などを手に入れやすい生涯学習の環境づくりを進めます。また、市民自らが、あらゆる場所において、あらゆる機会を通じ、生涯にわたって楽しく学べるよう支援します。

現状と課題

本市では、東大阪市生涯学習推進計画に基づく取り組みを進めることによって、だれもがいつでもどこでも自主的に学習に取り組める環境づくりを進めてきました。その結果、生涯学習講座の参加者や自主的な学習グループが増えるとともに、社会教育センターや青少年女性センター、公民館、リージョンセンターなどの施設では、利用者や登録グループが増えるなど、いくつになっても学べるまちづくりが進んでいます。

今後、さらに生涯学習に取り組む市民や団体などを増やすとともに、市民や団体などが活動しやすくするためには、生涯学習に関する情報をいつでもどこでも手に入れることができるようにする必要があります。さらに、生涯学習に取り組むための利用しやすい場づくりや、参加しやすい機会や魅力あるプログラムの提供が必要です。また、講師を務めることのできる人材を確保することも課題となっています。

目標指標

生涯学習活動が盛んだと思う
市民の割合

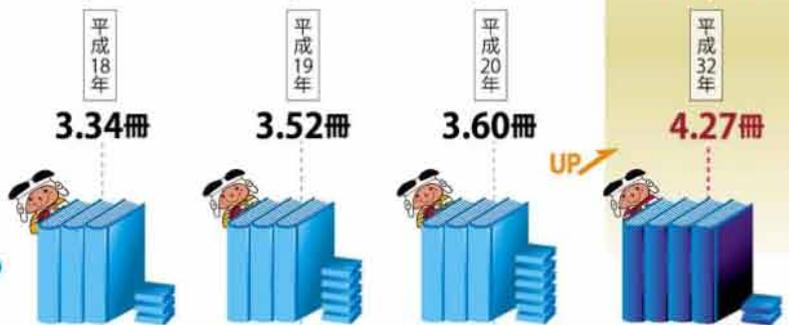
平成20年
20.2%

平成32年
UP

生涯学習に関する
講座やイベントの
延べ参加者数



市民一人当たりの
図書貸し出し冊数



実績値

目標値

取り組みのあらまし

1 生涯学習に関する情報を手に入れやすくします

生涯学習に関する情報を必要とする市民が、いつでもどこでも情報を入手できるようにします。そのため、市内での生涯学習情報を一元的に収集、発信できる情報ネットワークをつくとともに、情報紙やインターネット、ケーブルテレビなどを活用して情報を提供していきます。また、市民からの相談や問い合わせに対応できる仕組みをつくります。

2 利用しやすい生涯学習の場を提供します

市民が気軽に生涯学習に取り組むことができるよう、利用しやすい生涯学習の場の整備を進めていきます。また、より効果的な場の提供のため、生涯学習関連施設の整備やネットワーク化を進めていきます。さらに、図書館の蔵書の充実や、情報システムの活用などにより、市民が生涯学習活動において利用しやすい環境を整備します。

3 参加しやすい学習機会を提供します

多様化する市民ニーズに対応し、大学や事業者などと連携して学習機会、内容を充実させるとともに、情報技術を活用して学習機会を拡充するなど、市民に魅力的なプログラムを提供していきます。

4 生涯学習を支える人材を発掘します

市民の学ぶ意欲に応えられるよう、さまざまな分野や専門性を持った人材を発掘し、講師や支援ボランティアとして確保していきます。また、地域や分野ごとに蓄積されている人材に関する情報を、市民の必要に応じて提供する仕組みを検討していきます。



みんなで…

生涯学習に関心を持ち、興味を持った講座などに参加しましょう。

これまでの経験や学んだ内容を他の市民に伝え、広めましょう。



私の好きな東大阪の風景

大龍禅寺

学校・家庭・地域が一緒に進んで 子どもを育むまち

基本方針

本市の未来を担う子どもたちの健康や学力、豊かな人権感覚、主体性や調和のとれた人間性を育み、子どもたちの人格の完成をめざします。

そのため、教職員の資質や能力の向上、教育環境の整備、安全な学校園づくりに努めるとともに、子どもたちがすくすく育つ環境づくりのため、地域や家庭の教育力を活性化し、学校園と連携して教育に取り組みます。

現状と課題

本市では、小中学校の二期制や人権教育、健康教育などに取り組むことで、子どもたちの「生きる力」を育成してきました。また、教育環境を整えることを目的に、教職員の研修を実施するとともに、保護者負担の軽減、小中学校建物の耐震化、学校園の警備の実施、登下校時の見回り活動への支援、不登校児童生徒や障害のある子どもたちなどに対する支援を行ってきました。

今後は、東大阪市教育振興基本計画に基づき、教育施策を総合的かつ計画的に進めていくとともに、すべての子どもに応じた豊かな心と健やかな体を育むことがさらに期待されます。また、市民のニーズに応え、事業の見直しや効率化によって、教育の内容や条件など、質の向上をさらに進めるための取り組みが必要です。

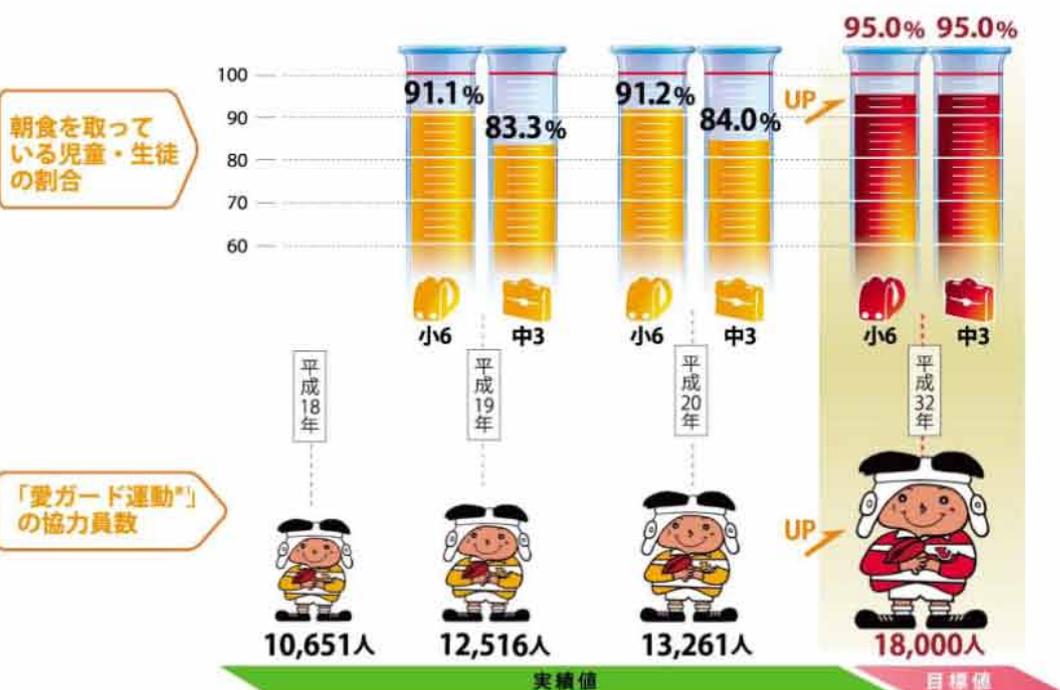
さらに、登下校時や学校内で子どもの安全が守られ、子どもが安心して教育を受けることができるようにすることが求められています。そのほか、子どもを地域全体で育むとともに、地域に開かれた学校園づくりを進めることも必要です。

目標指標

学校・家庭・地域が一緒になって
子どもを育むまちづくりが
進められていると思う市民の割合

平成20年
35.8%

平成32年
UP



※1 愛ガード運動：子どもたちの登下校中の安全を確保するため、すべての市立小学校区単位で行っている地域ボランティアによる見守りや巡回、あいさつ、声かけなどの活動。

取り組みのあらまし

1 知・徳・体のバランスのとれた子どもを育みます

すべての子どもに、幼児から高校生の各教育段階に求められる内容を踏まえた、きめ細やかな対応を行い、学習意欲や学力を向上させます。また、食育や保健指導などを通じて、豊かな人生を送ることができるようになります。

2 教育の質を向上させ、教育条件を整えます

子どもたちの豊かな人間形成につながるよう、教育内容・教育条件の質の向上を図ります。そのため、教職員の授業力向上と子ども理解を深めることを中心として、各種研修を通じた教職員の資質向上に取り組んでいきます。また、教育現場における情報化や、就園・就学について希望者のニーズに応じた経済的支援、学校園の規模や配置の見直しなど、教育条件の向上や適正化を進めていきます。

3 子どもが安心して学校に通えるようにします

子どもの安全を確保し、安心して学校に通えるようにします。学校施設の耐震化や学校園の警備など、子どもの安全確保に努めていきます。さらに、障害のある子どもや、医療的支援が必要な子どもをはじめ、すべての子どもにとって快適な環境整備を進めていきます。

また、いじめ・不登校対策などを進めるに当たっては、子どもや保護者が相談しやすい環境を整備するとともに、外部人材の活用など、効果的な支援を行っていきます。

4 地域全体で子どもを育みます

学校・家庭・地域との連携、協力を強化し、地域全体で子どもを育てていきます。地域の市民による教育ボランティア活動や地域教育協議会活動など、それぞれが役割と責任を自覚し、だれもが参加できるようにします。

また、家庭・地域と一体になった学校園の活性化をめざし、地域に開かれた学校園、地域が学校園を支える仕組みをつくり出します。

みんなで…

子どもの健康状態や学校園生活、友達とのかかわりに関心を持つとともに、生活や学習の習慣づくりなどを家庭で取り組みましょう。

子どもにかかわる問題が発生したときは、学級担任と連携、協力して解決しましょう。

子どもを育む環境づくりへかかわりましょう。



私の好きな東大阪の風景
石切小学校

青少年が 健やかに育つまち

基本方針

青少年が自らに誇りを持ち、責任を自覚し、たくましく健やかに成長することは、市民すべての願いです。

そのため、青少年が関心を持てるような活動の場や機会を広めるとともに、保護者だけでなく地域の市民が協力して青少年の健全な育成を見守ることで、青少年が社会的に自立し、コミュニケーション能力や体力が向上するよう、青少年が健やかに育つまちづくりに取り組みます。

現状と課題

本市では、「青少年健全育成都市宣言」を掲げ、青少年自らの努力を期待するとともに、家庭や学校をはじめ地域社会が一体となり、市民の総力を上げて青少年が健やかに育つまちづくりを進めています。

これまで、青少年団体の育成や指導員などの研修、青少年の健全育成のPRやキャンペーンなどを行ってきたことで、地域の人の参加も増え、青少年の健全育成の活動が地域に根付いてきました。また、小・中・高校生を対象として、友達づくりや学習の機会を提供してきました。

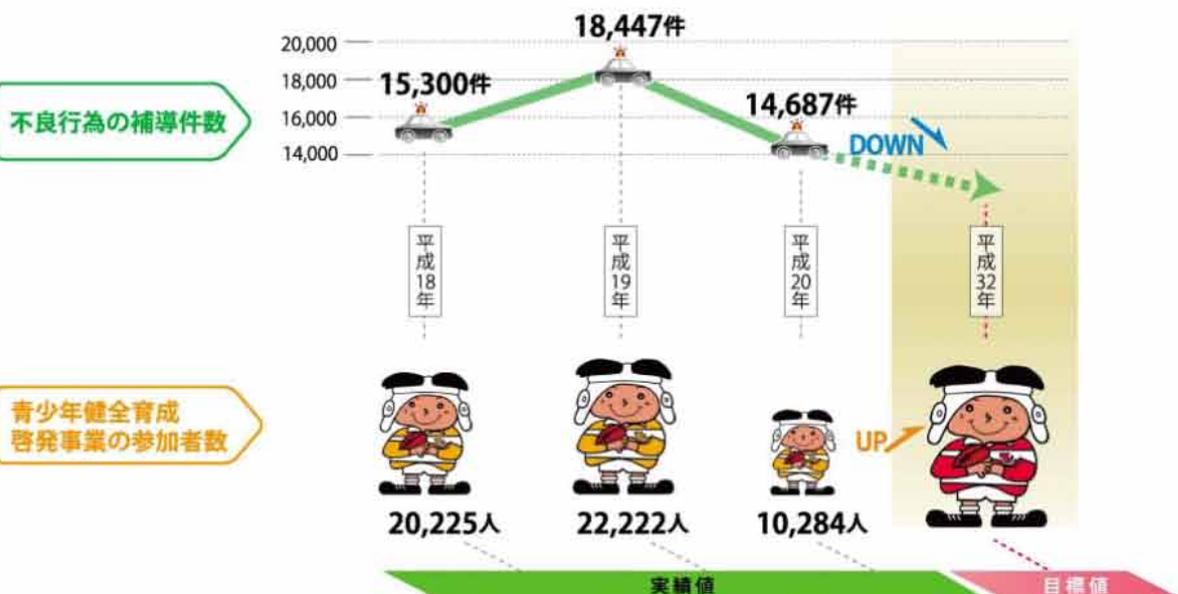
しかし、健全育成の活動が地域に根付く一方で、不良行為による補導件数が増加しているという現状から、今後はより効果的な啓発を進める必要があります。さらに、青少年を見守りながら、基本的な生活習慣を身に付けられるような指導や、青少年の社会的な自立やコミュニケーション能力、体力向上などにつながるよう、活動の場や機会を提供することが課題となっています。また、青少年が活動の場として利用する施設については、安全性を高めるために計画的な整備を行うことが必要です。

目標指標

青少年が健やかに育つ
まちづくりが
進められていると思う市民の割合

平成20年
22.4%

平成32年
UP



取り組みのあらまし

1 青少年の健全育成につながる情報提供、啓発を進めます

青少年の成長段階に応じて、青少年本人や保護者などの関係者が利用しやすい情報を、インターネットなどを活用して発信していきます。また、多くの市民や団体が青少年の健全育成、犯罪防止活動に関心を持ち、実践できるよう、効果的な取り組みを進めるなど、青少年の健全育成のための情報提供、啓発を進めていきます。

2 青少年の立場で活動の場や機会を提供します

青少年の社会的な自立やコミュニケーション能力、体力向上などにつながるよう、青少年の立場で活動の場や機会を提供していきます。

青少年活動施設を整備するほか、公共施設や学校施設などを活用し、さまざまな活動の場を提供するとともに、青少年団体などの自主的な活動支援を進めるなど、身近な地域での青少年の活動を促していきます。

3 青少年の健全育成を見守り、応援します

急激な社会情勢の変化や有害な環境から青少年を守り、青少年の健全育成を応援していきます。青少年の成長段階、個別事例に応じたきめ細やかな相談に応じられるよう、また青少年の問題行動を未然に防止するよう、関係機関との連携による相談機能・予防活動の、充実やネットワーク化を進めていきます。

さらに、自主的な青少年活動を支援するため、指導者などの人材育成、確保を進めていきます。

みんなで…

家庭では、家族が青少年の健全な生活習慣や生活リズムを支え、健やかな育ちへと導きましょう。

地域などで展開される、青少年の犯罪防止キャンペーンや啓発活動に関心を持ち、参加しましょう。



私の好きな東大阪の風景
らくらく登山道

スポーツを 楽しめ るまち

基本方針

「ラグビーのまち東大阪」としてラグビーの持つイメージを生かし、スポーツに対する市民の関心や意欲を高め、市民生活に健康と豊かさをもたらすことができるよう、スポーツを楽しめるまちをつくります。

そのため、市民がスポーツへの関心を高めることができる、さまざまなスポーツを楽しむ機会を提供します。また、市民が安全で利用しやすい施設でスポーツを日常的に行えるようにします。そして、それらの機会を通じて、市民の健康づくりや青少年の健全な育成につなげます。

現状と課題

本市では、「ラグビーのまち東大阪」宣言都市として、ラグビーが持つ「力強さ・たくましさ」「連帯性・団結力」「友情・すがすがしさ」というイメージを生かしたまちづくりを進めるとともに、競技としてのラグビーだけでなく、ラグビーのイメージを生かしたまちづくりに対するさまざまな支援も行っています。

また、市民のスポーツ意欲を高めるために、市民体育大会やラグビーカーニバル^{※1}、市民チャレンジ登山大会、講座の開催など、各種スポーツやレクリエーション活動に取り組んできました。

しかし、各種スポーツの指導者が高齢化しているなどの現状があり、より多くの市民がスポーツのよさに触れたり、市民自身がスポーツのよさを伝えていくことができる取り組みがさらに必要です。

また、施設面では、老朽化した建物や設備の計画的な修繕、大会などの開催に必要な駐車場や施設の周辺を整備することで、さらに安全で使いやすい施設とすることが課題となっています。

さらに、「ラグビーのまち東大阪」のまちづくりを一層進めることにより、ラグビーによる市民のふるさと意識の向上や、市内外へのイメージ発信を高めることが必要です。

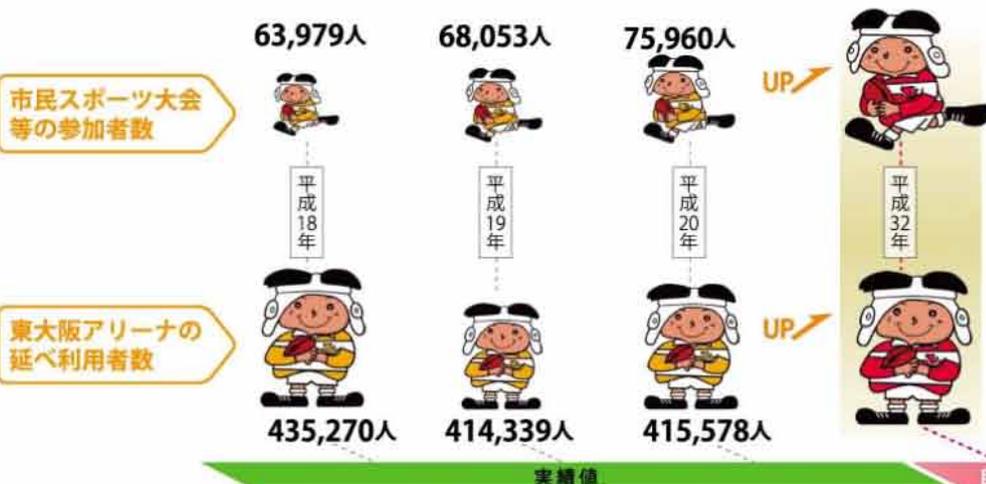
※1 ラグビーカーニバル：さまざまなラグビーチームによる交流試合や子どもラグビー体験教室など、幼児から成人までが終日ラグビーに親しめるイベント。

目標指標

生涯を通してスポーツを楽しめる
まちづくりが進められている
と思う市民の割合

平成20年
24.1%

平成32年
UP



取り組みのあらまし

1 だれもが身近でスポーツに親しめる機会を提供します

だれもがスポーツを通して健康で生きがいのある生活が送れるよう、身近でスポーツに親しめる機会を提供していきます。競技スポーツから、子どもから高齢者までが楽しめる軽スポーツやレクリエーションまで、市民のニーズに応じた機会を提供するとともに、より多くの市民がスポーツに親しめるような情報を提供していきます。また、スポーツ指導者やボランティアの育成を支援していきます。

2 安全で利用しやすい施設整備を進めます

市民にとって安全で利用しやすいスポーツ施設を整備するとともに、施設周辺の環境整備を行っていきます。また、公共施設など、より市民が利用しやすい施設の有効活用を進めていきます。

さらに、より市民に身近な施設となるよう、生駒山の自然環境など、施設の立地や独自性、歴史などを生かした催しや情報発信を行っていきます。

3 「ラグビーのまち東大阪」のまちづくりを進めます

ラグビーによる市民のふるさと意識の向上や、市内外へのイメージ発信のため、ラグビーの持つイメージを生かした、「ラグビーのまち東大阪」のまちづくりを市民と共に進めていきます。また、近鉄花園ラグビー場で行われるスポーツイベントの開催支援などを通じ、スポーツの素晴らしさに触れる機会を提供していきます。

みんなで…

日常的にスポーツを行う習慣を身に付け、健康づくりに役立てましょう。

スポーツに関する技術や知識を持ち、スポーツのよさを多くの人に伝えましょう。

スポーツ施設を利用する際は、施設内での分煙、資源ごみの分別など利用規則を守りましょう。



私の好きな東大阪の風景

花園中央公園

写真撮影/大原さん

市民
公募



健康と市民福祉のまちづくり

第3部

部門別計画

- p66 13節 健康で元気に暮らせるまち
- p68 14節 安心して医療を受けられるまち
- p70 15節 生活衛生が行き届いたまち
- p72 16節 みんなで支え合う福祉のまち
- p74 17節 安心して子どもを生子、育てられるまち
- p76 18節 高齢者が生きがいを持って暮らせるまち
- p78 19節 障害のある人が自立して生活できるまち
- p80 20節 生活自立相談や支援を受けられるまち



私の好きな東大阪の風景

日下町

写真撮影/ 棚谷さん

市民
公募

健康と市民福祉の
まちづくり

本格的な少子高齢化社会に対応して、子どもから高齢者までのすべての市民が、元気で生きがいのある生活が営まれるよう、保健、医療、福祉が連携した総合的なサービスの充実に努めます。

— 実現に向けて取り組みます —

13節 健康で元気に暮らせるまち

- ① 地域保健対策、健康危機管理対策を総合的に進めます
- ② 健康づくりや食育に取り組む市民を増やします
- ③ 疾病などの予防や早期発見に努めます
- ④ 感染症の予防と拡大防止に努めます
- ⑤ 特定疾患や呼吸器系疾患対策などを充実させます
- ⑥ 心の健康づくりに取り組みます

14節 安心して医療を受けられるまち

- ① 地域の医療関係機関の連携によって医療体制を整備します
- ② 医療機関の適正な利用を進めます
- ③ 医療機関などへの検査や指導をより充実させます
- ④ 市立総合病院の設備や機能を充実させます
- ⑤ 医療相談窓口を充実させます
- ⑥ 薬についての健康教育を拡充させます

15節 生活衛生が行き届いたまち

- ① 食品などの安全を確保します
- ② 良好な生活環境を提供します
- ③ 保健衛生に関する試験検査機能を充実させます
- ④ 斎場の改善に取り組みます
- ⑤ 飼い犬や飼い猫の適正な飼育を啓発します

16節 みんなで支え合う福祉のまち

- ① 地域で支え合う仕組みづくりを進めます
- ② 身近に相談しやすい環境をつくります
- ③ ネットワークによって地域福祉の課題を解決します
- ④ 地域福祉の担い手づくりを進めます
- ⑤ すべての人が生活しやすい環境を整備します
- ⑥ 質の高い福祉サービスを利用できるようにします

17節 安心して子どもを産み、育てられるまち

- ① 地域全体で子育てを見守ります
- ② 子どもと親の健やかな心と体づくりを進めます
- ③ だれもが安心できる育児環境を整備します
- ④ 一人親家庭の子育てを応援します

18節 高齢者が生きがいを持って暮らせるまち

- ① 地域生活と自立を支える仕組みづくりを進めます
- ② 高齢者の健康づくりと介護予防を進めます
- ③ 高齢者の生きがいづくりを応援します
- ④ 高齢者の尊厳を守り、支えます
- ⑤ 介護保険制度を適正に管理運営します

19節 障害のある人が自立して生活できるまち

- ① 障害のある人への理解と地域の交流を進めます
- ② 障害のある人が自立した生活ができるよう支援します
- ③ 障害者教育や療育サービスを充実させます
- ④ 障害のある人の就労や保健・医療を支えます

20節 生活自立相談や支援が受けられるまち

- ① 低所得者世帯などの生活自立を応援します
- ② 生活保護を適正に実施します
- ③ 国民年金制度のサービス内容を分かりやすく発信します

○こんな東大阪市をめざします



13節 すべての人が、心も体も健康で元気に暮らしていけるまちをつくりまします。



17節 すべての子どもを健やかに育てることができるよう、安心して出産、子育てができるまちをつくりまします。



14節 みんなで医療を支え、市民が安全・安心な医療を受けることができるまちをつくりまします。



18節 地域で高齢者を支え合い、高齢者が安心して生き生きと暮らせるまちをつくりまします。



15節 生活衛生が行き届き、安全で快適な市民生活を送ることができるまちをつくりまします。



19節 障害のある人の権利が尊重され、家庭や地域で自立した生活ができるまちをつくりまします。



16節 すべての人が住み慣れた地域で尊重し合い支え合い、共に暮らすことができるまちをつくりまします。



20節 支援を必要とする人が、必要とする支援を受けることができるまちをつくりまします。



私の好きな東大阪の風景
生駒山の朝焼け

健康で元気に 暮らせるまち

基本方針

市民一人ひとりが、心も体も健康で生きがいを持って人生を送れるよう、健康で元気に暮らせるまちをつくります。

そのため、運動習慣や食生活の改善など規則正しい生活習慣を確立し、健康診査^{※1}やがん検診の受診など健康管理に対する意識を高め、生活習慣病の予防を進めます。また、地域保健対策や健康危機管理の拠点として保健所などの組織体制を確保し、感染症の予防と拡大防止や、心と体の健康づくりに取り組みます。

※1 健康診査：自治体が、市民の健康状態や乳幼児の発育状況などを調べ、疾病予防や障害の早期発見、保健指導に役立てるための検査。

現状と課題

本市では、健康増進対策として、健康トライ21計画を策定し、健康で長生きするための取り組みを進めてきました。

今後は、正しい運動習慣や適切な食生活など、健康に対する意識をさらに高めるとともに、市民の自主的な取り組みも重要です。また、受診率が低い傾向にある健康診査やがん検診は、受診しやすい環境づくりなど受診率を向上させることで、疾病予防、早期発見につなげることが重要です。

感染症対策としては、服薬支援などで減少効果を上げつつある結核対策などがある一方で、いまだ増加傾向にあるエイズなどの感染症や、新たな感染症への対策が急務となっています。

そのほか、精神疾患などへの支援や自殺予防の取り組み、関係機関と連携した心の健康づくりの支援や、特定疾患、呼吸器系疾患の患者などへの支援が引き続き必要です。

これらの保健活動や健康危機管理の拠点として、地域保健対策の推進に関する基本的な指針で、保健所、保健センターを整備し、機能を強化することが必要です。

目標指標

心も体も健康で元気に過ごせる
まちづくりが進められている
と思う市民の割合

平成20年
27.4%

平成32年
UP

市民の
平均寿命



胃がん検診の
受診率



取り組みのあらまし

1 地域保健対策、健康危機管理対策を総合的に進めます

日々の健康を保つとともに、より健康な生活を送るため、保健所や保健センター、環境衛生検査センター、医療機関などが連携し、地域の健康課題に対応していきます。

特に、感染症被害の拡大などの健康危機への対応としては、施設整備や防護服などの備蓄を進めるなど、安心して市民生活が送れるよう備えていきます。

2 健康づくりや食育^{※2}に取り組む市民を増やします

生涯を通じ健康でいられるよう、運動習慣や食生活の改善、たばこやアルコール対策などについて各種講座などを開催し、広く市民に健康について考えるきっかけを提供するとともに、食品成分表示など食の情報提供に努め、健康づくりや食育に関心を持つ市民を増やしていきます。また、関係者によるネットワークをつくとともに、健康づくりや食育活動を行う市民や団体、指導者を育成、支援していきます。

※2 食育：健全な食生活や食品の選び方、食文化など、広い視野から食について学習する取り組み。

3 疾病などの予防や早期発見に努めます

疾病の予防や障害の早期発見のため、健康診査やがん検診の周知や、受診しやすい環境づくりを進めていくとともに、健康診査や検診の精度を高めるため、関係機関と連携していきます。

また、関係機関への研修や、健康診査の結果のデータ分析を積極的に行うことで、保健指導の実施内容を強化します。そのほか、「8020運動^{※3}」など乳幼児から高齢者までの歯科保健対策にも取り組んでいきます。

※3 8020運動：80歳になっても20本以上自分の歯を保つことを目標とする「生涯を通じた歯の健康づくり」運動。

4 感染症の予防と拡大防止に努めます

感染症の発生予防やまん延の防止のため、はしかの予防接種などの実施や、正しい知識の普及啓発に努めるとともに、発生動向の把握や、発生時の迅速な対応に努めていきます。

また、結核については、リ患率の減少に向け、早期発見と専門医療機関との連携などについて医療機関に啓発していきます。

5 特定疾患や呼吸器系疾患対策などを充実させます

特定疾患や小児慢性特定疾患などに対する療養や保健指導により、健康を回復し、保つとともに、より健康な生活を送れるようにします。また、気管支ぜんそくなどの患者に対する健康相談や健康診査を充実させます。

6 心の健康づくりに取り組みます

精神疾患に関する正しい知識の普及啓発や早期発見、早期対応について関係医療機関と連携し、支援することにより、重症化を防ぎ、心の健康づくりを推進していきます。

みんなであらまし

日ごろから自分や家族の健康に関心を持ち、適度な運動や食生活に気を付けるなど、健康管理することはもちろん、定期的な健康診査の受診を習慣化し、予防接種を受けるなど、健康状態を把握して疾病を予防できるよう心掛けましょう。

非常時に備え、冷静な判断と対応ができるような心構えや、マスクなどの必要な物品の準備をしましょう。

重大な感染症の流行時は集会や出勤、通学を控えるなど、感染拡大の防止に努めましょう。



私の好きな東大阪の風景
暗越奈良街道

安心して医療を受けられるまち

基本方針

命を守る保健・医療は、地域にとって掛け替えのないものです。保健・医療の関係機関だけでなく、患者や家族など市民みんなで医療を支え、市民が自らの状態に合った安全・安心な医療を受けることができるまちをつくります。

そのため、医療の質を確保するとともに、近隣市との連携による救急の広域化や地域間での医療施設の連携、安心できる診療体制の構築を進めます。また、医療機関の適正な利用や薬の使用方法について、市民の理解を深めます。

現状と課題

本市では、中河内の広域医療や、かかりつけ医の必要性の啓発、医療相談、医療機関などへの立ち入り検査や指導など、地域医療を支える取り組みを行ってきました。救急医療の医師不足が問題視される中、市民一人ひとりが症状に応じた適切な救急医療の利用を心掛けることが求められています。これら相互の理解と協力により、だれでも安心して医療を受けられるようにすることが必要です。

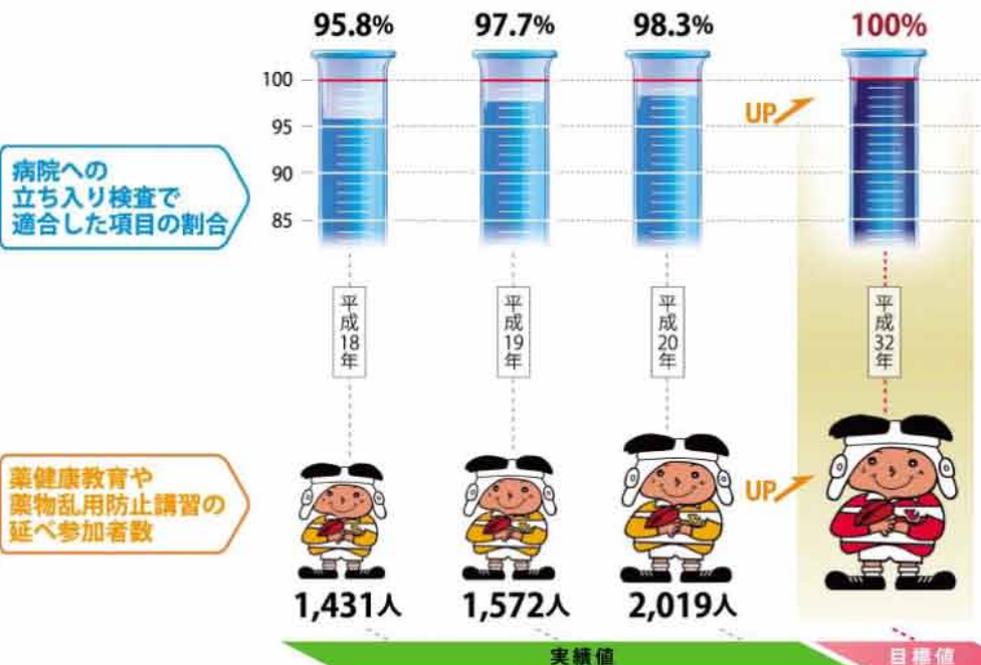
また、覚せい剤などの薬物乱用の防止も含めた医薬品などの適正使用の啓発の一環として、平成17年度から小学校の一部で「薬健康教育」を実施してきました。これらの取り組みをさらに進めるためには、今後関係機関との連携が不可欠です。

さらに、市立総合病院は、これまで地域医療の中核としての役割を担ってきましたが、今後もさらに質の高い医療を提供することが必要です。

目標指標

安心して医療を受けられるまちづくりが進められていると思う市民の割合

平成32年
UP



取り組みのあらまし

1 地域の医療関係機関の連携によって医療体制を整備します

市立総合病院をはじめ地域の医療機関が、病気や怪我の状況に応じた適切な連携・機能分担を行うとともに、初期救急医療^{※1}の広域化など、効率的な医療体制の整備を行っていきます。そのほか、発症から治療まで一貫した医療が実施できるよう、医療機関と連携していきます。

※1 初期救急医療：軽いけがや風邪など、入院治療の必要がなく、自力で外来受診が可能な患者に対する休日や夜間の医療。

2 医療機関の適正な利用を進めます

休日や夜間などの救急医療については、近年問題とされている救急車の安易な利用など、必要な方への医療提供の妨げとなる行為を行わないよう、適切な利用を呼び掛けていきます。

3 医療機関などへの検査や指導をより充実させます

信頼できる医療機関で、患者が安全に安心して受診できるよう、医療機関などに対し、必要に応じて報告を求め、立ち入り検査や指導を行い、適切な医療体制や施設の管理などについて、確認や指導を行っていきます。

4 市立総合病院の設備や機能を充実させます

市立総合病院については、地域の中核病院として、診療機能の充実や効率化、受診体制の整備を進めていきます。また、患者ニーズの多様化や在院日数の短縮^{※2}、医療の高度化などへの対応として、看護体制を充実させ、医療の質の確保、安全面の向上に取り組んでいきます。

また、東診療所や休日急病診療所については、それぞれの求められる役割を検討し、適切な医療の提供に努めます。

※2 在院日数の短縮：入院に伴う患者の生活の質の低下を少なくするとともに、医療費の適正化を進めるための取り組み。

5 医療相談窓口を充実させます

医療相談窓口では、相談者と共に解決方法を考え、医療に関する情報提供や各種制度・機関の紹介などを中立的な立場で行っていきます。また、さまざまな相談窓口との連携に取り組み、安心して相談できる体制づくりを進めていきます。

6 薬についての健康教育を拡充します

薬物乱用防止教育も含めた薬健康教育を、薬剤師会、教育委員会などの連携により行っていきます。また、医薬品などの使用についての情報提供により、薬害防止に努めていきます。

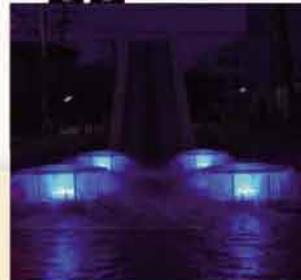
みんなで…

■ かかりつけ医を持つことの重要性を理解しましょう。

■ 日ごろから救急病院の情報を把握しましょう。

■ 医療機関を適正に利用しましょう。

■ 医薬品を適正に使用しましょう。



私の好きな東大阪の風景

鴻池四季彩々どおり

写真撮影／北田さん

生活衛生が 行き届いたまち

基本方針

生活の質を高め、市民が安全で快適な暮らしを送ることができるよう、生活衛生が行き届いたまちをつくります。

そのため、食品関係、生活衛生関係施設などの監視指導などにより、食中毒や感染症、食品事故、飲料水などの健康危機の発生を防ぎます。もし被害が発生した場合には、被害拡大の防止に努め、復旧のための取り組みを行います。また、火葬場の改善なども進めます。

さらに、狂犬病予防と動物愛護の視点から、飼い犬や飼い猫の適正な飼育の在り方を広めます。

現状と課題

本市では、飲食店やスーパーなどの食品関係施設や、理美容所や公衆浴場、プールなどの生活衛生関係施設など、さまざまな施設の監視指導や検査を行っています。科学的な裏付けとなる各種検査は年々高度専門化しており、その対応も進めています。

今後は、食の安全や、より快適な生活を求める市民の意識の高まりとともに、それらの期待に応えるための取り組みが重視されることから、監視機能や検査機能を強化するとともに、これらの規制や指導などが、より効果的になるよう、市民への正しい情報提供や啓発活動が求められています。

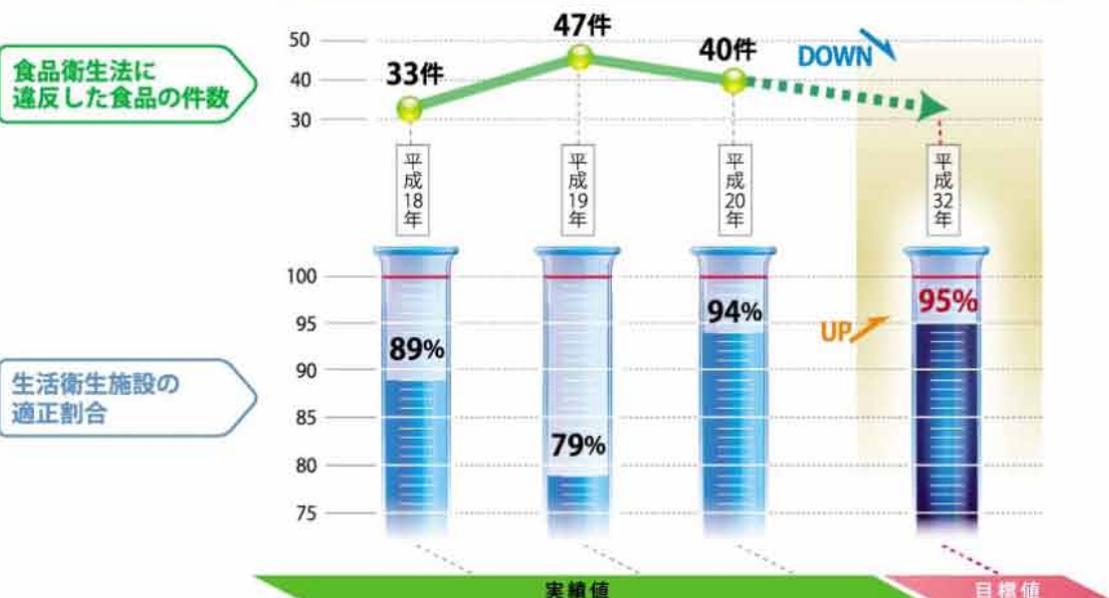
また、本市には7箇所の斎場がありますが、これらは市民の大切な施設として今後も整理、統合も含め、老朽化した施設の計画的な更新や、墓地需要の増加への対応が必要となっています。

さらに、飼い犬や飼い猫の飼育マナーの向上が求められていることから、衛生面や動物愛護からの取り組みが必要です。

目標指標

生活衛生が行き届いたまちづくりが進められていると思う市民の割合

平成32年
UP



取り組みのあらまし

1 食品などの安全を確保します

食品などの安全性を確保するため、原材料から消費者までの間の監視、指導などを充実させるとともに、食品による健康被害など、緊急事態の対応や発生を未然に防止する体制を整備します。また、食品などの安全に関する最新の情報を集め、整理、分析し、市民や事業者などに提供することによって、食品の安全に関する知識の普及啓発に努めていきます。

2 良好な生活環境を提供します

食品関係施設や生活衛生関係施設における衛生水準を高めるため、施設への監視や指導に取り組むとともに、自らが自主的に管理体制を整えることができるようにします。また、害虫の予防や駆除方法など、住まいの衛生に関する情報などを提供し、快適な住まいに関する知識の普及啓発に努めていきます。

3 保健衛生に関する試験検査機能を充実させます

市民生活の安全・安心を守るため、国などの機関と連携して検査技術を向上させるとともに、新たな環境汚染物質にも対応した検査機器などについて、計画的に更新していきます。また、健康危機発生時には近隣の衛生研究所や外部機関とも連携して対応するなど、保健衛生を科学的、技術的に支えるため、試験検査機能を高めていきます。

4 斎場の改善に取り組めます

斎場は、故人と遺族の安らかな別れの場であり、市民生活に無くてはならない施設であることから、老朽化した火葬施設の更新や整備を進めていきます。なお、更新に当たっては、汚染物質の排出抑制や景観面などの改善を行っていきます。また、斎場の在り方も検討していきます。

また、墓地の需要が増える中、その対応として、区画の整理などにより市営墓地利用の効率化を進めていきます。

5 飼い犬や飼い猫の適正な飼育を啓発します

犬にかまれる事故を未然に防ぐため、放し飼いの犬の捕獲と収容に取り組んでいきます。

また、地域の獣医師会と連携して飼い犬登録と狂犬病予防注射を推進するとともに、動物による感染症の予防に努めていきます。さらに、犬や猫の正しい飼い方を啓発するとともに、しつけ、触れ合い教室などにより、迷惑行為や苦情、事故などの減少に努めていきます。

みんなで…

食の安全への理解を深めましょう。

事業者や団体は自主的な衛生管理を行う必要があります。例えば食品事業者が積極的衛生管理としてHACCPシステム^{※1}を活用しましょう。

害虫の発生源を無くすよう、取り組みましょう。

犬や猫を飼育するときには、一人ひとりが社会や他人に迷惑をかけないようにすることが必要です。また、動物に触った後の手洗いを習慣にするなどの感染予防に努めましょう。

※1 HACCPシステム：原材料の入荷から製造、出荷まですべての工程において、製品への危害を予測し、監視・記録することで製品の安全性を確保するシステム。



私の好きな東大阪の風景

鴻池四季彩々どおり

みんな
で支え
合う
福祉の
まち

基本方針

すべての人が、互いに尊重し合い、支え合い、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちをつくりまします。

そのため、地域住民、福祉関係者や団体、各種の専門機関などと連携して、身近な相談窓口の充実などサービスが利用しやすい仕組みをつくりまします。また、地域福祉の新たな担い手の育成やネットワークの構築など、地域における福祉環境・基盤づくりに取り組みまします。

現状と課題

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域福祉の実現に向け、公的な福祉サービスの利用を原則としながらも、それだけでは十分な対応が難しい人への支援を一層進めるため、地域における支え合いの仕組みづくりを一層進めていかなければなりません。地域福祉活動は、民生委員・児童委員、校区福祉委員などが担い手となって、住民同士の交流・つながりを基盤として行われていますが、地域でのさまざまな課題が増加する中、これら課題の早期発見や、地域活動への支援がさらに求められています。

そのため、地域の住民主体の組織を支援し、声掛け、見守りといった地域で支え合う活動を強化しなければなりません。また、災害時に要援護者を支援するための仕組みづくり、身近にある相談窓口を充実させ、広く市民へ周知していくことも必要です。

また、高齢者や障害のある人、子どもなど、さまざまな福祉分野にまたがるネットワークづくりや、地域の課題解決の場づくり、バリアフリー環境の整備などによる外出支援といった福祉環境・基盤づくり、地域福祉の担い手づくりが求められています。

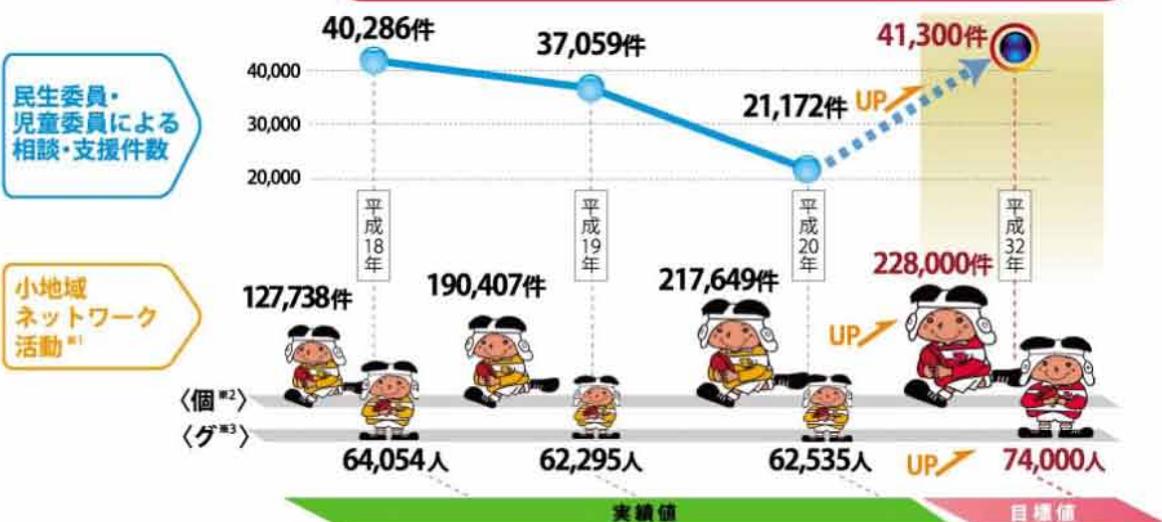
さらに、住民が質の高い福祉サービスを利用することができるよう、福祉施設などに対して指導を適正に行っていく必要があります。

目標
指標

みんな
で支え
合う福祉の
まちづくりが
進められて
いると思う
市民の割合

平成20年
31.6%

平成32年
UP



※1 小地域ネットワーク活動：地域での見守りや支援が必要な人を対象とした、校区福祉委員会と保健、福祉、医療などの関係者が協働で進める支え合い、助け合い活動。

※2 個：個別援助活動の延べ訪問件数。

※3 グ：グループ援助活動の延べ参加者数。

取り組みのあらまし

1 地域で支え合う仕組みづくりを進めます

地域の民生委員・児童委員、校区福祉委員会などの福祉関係者や団体、地域住民が、共に地域福祉を担う仕組みづくりを進め、支援を必要とする人を支えていきます。また、災害時に備えて要援護者を支援するための仕組みづくりを進めていきます。

外国籍住民や判断能力が十分でない人など、適切なサービス利用ができていない人などに対して、さまざまな権利を守れるようにします。

2 身近に相談しやすい環境をつくります

地域の福祉関係者や団体、各種の専門機関と連携し、問題を抱える人がより身近で相談することができ、適切な対応を受けられるようにします。また、福祉の相談窓口情報を市民に広く周知していきます。

3 ネットワークによって地域福祉の課題を解決します

それぞれの地域の実情に応じて、社会福祉協議会や地域の福祉関係者、団体と共に、高齢者や障害のある人、子どもなどの、さまざまな福祉分野にまたがる地域福祉のネットワークをつくります。また、ネットワーク活動などの「場」をつくることで、地域福祉における相談の対応や、課題の早期発見・解決に向けて取り組んでいきます。

4 地域福祉の担い手づくりを進めます

より多くの地域住民が積極的に地域福祉活動に参加することができるよう、若年層から団塊の世代までの幅広い層の人に働き掛け、新たな活動の担い手を育てていきます。また、ボランティア団体やNPOが安定した活動を続けることができるような支援を進めるとともに、ボランティア団体やNPO、企業、大学などの交流、連携を進めていきます。

さらに、福祉について学び、体験できる環境づくりに取り組んでいきます。

5 すべての人が生活しやすい環境を整備します

だれもが住み慣れた地域で生活できるよう、安全な歩行者空間や住環境の整備、点字や音声による案内など、施設のバリアフリー化を進めるとともに、公共施設や主要施設などのバリアフリー化に関する情報を広く発信していきます。また、福祉教育の推進などにより、心のバリアフリー化を進め、すべての人が生活しやすい環境を整備します。

6 質の高い福祉サービスを利用できるようにします

質の高い福祉サービスを提供するため、サービス提供の拠点である福祉施設などに対して、サービスや施設運営について、利用者の視点で適切な指導をしていきます。

みんなであらまし

地域福祉の在り方について、正しい知識を持ち、理解を深めましょう。

支援を必要とする人を地域で共に助け合いましょ。



私の好きな東大阪の風景

長瀬川

安心して子どもを 育てられるまち

基本方針

子どもを慈しむとともにいとしく思い、子育てを喜び、子どもの健やかな成長を願う気持ちは、だれもが持っています。安心して出産、子育てができる環境づくりによって、子どもを育てる喜びが実感でき、すべての子どもの健やかな成長と、子どもの権利が尊重され、子どもの生きる力や夢を育むことができるまちをめざします。

現状と課題

核家族化が進み、子育てに不安や悩みを抱え、身近に相談する相手もなく孤立する家庭が増えている中で、地域全体で子育てを見守る環境づくりが必要です。また、地域の子育て支援のネットワークの拠点づくりの取り組みが望まれます。さらに、虐待防止のための総合的な支援に取り組むなど、すべての子どもの健やかな成長と発達支援が求められています。

本市では、子どもと親が健やかに暮らせるよう、妊婦・乳幼児健診について、健診内容・医療助成の充実に取り組んでいますが、個別訪問の必要な家庭が増加していることから、今後は医療機関、ボランティアなどを含めた関係機関と連携するなど、訪問体制の充実が必要です。また、子育て中の保護者の仲間づくりが進む環境の整備も求められています。

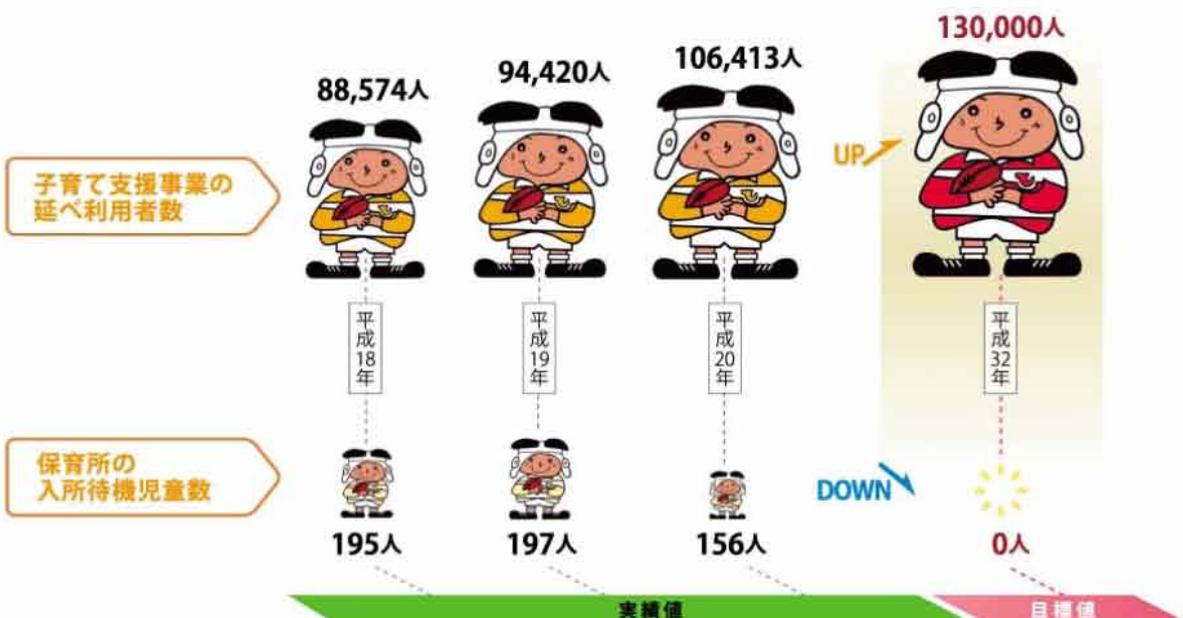
また、保育所の入所待機児童については、その解消のため、今後は民間保育所などと協力して施設整備を行うことが必要です。さらに、仕事と子育ての両立支援として、就労形態が多様化している状況に応じた保育サービスの充実が求められています。そのほか、近年一人親家庭が増加傾向にある中で、生活の安定、経済的自立を可能にするための支援などが求められています。

目標

安心して子どもを
育てることができる
まちづくりが
進められている
と思う市民の割合

平成20年
25.7%

平成32年
UP



取り組みのあらまし

1 地域全体で子育てを見守ります

地域の福祉関係者や団体、地域住民と共に、地域全体で子育てを見守るネットワークをつくります。そして、子育てに関する情報を提供し、訪問相談・訪問支援に取り組んでいきます。

また、すべての市民が子どもの人権について正しい知識を持ち、人権を尊重した行動ができるよう、啓発に力を注ぐとともに、子育てに配慮した施設の整備を進めていきます。

2 子どもと親の健やかな心と体づくりを進めます

妊婦が安心して出産を迎えることができるよう、また、母子の健やかな心と体づくりを進めるために、定期健診の実施や相談窓口の整備など、妊婦や母子の健康づくりのための環境を整えます。また、子育て支援に向けた取り組みや、子育て・子育ての仲間づくりなどを進め、子どもへの虐待予防、保護者の育児力の向上に取り組んでいきます。さらに、子どもが伸び伸びと過ごせる場づくりを進めていきます。

3 だれもが安心できる育児環境を整備します

保育サービスや放課後児童の預かりサービスの提供とともに、子育てと仕事の両立につながる意識啓発を行うことにより、仕事を持つ親が安心して育児ができる環境を整備します。

また、多様な保育ニーズに対応するため、民間保育所などと協力し、一時保育や延長保育、障害児保育、病児・病後児保育などを進めることにより、保育機能を高めます。

4 一人親家庭の子育てを応援します

一人親家庭における子どもが健やかに成長できる環境をつくるため、家庭での養育を支えるサービスの提供や、母親の就業支援などに取り組み、経済的にも自立し、安定した生活が送れるようにします。

みんなで…

- 日常生活で、地域の子どもたちを見守りましょう。
- 妊産婦は、妊娠早期から親と子どもの健康の保持増進に努めましょう。
- 仕事と子育ての両立が円滑にできるよう、事業所などの職場の雰囲気づくりをするなど、職場環境を整備しましょう。
- 事業所などでは、一人親家庭の親の雇用を促進しましょう。



私の好きな東大阪の風景

花園中央公園

写真撮影/大野さん

市民
公算

高齢者が生きがいを持って暮らせるまち

基本方針

超高齢社会が到来し、多くの高齢者が地域で暮らす時代となる中、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、身近で信頼できる相談窓口を整えます。また、介護が必要な高齢者や認知症の高齢者の生活を支える介護サービスを確保し、地域で支え合うネットワークづくりに取り組みます。

さらに、高齢者の健康づくりや介護予防活動を進めるとともに、これまでに培った知識や経験が地域社会のために生かされるなど、高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らせるよう支援します。

現状と課題

本市の高齢化率は2割を超え、超高齢社会が到来しました。現人口の年齢構成は、およそ4人に1人が65歳以上の高齢者となっていますが、今後はさらに高齢化が進み、平成32年には、およそ3人に1人が65歳以上となることを見込まれています。

本市では、地域包括支援センター^{※1}の整備による相談窓口の確保や、小地域ネットワークなどと共に取り組むことにより、高齢者への支援体制づくりが進んでいます。また、介護サービスの確保や、高齢者の権利を守る取り組みなど、高齢者が地域で安心して生活していける環境づくりを進めています。さらに、老人センターなどの生きがいと交流の場は広がり、ボランティアの育成などにより自主的な活動も増えてきました。

しかし、重度の要介護高齢者や認知症の高齢者が、安心して自宅で暮らせるような支援体制が十分とは言えず、その地域に合ったきめ細やかな取り組みを進める必要があります。また、今後は高齢者のニーズの変化に応じて、個人やグループでの健康づくりや介護予防を支援することが求められます。さらに、高齢者が自らの興味に応じて、主体的にさまざまな活動に取り組める環境を整えることが必要です。

※1 地域包括支援センター：介護や福祉、健康維持、介護予防、虐待防止など、高齢者の総合的な相談窓口、地域ケアの中核拠点。

目標指標

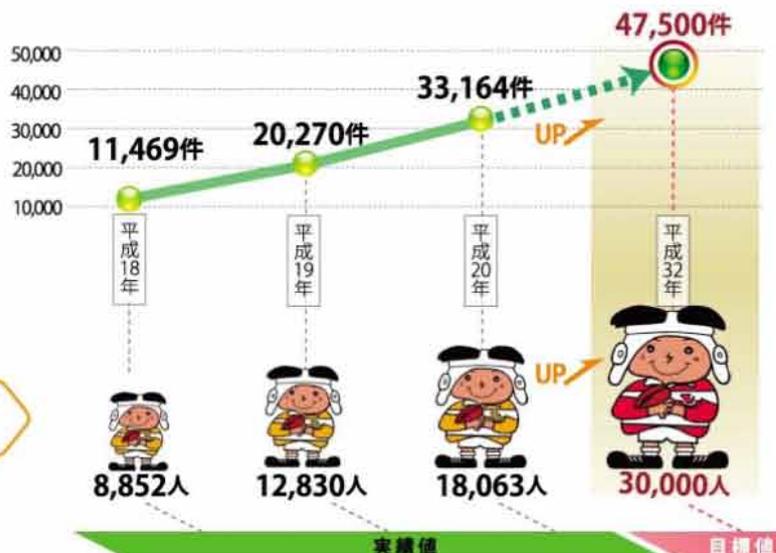
高齢者が安心し、生きがいを持って暮らせるまちづくりが進められていると思う市民の割合

平成20年
22.2%

平成32年
UP

地域包括支援センター・在宅介護支援センターの相談件数

介護予防事業の延べ参加者数



取り組みのあらまし

1 地域生活と自立を支える仕組みづくりを進めます

高齢者が身近な地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センター、福祉事務所などにおける相談支援の機能を高めるとともに、民生委員などの地域の相談窓口とのネットワークにより、身近で信頼できる支援体制づくりを進めていきます。また、すべての高齢者が安心して自宅での生活を続けられるよう、さまざまな支援サービスを整えるとともに、必要な情報を積極的に提供し、困っている人をいち早く見付けてサポートにつなげるための見守り活動など、身近な地域で支え合うための活動を強化します。

2 高齢者の健康づくりと介護予防を進めます

高齢者が健康で自立した生活を維持していけるよう、健康づくりや介護予防の取り組みを進めていきます。また、介護保険の地域支援事業などを通じて、要支援・要介護状態になる恐れのある特定高齢者を把握し、必要な支援を行うとともに、自主的な活動や、グループの育成、支援について、地域と共に環境を整えます。

3 高齢者の生きがいづくりを応援します

高齢者がこれまでに培った知識と経験を生かし、生き生きと日々の生活を送ることができるよう、趣味や活動の発見・参加への支援や、地域活動やボランティアの促進、就労支援など、人と触れ合い、生きがいを持って社会で活躍できる機会を提供していきます。

4 高齢者の尊厳を守り、支えます

高齢者が生活を脅かされることなく、尊厳を保ちながら地域で暮らし続けられるようにします。また、認知症の早期発見と早期支援ができるよう、認知症についての理解を広げるための啓発を行うとともに、地域包括支援センターや医療機関、地域の住民、団体などが連携して支える仕組みづくりを進めていきます。

5 介護保険制度を適正に管理運営します

高齢者が自らのニーズに合ったさまざまな支援サービスを利用することができるよう、介護保険サービスの提供の基礎を整えるとともに、事業者に対する指導などによりサービスの質を向上させます。併せて、介護保険の給付と負担のバランスや制度への信頼を確保するため、給付適正化に取り組んでいきます。

みんなで…

主体的に地域福祉の担い手となり、高齢者虐待の早期発見や孤立死の防止に努めましょう。

高齢者も自ら社会貢献の意欲を持ち、その経験などを生かしてまちづくりの主役となって活動しましょう。

認知症に対する理解を深めましょう。



私の好きな東大阪の風景

鴻池新田会所

障害のある人が自立して生活できるまち

基本方針

障害のある人が生活しやすいまちは、すべての人にとって生活しやすいまちです。障害のある人のあらゆる権利や自由が確保され、家庭や地域社会の中で自立した生活ができるまちづくりをめざします。

そのため、障害のある人の生涯を通じ、成長の段階に応じた療育^{※1}・就労・生活支援サービスをはじめとした基盤整備を進め、相談しやすい環境づくりや関係機関の連携などで、障害のある人の生活の安全・安心機能を高めます。

※1 療育：障害を持つすべての子どもたち・人々が、地域の中で生き生きと暮らせるよう、リハビリテーション機能を通じてその生活と健康を支援すること。

現状と課題

障害者ニーズ調査によると、差別や偏見の経験のある割合は依然として多く、また、障害のある人に対する市民の理解もあまり深まっているとは言えません。さらに、障害のある人の地域活動への参加も低い状況にあるため、障害や障害のある人に対する正しい理解を深めるとともに、障害のある人への心配りや手助けなどを促していく必要があります。

本市では、障害のある人の自立した生活のため、障害のある人自身の自己決定や自己選択の尊重により、さまざまな障害に対する福祉サービスの確保やサービスの質の向上、また、東大阪市自立支援協議会によるネットワークの形成に努めてきました。今後は、障害のある人の権利を守るとともに、地域の関係機関と連携することで、障害のある人が地域で安心して自立した生活が営めるよう、より良質なサービスを提供していく必要があります。

また、障害のある子どもの発育のため、特別支援学校^{※2}への支援を進めるとともに、拠点施設である療育センターは、建物の老朽化、療育スペースの不足などの問題が生じていることから、適切な整備を進めることが求められています。

さらに、自立支援の観点から、障害のある人、一人ひとりに応じた、地域生活移行や就労支援を進める必要があります。

※2 特別支援学校：障害のある子どもなどが、幼稚園や小学校、中学校、高等学校に準じる教育を受けるとともに、障害による学習上などの困難を克服し自立に必要な知識・技能を習得することを目的とする学校。

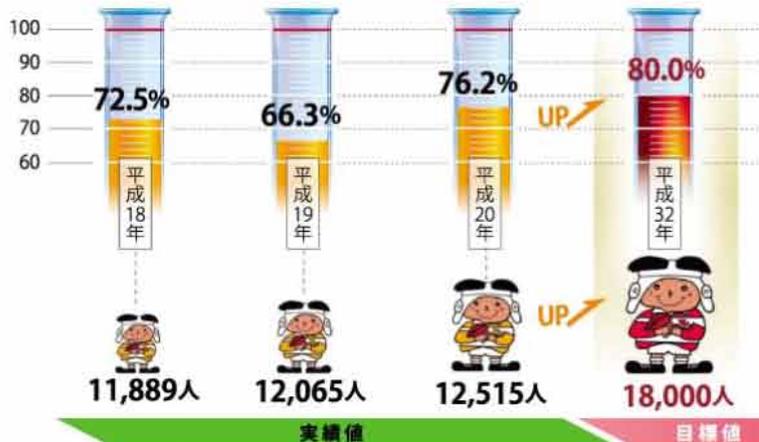
目標指標

障害のある人が家庭や地域社会の中で自立して生活できるまちづくりが進められていると思う市民の割合

平成20年
20.0%

平成32年
UP

障害福祉サービスの利用率



療育センター内診療所の延べ受診者数

11,889人

12,065人

12,515人

18,000人

実績値

目標値

取り組みのあらまし

1 障害のある人への理解と地域の交流を進めます

障害のある人を含むすべての人が互いに尊重し合い、支え合うため、障害や障害のある人に対する正しい理解を深め、障害のある人への心配りや手助けなどを促していきます。そのため、市民や団体などが行う啓発活動を一層進めていきます。また、障害のある人の教育・学習の機会を充実させます。さらに、障害のある人が自立し、障害のない人と共に社会生活を送ることができるよう環境を整備します。そのほか、地域で行うさまざまな取り組みに、障害のある人が参加できるよう支援していきます。

2 障害のある人が自立した生活ができるよう支援します

障害のある人が地域で自立した生活を営めるよう、障害のある人の主体的な選択と決定の下、幼少時から高齢期に至るまで地域で暮らすために必要な支援を行っていきます。

そのため、身近に相談できる体制や人権への配慮、住まいの確保など、さまざまな障害に対する福祉サービスの整備を進めるとともに、適正なサービスを行い、障害のある人の地域移行と地域における自立した生活を支援していきます。また、地域の福祉活動を担う人材を確保するなど、地域全体で障害のある人を支えられる環境を整備していきます。

3 障害者教育や療育サービスを充実させます

地域・学校・家庭など関係機関が連携し、特別支援学校への支援など、障害のある子ども一人ひとりに応じた特別支援教育を進めていきます。また、障害のある人の成長に応じ、一貫した療育支援や相談、障害者医療の中核的機能を担う療育センターの整備、機能強化を進めていくとともに、関係機関と連携し、生涯を通じた療育サービスを提供していきます。

4 障害のある人の就労や保健・医療を支えます

障害があっても一般企業で働けるよう、職場環境などの整備を促すとともに、就業支援の相談機能を強化するなど、障害のある人が働くことを支援していきます。また、医療ケースワーカー^{※3}による調整、地域移行支援など、保健・医療・福祉の連携により、さまざまな障害に対しても適切な保健・医療・福祉サービスを提供することによって、障害のある人が生きがいを持って地域生活を送ることができるよう支援していきます。

※3 医療ケースワーカー：専門職の保健医療分野における医療ソーシャルワーカーを含め、医療機関において社会福祉の立場から、患者や家族の抱える問題の解決・調整などの援助を行う支援者。

みんなで…

障害のある人を取りまく課題を市民共通の課題として、一人ひとりがその解決に向けて主体的に行動しましょう。

ボランティア活動などに積極的に参加し、障害のある人への理解を深め、さまざまな障害に対する福祉サービスへの認識を高めましょう。

身近な問題での相談活動など、障害のある人を地域で支援しましょう。

サービスの提供者は、人権や事故防止の研修などに取り組みましょう。



私の好きな東大阪の風景
らくらく登山道

生活自立相談や支援が 受けられるまち

基本方針

すべての人が健康で文化的な最低限度の生活を営むことは、憲法で保障された権利の一つです。

そのため、支援を必要とする人が自立した生活を営めるよう、利用できる支援内容についての情報を入手し、必要な支援が受けられる環境を整備します。また、高齢者の生活が安定するよう、国民年金制度の手続きなどについて、市民の身近な窓口となります。

現状と課題

本市では、市民が自立した生活を営めるよう、地域の福祉関係者や団体、各種の専門機関と連携し、経済的な問題を抱える世帯に対する支援を行ってきました。社会や経済情勢がめまぐるしく変化する中で、市民のさまざまな状況に応じて、今後も引き続き、支援を充実させることが求められています。

また、生活保護世帯が増加していく中、生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、生活保護受給者に対する自立支援に取り組んでいくことが必要です。

国民年金制度については、未加入者や無年金者を減少させるために、年金制度とその重要性を広く市民に理解してもらうとともに、国などに対し、制度の充実や無年金者などの解消に向けた事業を要望していくことが重要です。

目標指標

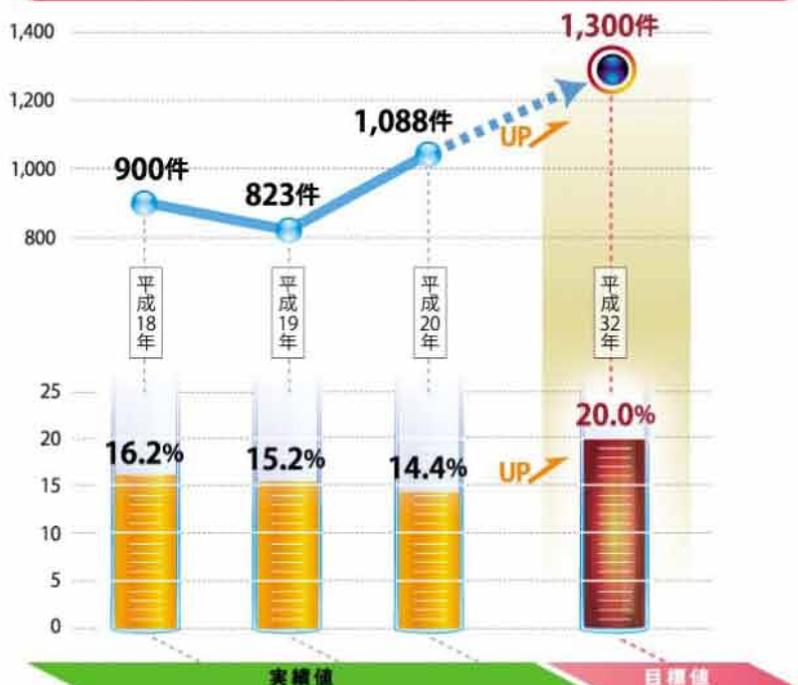
生活自立相談や支援が受けられる
まちづくりが進められている
と思う市民の割合

平成20年
17.2%

平成32年
UP

福祉事務所で実施している
就労支援相談^{※1}
の件数

就労支援相談
によって自立
した人の割合



※1 福祉事務所で実施している就労支援相談：生活保護世帯などの生活自立を目的とする、就労支援の専門家による窓口相談。

取り組みのあらまし

1 低所得者世帯などの生活自立を応援します

生活に困っている人に対し、市民の身近な相談者である地域の福祉関係者や団体、各種の専門機関と連携し、必要な相談支援が受けられるようにします。

また、経済的な問題を抱える世帯に対する緊急融資制度などによって、自立した生活を営めるようにします。

2 生活保護を適正に実施します

生活に困っている人が、その度合いに応じて必要とする保護を受けることができるよう、生活保護制度を適正に実施します。

また、生活保護世帯が自立した生活を営めるよう、支援していきます。

3 国民年金制度のサービス内容を分かりやすく発信します

国民年金制度のサービス内容を分かりやすく発信していきます。また、未加入者や無年金者などを減少させるため、国や大阪府などに働き掛けていきます。

みんなで…

生活保護や年金などの社会保障や相互扶助の制度に関心を持ちましょう。

老後の安心のため、国民年金制度を支えましょう。



私の好きな東大阪の風景

花園中央公園

活力ある産業社会を切り拓くまちづくり

第4部

部門別計画

- p86 21節 モノづくりが元気なまち
- p88 22節 買い物しやすいまち
- p90 23節 農業と農地空間を大切にするまち
- p92 24節 産業活動にとって魅力のあるまち
- p94 25節 雇用が安定し、働きやすいまち
- p96 26節 消費者が守られるまち



私の好きな東大阪の風景
布施駅前

活力ある産業社会を 切り拓くまちづくり

独自の技術などを有する中小企業の集積を生かし、大都市圏に立地する優位な条件の下で、新しい時代に対応する新たな産業を育成するとともに、産業を活性化するための総合的な環境整備を進めます。

—実現に向けて取り組みます—

21 節 モノづくりが元気なまち

- ①モノづくり企業の高付加価値化を支援します
- ②「モノづくりのまち東大阪」を次の世代に引き継ぎます
- ③モノづくり企業の販路開拓を応援します
- ④地域経済の連携、交流に取り組みます

22 節 買い物しやすいまち

- ①特色ある商業集積地域づくりを支援します
- ②「元気な店舗グループ」の活動を支援します
- ③地域資源の活用で集客力を強化します
- ④安心して快適に買い物ができる環境づくりを進めます

23 節 農業と農地空間を大切にすまち

- ①安全で新鮮な農産物を消費者に届けます
- ②東大阪の特産物を地域ブランドとして発信します
- ③農業と農地空間の担い手を育てます
- ④農地空間の持つ価値や機能を生かします
- ⑤有害鳥獣被害への対策を進めます

24 節 産業活動にとって魅力のあるまち

- ①居住環境と工場の操業環境の共生を進めます
- ②金融面から産業活動を支援します
- ③経済施策情報を分かりやすく発信します
- ④クリエイション・コア東大阪を有効に活用します

25 節 雇用が安定し、働きやすいまち

- ①働きがいのある労働環境づくりを支援します
- ②安心して働ける労働環境づくりを支援します
- ③若者の就業を応援します
- ④就職に困っている人の雇用を促します
- ⑤高齢者の生きがい就労を応援します

26 節 消費者が守られるまち

- ①安全で安心な消費生活ができるようにします
- ②消費者の自立を支援します
- ③環境にやさしい運動を進めます
- ④生活関連物資を安定して適性に供給できるようにします

○こんな東大阪市をめざします



21節 モノづくり企業の集積を生かし、市内企業の付加価値をさらに高めていくとともに、将来世代へ技術を伝えるなど、工業が発展するまちをつくりまします。



24節 モノづくりをはじめとするすべての地域産業を総合的に支援し、産業活動にとって魅力のあるまちをつくりまします。



22節 魅力あふれる商店街づくりなどによってだれもが身近で気軽に買い物ができる、にぎわいのあるまちをつくりまします。



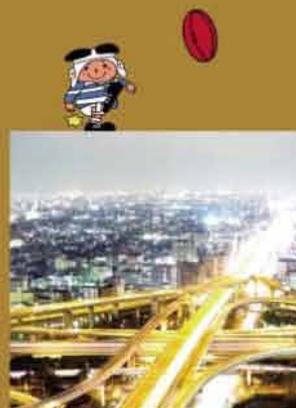
25節 市民が安定して就業し、健康で生きがいを持って働くことができるまちをつくりまします。



23節 地元で採れた安全な農産物を味わうことによって、市民が農業に親しみをもち、農業と農地空間を大切にするまちをつくりまします。



26節 市民の消費者意識を高めるとともに、生活物資の購入環境を整えることによって、安全で安心な消費生活を送ることができるまちをつくりまします。



私の好きな東大阪の風景
荒本ジャンクション

モノづくりが
元気なまち

基本方針

本市の工業が発展することは、市の発展のみならず、日本の製造業の発展にもつながっています。市内製造業の付加価値をさらに高め、次の世代に対しても優れた経営資源を継承できるようにするとともに、全国でも有数の企業集積の強みを生かした、モノづくりが元気なまちをつくります。

そのため、既存技術の改良だけではなく、新しい技術や製品の開発を積極的に支援するとともに、それらを担う人材の育成、確保や、市内製造品の販売促進、他都市や地域との交流を進めます。

現状と課題

本市は、「何でも作れる東大阪」と言われるほど、多くの企業、業種が集積しています。また、中核となる企業を中心に、個々の中小企業の得意とする分野における分業・協力体制により、短い納期、小ロット生産^{※1}など、集積を生かしたモノづくりが強みです。

しかし、このような素晴らしい強みがありながら、工業統計調査によると、平成17年の市内製造業事業所数は6,455事業所で、製造業事業所数が最も多かった昭和58年の10,033事業所と比較すると、約3分の2となっています。さらに、その減少は小規模事業所においてより顕著です。その要因には、高付加価値化への対応の遅れによる受注機会の減少、モノづくり人材の高齢化に起因する後継者不足などが考えられます。

これらのことから、今後は小規模事業所を中心に、高度なモノづくりの技術を、より高付加価値なものにするるとともに、技術を継承できる人材を育成、確保することが課題になると考えられます。また、高付加価値化された技術を生かすための販路の開拓やブランド力の向上に取り組むとともに、中小企業全体が発展するよう、他都市との連携、交流による企業の魅力などを伝える情報発信や、国への提言を進めていく必要があります。

※1 小ロット生産：納期の短縮や在庫リスクの低減のため、商品の生産単位(=ロット)を小さく設定し、生産を行うこと。

目標指標

市内のモノづくり企業が
元気だと思う市民の割合
平成20年 36.1% ▶ 平成32年 UP



※2 粗付加価値額：事業所の生産活動において、新たに付け加えられた価値を金額で表したものの。

取り組みのあらまし

1 モノづくり企業の高付加価値化を支援します

産業技術支援センターの機能強化、異業種交流や産学連携の取り組みなどにより、小規模製造業の既存技術の改良、新技術や新製品の開発を支援し、高付加価値製品製造業への転換を促進していきます。

また、これらの取り組みを通じて、新産業の創造を推進します。さらに、知的財産権^{※3}の普及、利活用により、市内製造業製品の高付加価値化をめざしていきます。

※3 知的財産権：特許や商標などの産業財産権や著作権など、知的創造活動によって生み出されたものが保護される権利。

2 「モノづくりのまち東大阪」を次の世代に引き継ぎます

これまで培われた「モノづくりのまち東大阪」の技術力を今後も維持、発展させるため、優れた人材を育成、確保し、市内の製造業が保有している経営資源を引き継いでいけるよう支援していきます。

また、モノづくりの次代を担う子どもたちにモノづくりの楽しさを理解してもらうため、モノづくり体験ができる場を提供していきます。

3 モノづくり企業の販路開拓を応援します

モノづくり企業の販路拡大による受注の増加を目的に、市内製造業の優れた技術・製品を展示・PRできる場の提供や、大手・中堅の製造業者と市内製造業の受発注マッチング商談会の開催、モノづくり企業の情報を国内外に広く発信することなどにより、販路開拓を支援していきます。

また、販路開拓や高付加価値化につながるよう、「東大阪ブランド」のブランド力の向上に取り組んでいきます。

4 地域経済の連携、交流に取り組みます

商工会議所などの経済団体と連携し、地域経済の活性化に努めていきます。

中小企業が集積している都市・地域と情報交流や地域間連携を行っていきます。また、中小企業集積都市が抱える共通課題について、国への提言を行っていきます。

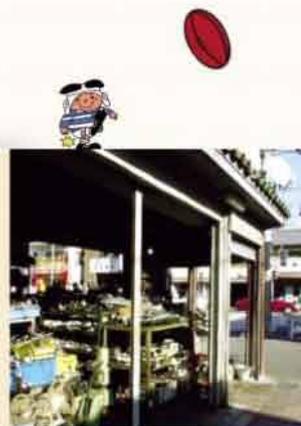
さらに、市内製造業と補完関係にある都市とも交流を行い、新たな販路を開拓していきます。

みんなで…

東大阪市の「モノづくり」を知り、機会あるごとにアピールしましょう。

製造業や事業所に関する情報共有・意見交換の場に参加しましょう。

市内事業者は、人材育成や販路拡大などをはじめとする支援施策を活用しましょう。



私の好きな東大阪の風景

柳通り

買い物しやすいまち

基本方針

日々の買い物が身近でできる商店は、市民生活にとって無くてはならないものです。

商店街を中心とした商業集積地域の魅力を高めることによって、市民が買い物しやすく、買い物に訪れたいくなる、にぎわいのあるまちをつくりまします。

そのため、商業集積地の魅力づくりに取り組むとともに、商店街に人が集まり、安心して快適に買い物ができるよう支援します。

現状と課題

本市では、商業振興ビジョンを策定し、「くらし生き生き、にぎわいの街」の理念に基づいて商業振興を進めています。

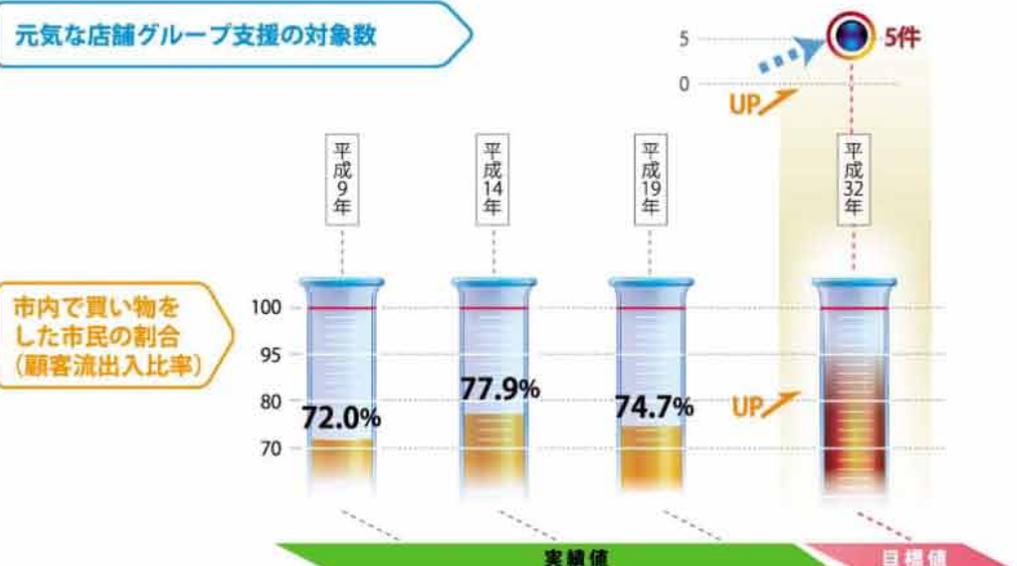
本市では、主に駅前を中心とした商業集積地域(商店街、小売市場など)が形成され、多くの市民が買い物に利用してきました。交通が便利なことあって、「買い物しやすい」と考えている市民の割合が高いことから、商業集積地域の存在が、市民にとって魅力を感じている点であることがうかがえます。しかし、商業集積地域においては、ショッピングセンターやスーパーの集客の影響もあって、客足の減少傾向が続いています。また、商店街では、店舗の減少や店主の高齢化などにより、商店の組織力の低下や後継者不足が課題となっています。

その反面、近年の駅前の居住ニーズの高まりを受けて、商業集積地域の存在意義も高まっている状況があります。市民にとって魅力的で買い物しやすいまちづくりのために、個々の商店の結束を強めるとともに、地域、異業種間で連携した取り組みや、「元気な店舗グループ」による魅力づくりなどが求められています。また、商業集積地域全体としての魅力づくりに向けては、地域の特徴を生かすとともに、安心して快適に買い物ができる環境づくりも必要となっています。

目標指標

だれでも不自由なく買い物できるまちづくりが進められていると思う市民の割合 平成20年 44.1% ▶ 平成32年 UP

元気な店舗グループ支援の対象数



取り組みのあらまし

1 特色ある商業集積地域づくりを支援します

商業集積地域を一体として商業振興を進める組織づくりを支援し、事業者自らの選択による特色ある集積地域づくり、事業者と地域の市民が結びついたまちづくりにつなげていきます。

また、これらの活動を通じて地域商業振興の担い手を育てていきます。

2 「元気な店舗グループ」の活動を支援します

地域商業の活性化のため、意欲のある元気な商店の組織化や地域の銘品^{※1}づくり、モノづくり企業、地元の農業生産者などと提携した取り組みなどの活動を支援していきます。

また、事業者間の情報の共有や人の交流が生まれる場の提供に取り組んでいきます。

※1 銘品：特に優れた、名のある上等な品。

3 地域資源の活用で集客力を強化します

地域資源の発掘・活用や地域グッズの作成・活用など、「商店街観光」の取り組みなどにより、商店街の魅力を向上させていきます。

また、公共交通の利便性を生かし、これらの魅力をアピールすることで、広域からの集客力を強化します。

4 安心して快適に買い物ができる環境づくりを進めます

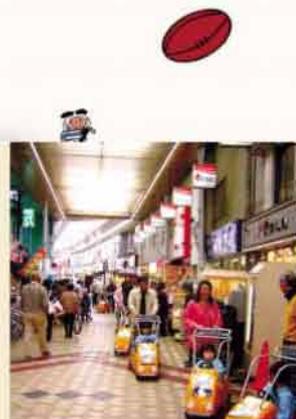
商業集積地域において、防犯設備の設置や、バリアフリー施設、駐輪場の整備など、高齢者をはじめとするだれもが、不自由なく安心して便利に買い物ができる環境づくりを進めていきます。

みんなで…

地域のまちづくりの視点で商店街づくりを考え、地域と商店の交流を深めましょう。

東大阪市の特産物や、商店が取り組む「一店逸品運動」などに関心を持ちましょう。

身近で買い物ができる商店が、日々の生活にとって掛け替えのない存在であることを考えましょう。



私の好きな東大阪の風景

布施駅前

農業と農地空間を大切に するまち

基本方針

安全で安心できる農産物の提供や地産地消^{※1}、食育を通じて、都市農業を身近に感じ、農業と農地空間を大切にすまちをつくります。

農業の持続と、都市の貴重な緑地である農地空間^{※2}の保全のため、次世代の担手を育成していくとともに、農業と農地空間の持つ公益的な役割をさらに発展、拡大します。

※1 地産地消：地域で採れた農産物・水産物などを、その地域で消費すること。流通に伴う費用や二酸化炭素の排出量の削減、農や食に対する理解を深める効果などがある。

※2 農地空間：市街地にある田んぼや畑、ため池、用水路などの農業にかかわる空間。

現状と課題

本市では、都市農業振興のため、農業者や農業団体などに対する補助、相談事業などに取り組んできました。また、農地空間を都市の潤いの場として活用したり、市民農園の整備や農業体験を通じて、市民が自然と触れ合える機会を提供してきました。

今後は、安全で安心できる農産物を求める消費者ニーズの高まりを受け、より価値のある生産物を消費者に届けることが求められています。また、本市の特産品や地域ブランドを発信していくことによって、市民に東大阪市の農業を身近に感じてもらい、消費につなげていく取り組みも必要です。

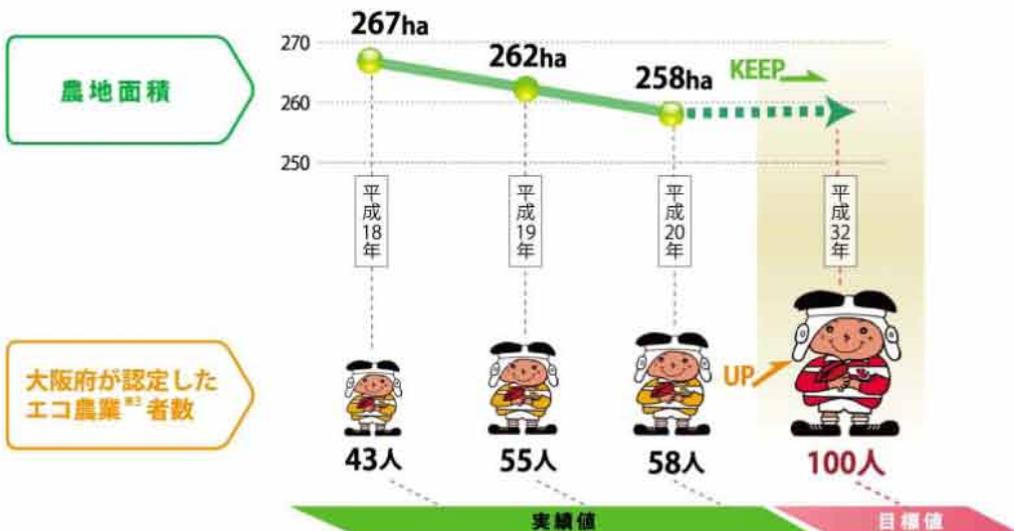
また、本市には兼業農家が多く、農業者数の減少、後継者不足もあって、十分手入れの行き届かない農地が増えているのが現状です。農業と農地空間には、食料生産や防災、景観、環境、教育、福祉など、多面的かつ公益性のある役割があります。そのため、地域全体で農業と農地空間の保全と活用について取り組んでいく必要があります。

目標指標

農業と農地空間を大切にす
まづくりが進められている
と思う市民の割合

平成20年
17.5%

平成32年
UP



※3 エコ農業：化学肥料や化学農薬の使用を抑え、環境への影響を少なくした農業。

取り組みのあらまし

1 安全で新鮮な農産物を消費者に届けます

安全・安心を求める消費者ニーズに応える農産物の生産を進め、流通機構の改善、整備を行っていきます。

また、エコ農業に取り組む生産者を支援するとともに、生産物直売所や給食への利用など、地場産野菜の地産地消や、栽培農家の写真などを添えて販売する「顔の見える農業」を進めていきます。

2 東大阪市の特産物を地域ブランドとして発信します

特産物である、大阪しろなや菊菜、ハウレン草などの野菜や、夏菊(電照菊)など、東大阪市の農産物を地域ブランドとして発信し、本市農業のブランド力を高めます。

3 農業と農地空間の担い手を育てます

農業者の高齢化への対応として、省力化生産技術の普及に努めるとともに、青年農業者や新規就農者の育成支援、NPOなど多様な担い手の確保を進めていきます。

耕作を放棄された農地や遊休農地については、農地の賃借制度を進めるなど、農業と農地空間の担い手の育成について行政と地域が共に考えていきます。

4 農地空間の持つ価値や機能を生かします

農地空間の持つ、災害時の避難所としての機能の保持や、用水路が持つ防火機能の発揮、緑と潤いのある景観を形成する役割、農業体験や食の環境などの学習空間としての活用、市民交流の場としての利用など、都市の農地空間の持つ価値や機能を生かしていきます。

また、農地空間を構成する用水路やため池などの整備改修や安全確保に努め、それらの機能を維持していきます。

5 有害鳥獣被害への対策を進めます

有害な鳥獣などから農作物を守るため、平常時には有害鳥獣の監視や予防対策を周知徹底し、非常時には被害拡大を防ぐために関係団体と連携して対応する仕組みをつくります。

みんなで…

■ 自らが農に関心を持ち、家庭や地域で、食や農について考えましょう。

■ エコ農産物や地域で採れた農産物を積極的に購入しましょう。

■ 農業用水路やため池へごみの投棄をしないことや、不法投棄の監視など、地域として取り組みましょう。



夏



私の好きな東大阪の風景

横小路町

産業活動にとって 魅力のあるまち

基本方針

産業の集積は、本市の発展の基盤であることから、モノづくりをはじめとするすべての産業活動が安定して続けられるよう、産業活動にとって魅力のあるまちづくりを進めます。

そのため、住宅と工場が共生しながら操業が続けられるような環境づくりや、金融面からの企業活動の支援、産業活動に役立つ情報提供を通じて、地域産業を総合的に支援します。

現状と課題

本市では、製品・部品をつくり出すために、近隣の工場同士が協力し合い、工場間のネットワークを通じた生産活動が盛んに行われています。本市の産業活動を支えるためには、既にある産業集積を維持、継承させることが必要です。しかし、企業の市外移転や倒産、廃業などによってできた工場跡地の宅地化が進んだことで、住工混在が進み、周辺企業の操業環境は悪化しています。そのため、企業が安心して操業できる環境を確保し、住工共生に向けて取り組むことが期待されています。

また、本市には小規模企業が多く、景気などの社会動向による影響を受けやすいことから、安定した企業活動を金融面から支援できる行政機能（相談窓口や公的融資制度など）が必要です。

さらに、企業の確かな意思決定を支えるために、企業に役立つ情報を迅速に提供することが重要です。

そのほか、東部大阪地域のモノづくりの支援拠点であるクリエイション・コア東大阪を活用して、さらなる新技術・新商品開発や販路開拓など、地域産業を総合的に支援することが求められます。

目標指標

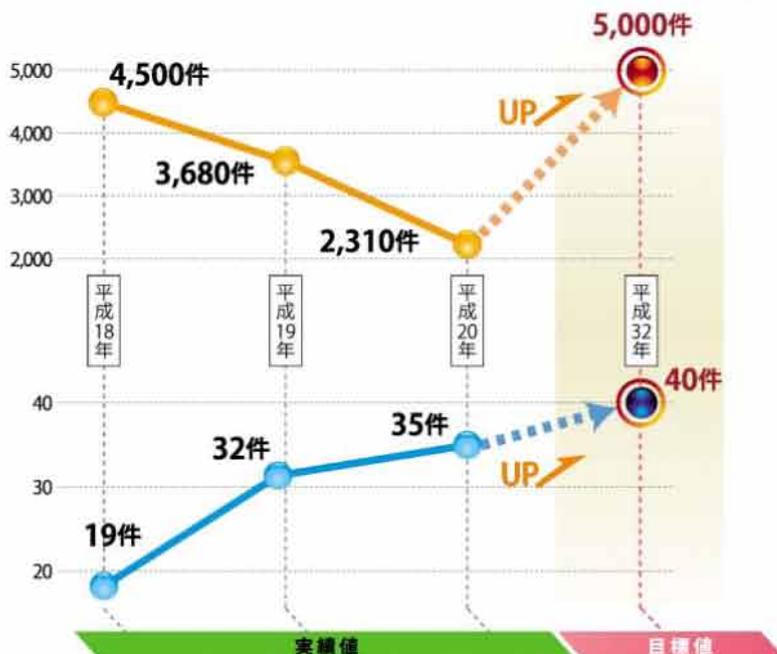
産業活動にとって魅力あるまちづくりが進められていると思う市民の割合

平成20年
26.3%

平成32年
UP

クリエイション・コア東大阪
総合相談窓口の
利用件数

立地促進補助金の
対象件数



取り組みのあらまし

1 居住環境と工場の操業環境の共生を進めます

工業が集積している地域における住宅と工場の混在などの操業環境を改善するため、モノづくり企業の高い付加価値を持った製品づくりにつながる良好な操業環境の整備を進めていきます。また、産業振興と都市計画などの組み合わせによる総合的な施策の展開により、住工共生に向けた取り組みを進めていきます。

2 金融面から産業活動を支援します

企業が必要とする資金繰りなどの金融相談に対して総合的に対応できるよう、クリエイション・コア東大阪内の融資相談窓口の体制を整えます。また、企業が利用しやすい公的融資制度を提供していきます。

3 経済施策情報を分かりやすく発信します

産業施策や市内事業所の景気の動向などの中小企業情報を、市内事業者へ提供することで、経済施策の利用につなげていきます。また、経営や技術などに関するセミナーを通じて、経営の高度化や未来を担う産業の育成を進めていきます。

4 クリエイション・コア東大阪を有効に活用します

東部大阪地域のモノづくり支援拠点として整備されたクリエイション・コア東大阪が持つ、総合相談窓口機能や産学連携の推進機能、コンベンション^{※1}機能などを活用し、クリエイション・コア東大阪の入居団体や事業者と連携して、地域産業を総合的に支援していきます。

※1 コンベンション：会議や展示会などの大規模な催し。

みんなで…

住工共生に向けた取り組みに対する理解を深めましょう。

市内事業者は経済施策を活用しましょう。



私の好きな東大阪の風景
枚岡神社

雇用が安定し、働きやすいまち

基本方針

雇用が安定することによって生活が安定し、仕事を通じた社会貢献や生きがいを感じることで暮らしが充実します。また、社会の発展にとって雇用の安定は欠かすことのできない要素です。

そのため、勤労者の職業能力を向上させるとともに、雇用の安定に努め、若者や就職困難者が安定して就業し、高齢者が生きがいを持って働くことができるまちをつくりまします。また、勤労者が健康で充実して働くことができ、働きがいのある労働環境を整備します。

現状と課題

本市では、新規卒者に対する合同企業説明会の開催などの人材確保事業をはじめ、勤労者福祉の向上、労働安全衛生の確立、未組織労働者^{※1}の組織化、勤労者をはじめ広く市民の福祉向上のための余暇利用など、本市の労働雇用施策は一定の成果を上げてきました。

また、中高年齢者に対する雇用の創出や、高齢者の生きがい就労の支援、就職困難者に対する地域就労支援事業にも積極的に取り組んできました。

しかしながら、障害のある人や一人親家庭の母親などの就職困難者に対しての就労支援の取り組みについては、まだ十分とは言えず、若年既卒者に対する就職支援の取り組みも始まったばかりです。

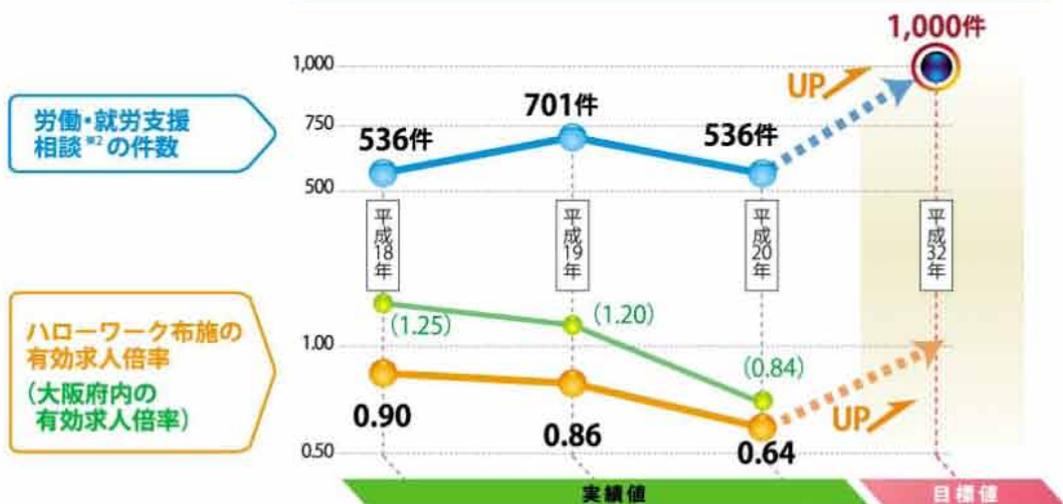
今後は、中高年齢者や就職困難者をはじめ、さまざまな層の職業能力を向上させるとともに、だれもが働きやすい労働環境を整える必要があります。

さらに、フリーターなど、正規就労につけていない若年者層と、若手人材の確保が難しくなっている製造業を中心とした市内中小企業をつなぐための取り組みも必要です。

※1 未組織労働者：労働組合に加入していない労働者、または、労働組合がない企業などで働く労働者。

目標指標

雇用が安定し、働きやすいまちづくりが進められていると思う市民の割合 **17.7%** ▶ **UP** 平成20年 → 平成32年



※2 労働・就労支援相談：労働条件などの労働に関する窓口相談や、就職困難者の自立を目的とする窓口相談。

取り組みのあらまし

1 働きがいのある労働環境づくりを支援します

労働環境の改善に取り組んだ企業、従業員の表彰や、勤労者のための福利厚生面の支援など、企業の勤労者福祉を増進することにより、勤労者にとって働きがいのある労働環境づくりを支援していきます。

2 安心して働ける労働環境づくりを支援します

だれもが安心して働ける労働環境づくりを実現するため、労働専門相談員による労働相談や、さまざまな就業支援関係機関と連携するなど、総合的に支援していきます。また、事業所などに対し、就職差別や、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント^{※3}などを無くし、人権が大切にされるとともに、法令を順守する労働環境づくりを啓発していきます。

※3 パワー・ハラスメント：職場で、職務権限などの力を利用して行う、いじめや嫌がらせ。

3 若者の就業を応援します

産業集積という本市の地域特性を生かし、地元企業の就職説明会の開催など、若者の就業を応援していきます。また、就業意欲の低い若者に対しては、関係機関と連携し、就業意欲を向上させる取り組みを進めていきます。さらに、企業に対し、若者の雇用確保に向けて、啓発、支援していきます。

4 就職に困っている人の雇用を促します

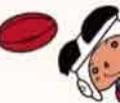
企業に対し、中高年齢者や障害のある人、一人親家庭の母親などの就職困難者の雇用創出を働き掛けるとともに、就職困難者の立場で就労支援に取り組んでいきます。

5 高齢者の生きがい就労を応援します

高齢者の豊かな経験や技術を掘り起こし、定年退職後の生きがい就労を目的とした雇用創出に向けて取り組んでいきます。また、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに取り組むため、シルバー人材センターの運営と就業活動を進めていきます。

みんなで…

- 企業は、雇用主として労働環境を整えましょう。
- 企業は、就職困難者の雇用に努めましょう。
- 高齢者は、シルバー人材センターに登録することで、能力を地域社会づくりに役立てましょう。
- ニーズに合わせてシルバー人材センターを活用しましょう。
- 職業体験などの機会を通じ、就職先としての市内企業に関心を持ちましょう。



私の好きな東大阪の風景

衣摺

消費者が
守られるまち

基本方針

安全で安心な消費生活ができるよう、消費者が守られるまちをつくります。そのため、消費生活センターが地域の中核的な役割を担うとともに、消費者が意識を高め、自ら行動できるよう取り組みます。また、消費者が安定的に安心して生活物資を購入できるよう努めます。

現状と課題

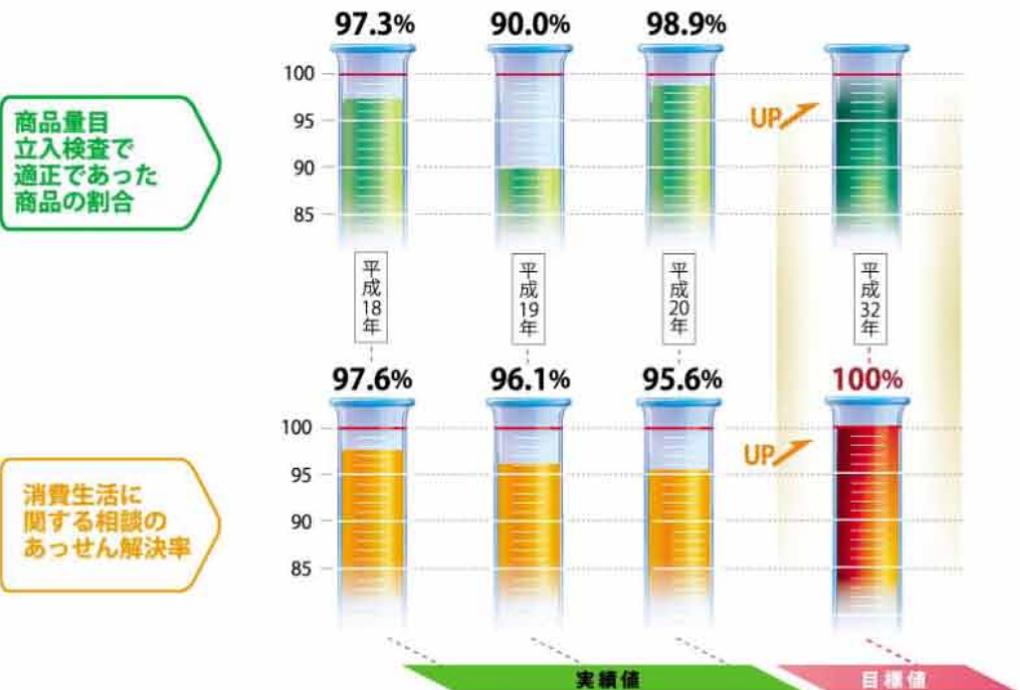
本市では、消費者憲章を定め、市民の生活に密着した消費者関連施策を取りまとめた消費生活施策スクラムプログラムを展開しており、今後も継続的な取り組みが期待されています。

また、消費生活相談事業の実施や、消費者被害の未然防止に向けた消費生活講座の開催、消費生活情報を掲載した「暮らしのスクラム」の発行など、消費者学習の場や情報の提供に取り組んできました。しかしながら、近年では消費相談の内容もより複雑化しており、食品の偽装表示問題など消費者の権利が脅かされる事態も多発しています。こうした状況の中で、消費者の安全・安心を守るためには、消費者団体や事業者、市役所が共に取り組むことが重要です。

また、相談体制の充実にも努めるとともに、「賢い消費者」として自立できるよう、より一層の消費者教育・啓発を行っていく必要があります。そのほか、消費者が環境を大切にする活動や、生活関連物資の供給の安定性や信頼性を高めるような行政としての監視を進める必要があります。

目標指標

消費者が守られるまちづくりが進められていると思う市民の割合 **平成20年 21.4%** ▶ **平成32年 UP**



取り組みのあらまし

1 安全で安心な消費生活ができるようにします

消費者と共に考え、解決するための相談対応など、総合的な消費者行政を進める拠点として消費生活センターを強化、充実し、その役割を高めるとともに、関係機関が連携して消費者被害の未然防止や救済の情報提供に努めていきます。また、欠陥商品などによる事故発生の防止に取り組んでいきます。

2 消費者の自立を支援します

「賢い消費者」になるための学習を生涯学習の一環として位置付け、家庭や学校、地域で、身近な消費生活について考え、自ら進んで正しい知識を身に付けられる機会を提供していきます。

また、地域の主体となる消費者団体や人材などを育て、活動を支援していきます。

3 環境にやさしい運動を進めます

消費生活は、環境への影響を避けることができないことから、消費者の立場で、消費生活が地球環境に与える問題を考え、消費者団体や事業者、市役所が一体となって、生活環境を守る運動や実践活動を進めていきます。

4 生活関連物資を安定して適性に供給できるようにします

生活関連物資の安定した供給、確保ができるよう、価格や需給の動向に関する調査と監視を行っています。

また、商品の内容量が適正かどうかの調査や、はかりの検査などを充実させ、商品が適切に提供されるよう指導、改善を行っています。

みんなで…

消費者は、消費生活に必要な情報収集や知識習得など、自主的に行動するとともに、消費生活の中で環境に配慮して行動しましょう。



私の好きな東大阪の風景

石切参道筋



安全で住みよいまちづくり

第5部

部門別計画

- p102 27節 危機や災害への備えが万全なまち
- p104 28節 安全で快適な市街地のあるまち
- p106 29節 水と緑に親しめるまち
- p108 30節 良好な住まいのあるまち
- p110 31節 安全で便利な交通機関や道路のあるまち
- p112 32節 良好な環境を次代に引き継ぐまち
- p114 33節 上下水道によって安全・快適に暮らせるまち



私の好きな東大阪の風景

長瀬川

安全で
住みよい
まちづくり

緑豊かな潤い空間と、災害時にも安全な市民の生活環境を創造するとともに、市民の活動を支える総合的な交通環境の充実を図ります。また、環境に配慮した循環型社会の形成など、暮らしを支える環境の整備に努めます。

— 実現に向けて取り組みます —

27 節 危機や災害への備えが万全なまち

- ① 危機管理体制を整えて、いざという時に備えます
- ② 地域における防災・防火・防犯に向けて取り組みます
- ③ 消防力を強化し、市民生活を守ります
- ④ 都市基盤の耐震化、避難所整備を進めます
- ⑤ 水害や土砂災害からまちを守ります
- ⑥ 国民保護体制を整えて、万が一に備えます

28 節 安全で快適な市街地のあるまち

- ① 幅広い視点から総合的な都市づくりを行います
- ② 都市拠点などを整備し、まちを活性化させます
- ③ 優れた都市空間を形成します

29 節 水と緑に親しめるまち

- ① 新たな緑の空間を増やします
- ② 水や緑が豊かな、潤いのある生活空間をつくります
- ③ 森林や公園緑地などの緑を保全します

30 節 良好な住まいのあるまち

- ① 安全・安心で快適な公的住宅を整備します
- ② 良好な民間住宅を増やします
- ③ より安全で快適な居住環境づくりを進めます

31 節 安全で便利な交通機関や道路のあるまち

- ① 公共交通の整備を一層進めます
- ② 使いやすく安全な道路を提供します
- ③ 交通ルールを守り、だれもが安心して使える道路にします

32 節 良好な環境を次代に引き継ぐまち

- ① 総合的な環境施策を進めます
- ② 地球温暖化問題を市民と共に考えます
- ③ ごみの減量・リサイクルによって、循環型社会をつくります
- ④ 不法投棄を防止し、まちの美化を進めます
- ⑤ ごみや、し尿の適正処理を行います
- ⑥ 公害の防止などに取り組みます

33 節 上下水道によって安全・快適に暮らせるまち

- ① 施設・設備の計画管理と老朽化対策を進めます
- ② 水の安定供給と排水処理施設の整備を進めます
- ③ 川や海の水質を保全します
- ④ 公営企業として、健全な財政運営を進めます
- ⑤ 上下水道の知識や経験、技術を継承します

○こんな東大阪市をめざします



27節 危機や災害から市民を守り、被害を受けた場合には一日も早く平穏な市民生活を取り戻せるよう、日ごろの備えが万全なまちをつくります。



31節 だれもが利用しやすい交通機関や、使いやすく安全な道路のあるまちをつくります。



28節 都市計画に総合的に取り組むことで、安全で快適な市街地のあるまちをつくります。



32節 だれもが地球温暖化を自らの問題としてとらえ、環境にやさしい行動を取り、将来に良好な環境を引き継いでいくまちをつくります。



29節 水と緑のある空間を増やし、生活に潤い、安らぎ、触れ合いを感じる事ができるまちをつくります。



33節 安定した、上下水道サービスによって、どんな時でも市民生活に欠かせない水を使うことができる安全・快適なまちをつくります。



30節 住環境を整えることによって、だれもが安全な住宅に安心して暮らせるまちをつくります。



私の好きな東大阪の風景

なるかわ園地から
見た東大阪

危機や災害への備えが万全なまち

基本方針

危機や災害は突然やって来ます。いざという時に市民の生命や体、財産を守り、被害を最小限にとどめ、早期の復旧を行うため、また、避難生活を少しでも安定して過ごせるよう、日ごろからの備えが万全なまちにします。

そのため、さまざまな事態を想定した危機管理体制を整備します。また、市民の自主的な活動を支援することで地域の安全を守るようにします。

さらに、消防力^{※1}の強化、防災拠点の整備、都市基盤の整備や耐震化などにより、災害に強い住まいとまちづくりを進めます。

※1 消防力：火災の予防や警戒、鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策などの消防に関する任務を確実に行うために必要な、施設と人員。

現状と課題

本市では、危機管理方針や地域防災計画、国民保護計画を作成し、市民の生命や体、財産を守るための整備を進めています。

これらの計画に基づき、災害時用備蓄物資の確保や消防施設の整備、施設の耐震化、雨水増補管^{※2}の整備などの防災機能向上に取り組んできました。その結果、避難所となる市立小中学校の体育館の耐震化については完了しつつあります。

また、危機管理体制の構築や防災・防火訓練の実施、救急救命士の計画的な養成などを進める一方で、公共施設の整備に合わせた老朽建物の建て替えの促進による、災害に強い住まいとまちづくりの推進、自主防災組織の育成など、安全・安心なまちづくりを進めてきました。

今後も、震災・豪雨などの自然災害や健康被害、火災など、さまざまな危機事象に対して、防災・減災^{※3}のためにより一層取り組んでいく必要があります。

一方、地域の防犯対策として、市民による見守りや夜回り、防犯灯の設置、維持管理などによって治安を高める取り組みは効果を上げていますが、安全・安心なまちづくりの実現に向けて、さらに取り組んでいく必要があります。

※2 雨水増補管：大雨による雨水を、一時的に貯留、流下するための下水道。

※3 減災：自然災害など、発生を防ぐことができない災害の被害をできる限り減らす取り組み。避難所の整備、避難訓練など。

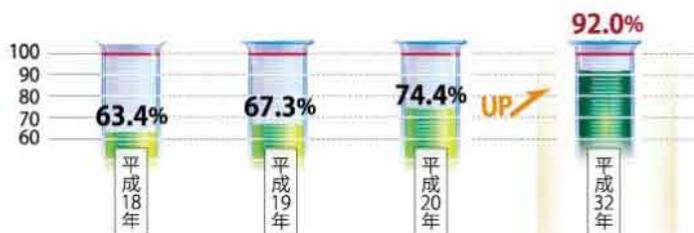
目標指標

危機や災害への備えが万全なまちづくりが進められていると思う市民の割合

平成20年
23.0%

平成32年
UP

雨水増補管の整備率



市庁舎、保健所などの市の防災関連建築物の耐震化率



実績値

目標値

取り組みのあらまし

1 危機管理体制を整えて、いざという時に備えます

大地震などの自然災害、新型ウイルスなどによる健康被害や重大な事故などに対して、各種計画やマニュアルを一層充実させ、いざという時に迅速かつ的確な対応ができるよう備えます。

また、関係団体間の情報収集や提供の仕組み、支援体制のネットワークを強化するとともに、災害対策などの市民啓発を行っていきます。

2 地域における防災・防火・防犯に向けて取り組みます

地域における自主的な防災活動を促進、支援するほか、建物の耐震診断や耐震化、不燃化など、安全性の維持向上のための各種制度や法律の周知・啓発を進めていきます。

また、自治会などと連携して火災予防を進めるとともに、防犯団体や市役所、警察などが共に取り組むことで、犯罪の未然防止や被害の軽減を進めていきます。

そのほか、防災・防火・防犯に関する市民一人ひとりの意識の向上や、自主的な活動の支援に努めていきます。

3 消防力を強化し、市民生活を守ります

消防庁舎や消防車両・装備、消防水利、消防団装備などの消防施設・装備の更新整備を進めるとともに、予防査察^{※4}などを強化し、火災予防に努めていきます。また、消防職員の教育訓練や研修派遣を充実させていきます。

さらに、高規格救急車^{※5}の整備や救急救命士などの計画的養成を進めるほか、市民や事業者などを対象とした応急手当の普及啓発を行い、救命率を向上させていきます。

※4 予防査察：建築物や危険物施設などに立ち入り、防火管理、消防設備の維持管理などの状況を検査し、違反事項について指摘し、改善させること。

※5 高規格救急車：救急救命士が高度な救急救命措置を行うための医療機器や通信機器などが装備されている救急車。

4 都市基盤の耐震化、避難所整備を進めます

災害時の市民生活の安定のため、橋や上下水道などの都市基盤施設の耐震化や、被災時の速やかな復旧のための都市基盤施設などの台帳を整備します。

また、地域防災拠点や広域避難地などの整備を進めるとともに、避難所生活の安定のため、応急対応や備蓄物資を充実させていきます。

5 水害や土砂災害からまちを守ります

河川・下水道管理者、流域の住民の三者で取り組む総合治水対策として、大雨などによる水害に備え、河川や雨水増補管などを整備していきます。また、地面がコンクリートなどによって覆われたことで、雨が地下に染み込みにくくなっていることへの対応として、雨水の貯留や浸透に取り組んでいきます。

そのほか、砂防ダム、がけ崩れ危険個所の把握など、土砂災害対策に取り組んでいきます。

6 国民保護体制を整えて、万一来に備えます

武力攻撃やテロの万一来の発生に備え、市民の生命や体、財産を守るための国民保護の体制を整備します。なお、整備に当たっては、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が多いことから、地域防災計画やその他の計画などに基づく取り組みの蓄積を活用します。

また、国民保護計画について市民啓発を行い、国民保護に関する取り組みへの理解を深めていきます。

みんなで…

地域防災や防犯については、「自らの身は自ら守る」「共に助け合う」といった「自助・共助」の精神に立って、正しい知識と危機意識を持ちましょう。

それぞれの家族や地域、企業で、避難経路の確認や災害への備えを十分にしましょう。

防災・減災・防犯などの施策について理解を深め、市や地域の取り組みに参加、実践しましょう。



私の好きな東大阪の風景
花園中央公園

安全で快適な市街地のあるまち

基本方針

都市や各地域の拠点が整備され、優れた都市空間が形成された、安全で快適な市街地のあるまちをつくります。

そのため、市民の意見を反映し、都市づくりの方針をつくります。また、都市の拠点づくりなどを進め、まちを活性化させます。さらに、市民や事業者などの理解と協力の下、まちづくりへの啓発や指導を強化します。

現状と課題

本市では、都市づくりの方針として平成8年に都市計画マスタープランを策定し、長田・荒本の新都心整備地区における都市拠点づくりや、若江岩田や花園などの主要駅周辺の再開発事業などの地域拠点づくりなど、都市基盤や公共施設の整備を進めてきました。また、良好な居住環境の形成のため、開発指導要綱に沿ったまちづくりを進めていることや、総合設計制度^{※1}の活用に向けた事前協議制度を設けたことによって、良質な建築計画の提案が増えています。さらに、違法な簡易屋外広告物^{※2}の追放に向けたクリーン作戦の実施では、参加団体が増えてきました。

今後は、都市計画マスタープランの見直しを行い、引き続き総合的な都市づくりに取り組む必要があります。また、新都心整備地区では、遊休地や老朽化した流通業務団地施設が見られ、効果的な土地活用が求められています。

また、都市計画マスタープランを実効性の高いものとするためには、市民や事業者などとの合意形成が欠かせません。さらに、適正な建物の建築や、違法な簡易屋外広告物の追放などには、市役所の力だけでなく、より多くの市民の理解と協力が必要です。

※1 総合設計制度：マンションなどの敷地内に、だれでも自由に入出入りできる空間（公開空地）を設けることで、建築の制限が緩和される制度。

※2 簡易屋外広告物：屋外に継続して設置された、張り紙や広告旗、立看板などの広告物。

目標指標

安全で快適な市街地のあるまちづくりが進められていると思う市民の割合

平成20年
21.6%

平成32年
UP

総合設計制度によって、設けられた公開空地の累計面積

違法簡易屋外広告物追放クリーン作戦の参加団体数



取り組みのあらまし

1 幅広い視点から総合的な都市づくりを行います

市民や社会のニーズ、土地の使われ方、市街化の状況などを把握し、市や地域ごとのまちづくりの方向性を市民と共に考えていきます。その上で、都市計画における各種事業や規制・誘導などについて総合的に取り組むことで、安全で快適、便利な市街地環境整備に努めていきます。

2 都市拠点などを整備し、まちを活性化させます

都市拠点などについては、土地の高度利用^{※3}を進めるとともに、都市拠点の規制の緩和や、地域拠点における再開発、地域支援などにより、まちを活性化させます。

※3 土地の高度利用：再開発や建築物の高層化などによる、有効な空地の確保などによって、限られた土地を効率的に利用すること。

3 優れた都市空間を形成します

建築事業者などに対して、総合設計制度など各種制度の活用を促し、建築基準を守るよう働き掛け、指導するなどにより、優れた都市空間や建築物を形成していきます。また、違法な簡易屋外広告物への対策を進めていきます。

みんなで…



- 市民が都市づくりの主役であるとの意識を持ちましょう。
- 都市計画マスタープランの見直しに参加しましょう。
- 建築事業者は、総合設計制度を理解し、良質な都市空間の形成に努めましょう。
- 建築基準法の趣旨を理解しましょう。
- 違法な簡易屋外広告物の追放に参加しましょう。



私の好きな東大阪の風景

らくらく登山道から
見た東大阪

写真撮影／神田さん

市民
公募

水と緑に親しめるまち

基本方針

生活に潤いと安らぎを与え、人と人が触れ合える場として、水と緑に親しめるまちをつくります。

そのため、都市空間に新たな緑の空間づくりを進めることで、目に映る緑を増やすとともに、だれもが使いやすい公園や遊歩道など、水と緑の空間の整備を進めます。また、生駒山や市街地の水と緑を守る取り組みを進めます。

現状と課題

本市では、市民と市役所が協働で行う「花とみどりいっぱい運動」などの活動が定着しつつあります。

公園の整備については、都市計画公園の開設率が約76%に達し、日常の公園利用だけでなく、災害時の避難場所、災害復旧などの防災拠点としての機能が確保されてきています。また、生産緑地^{※1}制度による緑地空間の保全は、良好な都市環境の形成につながっています。

その一方で、緑や公園を求める市民の声はさらに高まっているため、新技術の活用や緑を増やす運動、公園や遊歩道など水と緑の空間整備、緑の保全によって、人が集まる場所や人目に触れる場所で新たな緑の空間を確保し、緑を目にする機会を増やす必要があります。

また、公園のバリアフリー化率は14.9%と低いことから、さらにバリアフリー化を進める必要があります。

このような魅力あふれる水と緑のまちをつくっていくためには、市民一人ひとりが自分たちのまちの緑を大切にすることを意識を持ち、市民と市役所が共に水と緑の保全、緑づくりの活動に取り組んでいくことが求められます。

※1 生産緑地：環境保全などの目的で生産緑地法により指定される、市街化区域内の農地などのこと。

目標指標

水と緑を生かしたまちづくりが進められていると思う市民の割合 **平成20年 28.4%** ▶ **平成32年 UP**



※2 緑被率：地域の面積に対して、緑で覆われている土地が占める割合。

取り組みのあらまし

1 新たな緑の空間を増やします

建物の壁面緑化など、新しい技術の普及や導入により、市街地の緑空間を増やすことで、緑の景観を形成し、生活環境を向上させます。

また、緑や公園をつくり、守り、育てるための中心となる人材の育成や、活動を支援するとともに、情報の発信・交換の場となる拠点づくりを進めていきます。

2 水や緑が豊かな、潤いのある生活空間をつくります

すべての市民にとって利用しやすい公園や遊歩道などの緑地を整備し、緑被率を向上させるとともに、河川や水路などの水辺の景観や親水に配慮した整備を進めていきます。

また、景観づくりに向けた気運を盛り上げ、歴史や文化など地域の個性を生かした「東大阪市らしい」まち並みやまちかどの景観づくりを進めていきます。

3 森林や公園緑地などの緑を保全します

市民と緑の触れ合いの場である生駒山の自然や公園緑地、市街地の緑を保全するとともに、公園愛護会など、緑の保全活動を行う団体の結成やボランティアの育成、情報交換、新たな保全活動の提案、提供などにより、市民の声を緑の維持管理や保全に反映できるような仕組みをつくります。

みんなで…

身の回りの空間などを利用し、自らできる範囲で緑を増やしましょう。

生産緑地を適正に管理しましょう。

愛護会などのボランティア活動に自主的に参加し、活動を通じて公園や遊歩道への愛着を深めましょう。

公園や遊歩道の利用の際は、ペットのふんの始末やごみの持ち帰りなど、モラルを向上させましょう。



私の好きな東大阪の風景

日下新池

良好な 住まいのあるまち

基本方針

安らげる住まいがあることで、安定した生活を送ることができるよう、だれもが安全な住宅に安心して暮らせるまちをつくります。

そのため、市営住宅における良好な住環境の提供に努めるとともに、被災や障害、低所得などの理由で住宅に困っている人に対し、公的住宅に求められる役割を果たせるよう整備や活用を進めます。また、超高齢社会や耐震化などに対応できる良好な民間住宅を増やします。さらに、安全で快適な住環境を地域全体でつくるために取り組みます。

現状と課題

老朽化の著しい市営住宅は、建て替えによって、安全・安心な住宅が増えてきており、また、一部の住宅においては、子育て世帯や身体障害者などのニーズにも対応しています。しかし、依然として入居の応募倍率は高いことから、早期に計画的な建て替えを進める必要があります。また、中高層の市営住宅については耐震補強が課題となっています。さらに、市営住宅の住民の高齢化が進む中、世代間の交流が育まれるよう、多様な世代と世帯が住む共同体とする必要があります。

一方で、住宅供給において大きな役割を担っている民間住宅については、助成を受けた高齢者向けの優良賃貸住宅など、良好な住宅が供給されていますが、いまだその戸数は十分とは言えず、市との連携のもと、さらに高齢者向け民間住宅が増えるような取り組みなどが必要です。また、住宅の耐震化については、各種啓発や相談会実施により関心は高まりつつありますが、市民の生命、財産を守るという観点から、より一層耐震改修を促していくためには、市民が耐震化の進め方などを理解できるような取り組みが必要です。

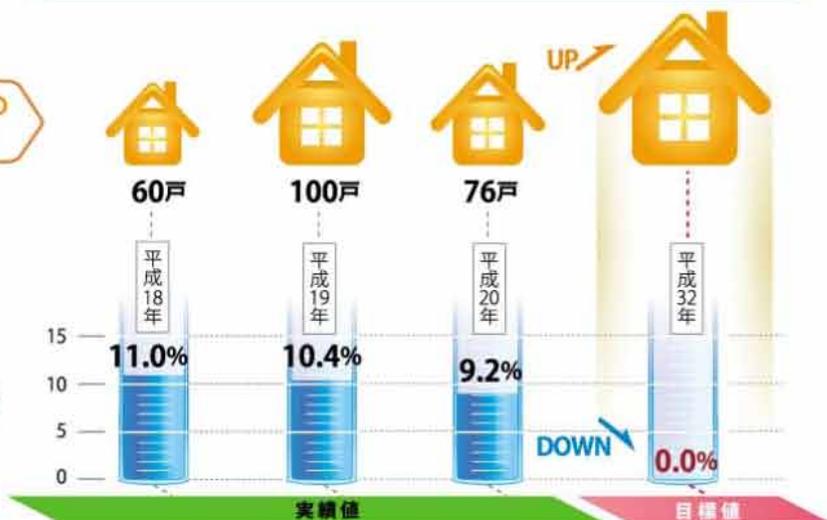
そのほかにも、入居者のよりよい居住環境を求める意識が高まる中、入居者の意見を取り入れた、より安全で快適な住環境を整備することや、建物の安全性の向上だけでなく、周辺を含めた地域全体としての安全性の向上が求められています。

目標指標

良好な住まいのあるまちづくりが進められていると思う市民の割合
平成20年 26.6% ➡ 平成32年 UP

民間住宅が耐震診断の補助を利用した戸数

市営住宅に占める木造住宅等の割合



取り組みのあらまし

1 安全・安心で快適な公的住宅を整備します

老朽化の著しい市営住宅の建て替えや耐震化、既存住宅の活用、改善により、さまざまな住宅ニーズに応えるとともに、幅広い年代層が住む住宅の整備など、居住環境の向上に努めていきます。また、これらによって、被災や障害、低所得などの理由で住宅に困っている人に対し、公的住宅に求められる役割を果たせるよう整備や活用を進めます。

2 良好な民間住宅を増やします

高齢者世帯や子育て世帯などが、安心して民間住宅へ入居できるよう支援するとともに、建物の耐震診断や耐震改修などを支援し、安全・安心で良好な民間住宅の提供を促進していきます。

3 より安全で快適な居住環境づくりを進めます

地域の住民が中心になった、より安全で快適な居住環境をつくる活動に対して、協力や支援を行っていきます。また、住宅密集地の環境を改善するために、防災面や利便性の向上などに配慮し、民間事業者などと連携して、総合的なまちづくりを進めていきます。

みんなで…

市営住宅の環境整備に向けたまちづくり活動に参加しましょう。

住宅の所有者は、建築物の耐震性を把握するとともに、建築物の安全性を確保しましょう。



私の好きな東大阪の風景

五条町

安全で便利な交通機関や道路のあるまち

基本方針

だれもが、安全で支障なく目的地まで行くことができ、人や物の流れを円滑にすることで経済活動が盛んになるよう、安全で便利な交通機関や道路のあるまちをつくります。

そのため、鉄道やモノレール、バスなどの公共交通機関や道路網の整備を進めます。また、駅や駅前交通広場などの人の集まる施設や場所を、だれもが使いやすいようにします。

さらに、駐車場や駐輪場などの交通関連施設の整備を進めるとともに、交通マナーの向上に取り組みます。

現状と課題

本市では、本市西部を縦断するJRおおさか東線(久宝寺—放出間)が開業し、近鉄奈良線の鉄道高架事業についても事業が継続中です。今後も残りの事業区間や駅前交通広場、駅舎のバリアフリー化などの整備を引き続き進めるとともに、南北方向の公共交通の充実など、さらなる交通の利便性の向上が求められています。

また、地域の主要な幹線道路である都市計画道路などの整備によって、交通の利便性が高まり、安全で快適な歩行空間ができるなど、土地の有効活用が進められています。さらに、生活道路の新設や改良も進めています。今後も引き続き、ニーズや地域特性に応じた多様な道路整備や改良、適切な維持管理により、安全・快適な道路空間を確保、保全していく必要があります。

一方、市内の事故件数や違法駐車、放置自転車の数は年々減少傾向にあります。交通安全施設(カーブミラーや道路照明など)、駐輪場などの整備や交通安全に関する啓発により、交通ルールを広め、マナーのさらなる向上に努めていきます。

目標指標

安全で便利な交通機関や道路のあるまちづくりが進められていると思う市民の割合

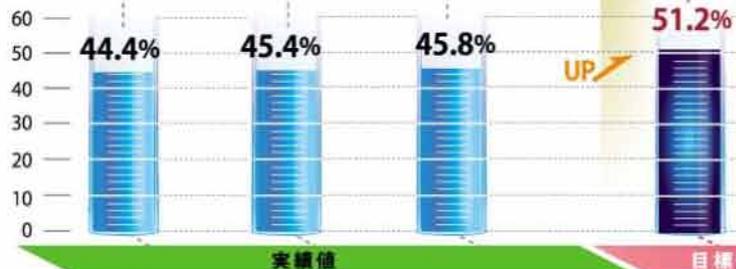
平成20年
41.4%

平成32年
UP

駅周辺の1日の放置自転車台数



都市計画道路の整備率



31 節 安全で便利な交通機関や道路のあるまち

取り組みのあらまし

1 公共交通の整備を一層進めます

鉄道の延伸や、道路と鉄道の立体交差を進めることにより、交通渋滞の解消や事故防止、鉄道で分断されている地域の一体化などを進めていきます。さらに、利便性の向上のため、JRおおさか東線の新駅設置に向けた協議を進めていきます。また、バス路線の充実やサービス向上を関係機関に働き掛けるほか、だれもが利用しやすい交通機関や移動手段などについて検討していきます。

2 使いやすく安全な道路を提供します

だれもが利用しやすい道路となるよう、主要幹線道路から生活道路まで、地域特性や道路に求められる機能に応じて、計画的に整備、改良していきます。また、鉄道駅前や周辺の放置自転車対策など、交通環境の整備や改善に向けて取り組んでいきます。

さらに、舗装の適切な維持補修を行うとともに、道路管理の情報などを市民が手に入れやすいようにします。

3 交通ルールを守り、だれもが安心して使える道路にします

道路空間が、自動車や自転車などの交通用具利用者や歩行者にとって安全なものになるよう、交通安全施設の整備と適切な維持管理を行うとともに、地域の実情に応じた交通規制の在り方を地域と一緒に考え、関係機関に働き掛けていきます。また、さまざまな年齢層に対し、あらゆる機会を通じて交通安全の大切さを広めていきます。

みんなで…

- 道路の整備などに関する地域の話し合いの場に参加しましょう。
- 移動のときには、なるべく環境にやさしい公共交通機関を利用しましょう。
- 日ごろから交通ルールや交通マナーを守り、子どもたちの手本となりましょう。
- 自転車を利用する際は、決められた場所への駐輪や、歩行者優先の運転など、マナー向上に努めましょう。



私の好きな東大阪の風景

中央環状線

良好な環境を次代に
引き継ぐまち

基本方針

生活のあらゆる活動を原因とする環境負荷^{※1}により、地球温暖化が進む中、私たち一人ひとりが環境負荷のより少ない行動を取ることで、次の世代へ良好な環境を引き継ぎます。

そのため、地球温暖化対策などの環境施策を総合的に進め、市民や事業者などがそれぞれの立場で環境保全活動に取り組みます。また、環境負荷の少ない循環型のまちをめざし、ごみの減量やリサイクルを一層進め、ごみの適正処理に努めるとともに、まちの美化を進めます。

さらに、都市の発展によって発生するごみや、し尿の適正処理、公害の未然防止に取り組みます。

※1 環境負荷：ごみや地球温暖化の問題など、人の活動などによって環境に与える負の影響。

現状と課題

本市では、東大阪市環境基本計画などにに基づき、市民や事業者などと共に地球温暖化防止に取り組んできました。また、環境教育や啓発事業、説明会などを通じて、子どもたちをはじめとする市民の環境問題に対する意識向上を進めてきました。さらに市役所でも、職員に対する研修や環境マネジメントシステム^{※2}、グリーン購入^{※3}などの活動を通じて、地球温暖化防止対策に取り組んでいます。

一方、廃棄物対策や公害防止への取り組みとしては、ごみの分別収集や、産業廃棄物の適正処理、大気や水質、騒音などの監視や指導などを実施しています。

しかし、不法投棄処理件数は減少に転じたものの、依然として多く、取り組みの重点を意識の啓発から実践活動へと移し、地球温暖化の防止、ごみの減量、不法投棄や公害の防止など、環境によい影響を与える活動を増やし、環境に悪い影響を与える活動を継続的に減らすことが求められます。また、ごみや、し尿の収集、運搬、適正処理を進めるとともに、産業廃棄物や公害防止に関する監視、規制、指導の強化や新たな環境汚染物質への対応など、総合的な環境政策が必要です。

※2 環境マネジメントシステム：企業などが、環境に関する方針や目標を自ら設定し、その達成に向けて取り組んでいく仕組み。
※3 グリーン購入：再生紙類や再生プラスチック文具など、環境への影響ができるだけ少ない製品などを選んで購入すること。

目標指標

良好な環境を次代に引き継ぐ
まちづくりが進められている
と思う市民の割合

平成20年
35.2%

平成32年
UP



32節 良好な環境を次代に引き継ぐまち

取り組みのあらまし

1 総合的な環境施策を進めます

環境の保全や創造に関する取り組みを、総合的かつ計画的に進めていきます。
また、市役所の業務においても、省エネ・省資源・グリーン購入などに努めるとともに、新エネルギーの導入を検討するなど、率先して環境への負荷を低減します。

2 地球温暖化問題を市民と共に考えます

市民や事業者などが地球温暖化防止に関心を持ち、行動できるよう、身近に取り組める対策や技術的な相談、情報発信などを行うとともに、環境問題への理解を深めるさまざまな機会を提供していきます。また、地域での環境啓発、実践活動の中心となる市民や団体を育成、支援するほか、低公害車や公共交通機関、自転車の利用の促進などに取り組んでいきます。

3 ごみの減量・リサイクルによって、循環型社会をつくります

市民・事業者・市役所の協働により、ごみの発生を抑制するとともに、資源の再使用、再生利用を進めます。
とりわけ、家庭から出るごみについては、だれもが再生利用へ協力できるような多様な回収システムをつくる
とともに、事業所から発生する再生利用が可能なものについては、地域や業種間の連携による回収システムの形成を支援するなど、資源の再生利用を進めていきます。

4 不法投棄を防止し、まちの美化を進めます

ごみを排出する市民や事業者などに対し、ごみ減量化に関する情報を提供するとともに、適正処理が困難な廃棄物への対応、廃棄物の不法投棄の防止、美化啓発を行っていきます。

5 ごみや、し尿の適正処理を行います

ごみや、し尿の収集、運搬に当たっては、適正処理、再生利用をより一層進めるとともに、ごみ処理施設の整備に当たっては、排出量の予測を適正に行うなど、環境にやさしい施設づくりを計画的に行っていきます。また、最終処分場の安定的な確保に取り組んでいきます。

6 公害の防止などに取り組めます

工場や事業所、建設作業、自動車など、発生源ごとに公害防止の適切な指導に努めていきます。また、新たな有害物質などによる環境汚染を監視するとともに、的確な環境情報の収集や提供に努めていきます。
また、生活排水や生活騒音の対策に向けた地域での実践活動や啓発を行っていきます。

みんなで…

- 日ごろから地球温暖化を意識して生活し、一人ひとりにできることから実践しましょう。
- ごみの発生の抑制や、資源の再使用、再生利用を進めましょう。
- まちの美化や、資源の効率的な再生利用のため、ごみ出しのルールを守りましょう。
- 地球温暖化や公害の防止のため、なるべく公共交通機関や自転車を利用しましょう。
- 不法投棄は絶対行わず、廃棄物をルールに基づいて処理しましょう。
- 花づくりなど、緑を増やす活動にリサイクルたい肥を使いましょう。
- まちの美化のため、ポイ捨てや落書き、飼い犬のふんの放置などはやめましょう。



私の好きな東大阪の風景
孔舎衛東小学校

上下水道によって安全・快適に暮らせるまち

基本方針

生きるために無くてはならない水を扱う上下水道は、市民の暮らしに欠かすことができません。

そのため、日常生活だけでなく、災害時においても、市民生活に支障が生じないよう、安全・安心で安定した上下水道サービスを提供することで、市民が安全・快適に暮らせるまちをつくります。

現状と課題

上下水道は、公衆衛生の向上や生活環境の改善、都市の持続的かつ健全な発達、川や海などの水質の保全を目的とした、安全・快適な暮らしに欠くことのできない施設です。本市の水道は昭和7年、下水道は昭和24年に整備を開始し、現在99%以上の市民が利用できるまでになりました。

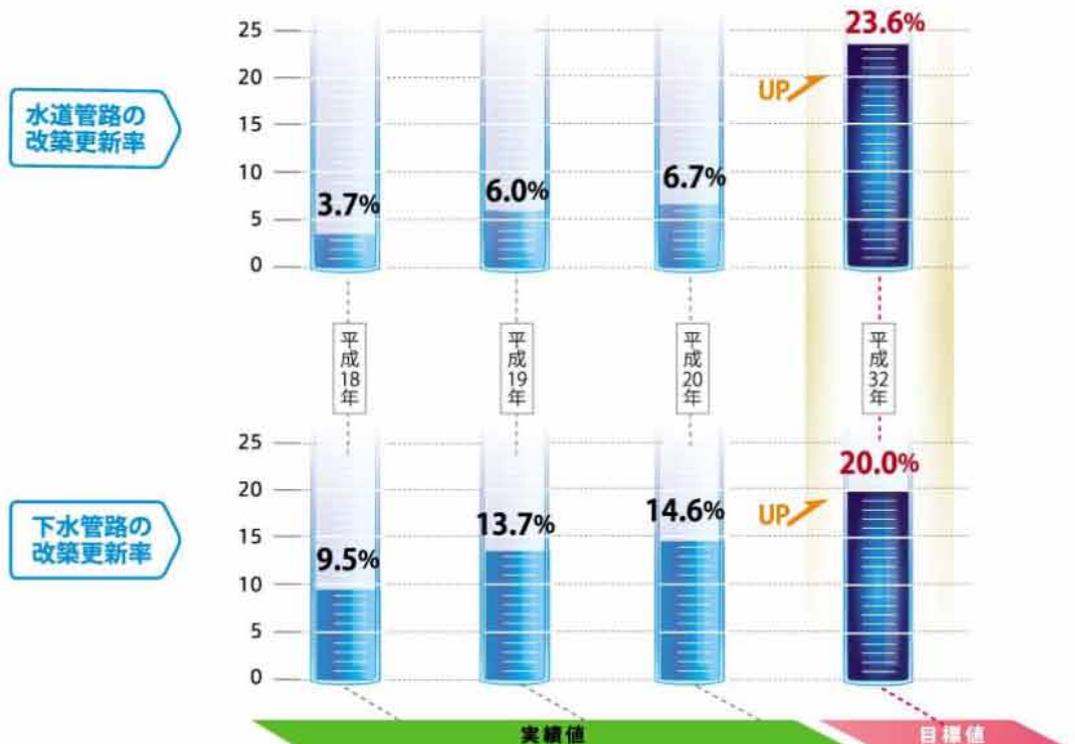
今後は、持続的な上下水道サービスの維持向上、施設機能や管理の高度化などが主要な課題となっています。さらに、川などへの放流水質の改善や、地震などの災害に備える耐震化も並行して進めていかなければなりません。一方、近年の世帯構成の変化や、節水意識の高まりなどによって、水道料金・下水道使用料収入は減少傾向にあり、施設や設備の更新のための費用をどのように確保していくのかが課題となっています。併せて、長年にわたって培われてきた上下水道技術を伝えるための取り組みも求められています。

目標指標

上下水道によって安全・快適に暮らせるまちづくりが進められていると思う市民の割合

平成20年
52.5%

平成32年
UP



33節 上下水道によって安全・快適に暮らせるまち

取り組みのあらまし

1 施設・設備の計画管理と老朽化対策を進めます

水道管・下水管、浄配水場やポンプ場などの施設・設備は、定期点検や補修により、寿命を延ばせるよう適切に維持管理していくとともに、管路施設情報などの電子化を推進していきます。また、更新に当たっては、優先順位や事業効果を考えて効率的に取り組むとともに、耐震化も併せて行っていきます。

2 水の安定供給と排水処理施設の整備を進めます

水道水の量・圧力・質などを管理し、きめ細やかな水の運用と給配水の安定化を進めていきます。また、地形などの理由によって下水道への排水が困難な地区についても、新工法の導入などによって下水道整備を進めるとともに、大阪府に対し、管轄する流域下水道のさらなる整備を働き掛けていきます。

3 川や海の水質を保全します

川や海の水質保全のため、家庭排水などの下水道への接続を促進していきます。また、降雨時に河川へ放流する下水の水質改善などとともに、下水道に悪影響を及ぼす排水の流入規制や、高度処理水の再利用に取り組んでいきます。さらに、水道水の節水や、下水道にごみ・油などを流さないことを呼び掛けるなど、市民や事業者などと共に水質保全に取り組んでいきます。

4 公営企業として、健全な財政運営を進めます

上下水道は使用者が支払う料金によって運営していることから、維持管理費、施設整備費をはじめとする各種サービス経費のコスト縮減に取り組むとともに、国などに対し財政支援を求めるなど、さらなる健全な財政運営を進めていきます。

5 上下水道の知識や経験、技術を継承します

上下水道サービスを持続するため、これまで培われてきた経験や技術を未来に伝えるとともに、新しい知識の取得などについて、体系的に研修などを実施することで、長期的な視点に立った対策を講じていきます。また、これらを市民や他都市の上下水道事業者に向けて発信することで、理解と協力につなげていきます。

みんなで…

- 貴重な水資源を守るため、節水意識を高め、自ら節水に取り組みましょう。
- 下水処理が可能となった地域では、速やかに家庭排水を下水道へ接続しましょう。
- 水道管の凍結予防や貯水槽水道の適正な維持管理、排水ますの清掃などに努めましょう。
- 排水管のつまりの原因や下水処理の妨げとなるため、食べ残しや調理ごみ・油などを下水道に流さないようにしましょう。
- 下水道の雨水排除能力を有効に生かすため、大雨の時には、風呂や洗濯の排水など大量の水を流さないようにしましょう。



私の好きな東大阪の風景

上小阪配水場



HIGASHIOSAKA

梅狩り (枚岡梅林)



p118 地域別計画の概要

p120 A 地域

p124 B 地域

p128 C 地域

p132 D 地域

p136 E 地域

p140 F 地域

p144 G 地域



地域別計画

地域別計画の概要

地域別計画

118

地域別計画の考え方

本市では、まちづくりを考える目安となる7つの地域を設定し、活動・交流の拠点としてリージョンセンターを設置しています。

地域別計画は、AからGの各地域の特性を生かした個性的なまちづくりを進めるため、市民が主体的に取り組む内容をまとめた計画です。

この計画は、平成20年度に実施した地域別ワークショップでの検討結果・提言をもとに、市民が考えるまちづくりの取り組みについて、市民、市役所それぞれの役割を明らかにするものです。

地域ごとの取り組み

A地域

- ①市民が中心の防犯活動を進めます
- ②道路課題の解消や、防災に関する取り組みを進めます
- ③だれもが利用、参加できる子育ての仕組みをつくります
- ④高齢者が地域で生き生きと暮らせる仕組みをつくります
- ⑤豊かな自然・文化環境を守り、その魅力を発信します

B地域

- ①思いやりと気配りにあふれたまちをつくります
- ②地域資源を発掘し、地域の情報を発信します
- ③協働して活動する場をつくります

C地域

- ①安全な道づくりに取り組みます
- ②歴史を生かし、新たな文化を創造します
- ③多くの国・地域の人との交流を進めます
- ④文化活動の輪を広げます

D地域

- ①地域コミュニティの輪を一層広げます
- ②安全・安心・健康に暮らせるまちをつくります
- ③地域の資源を生かし、伝えていきます
- ④美しいまちを保ちます

E地域

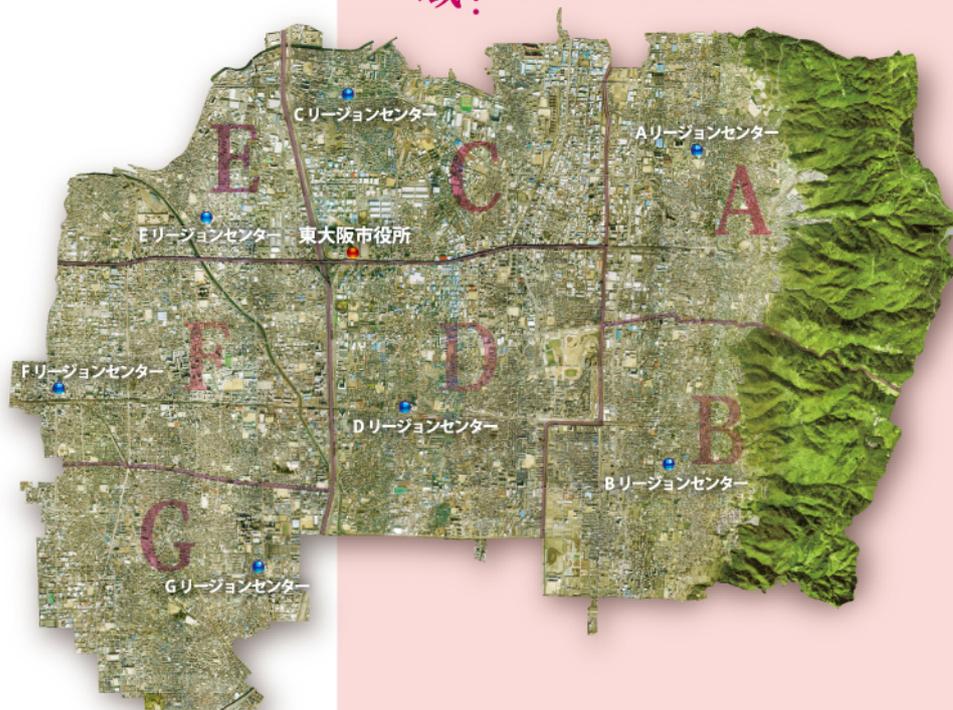
- ①犯罪や災害のないまちで安心して暮らせるようにします
- ②緑豊かな環境を育みます
- ③安全に通行できる道路を考えます
- ④稲田桃がすくすく育ち、交流が育まれるまちにします

F地域

- ①地域課題解決の仕組みをつくります
- ②安全で安心できるまちにします
- ③商店街を活性化し、技術のまちをアピールします
- ④コミュニケーションを育みます

G地域

- ①コミュニティ活動を盛んにします
- ②利用しやすく、安全な道路や交通環境をつくります
- ③長瀬川を核としてまちづくりを考えます
- ④地域と大学の連携や交流を進めます



○こんな地域をめざします

それぞれの地域は、
つぎのようなまちをめざして
取り組みを進めます。



A 地域

歴史や豊かな自然環境を生かすとともに、安全・安心で、すべての人が互いに敬意を持って接することができる地域をめざします。



B 地域

まちが持つ資源を生かし、安心して暮らすことができ、多くの人々が「住みたい、行きたいと思う地域」をめざします。



C 地域

市民や地域、市役所で協力して安全で住みよい生活空間をつくり、「地域の個性を生かした安全で快適に暮らせる地域の創造」をめざします。



D 地域

市民や事業者、団体のコミュニティの輪を広げ、「笑顔で満ちあふれる」まちをめざします。



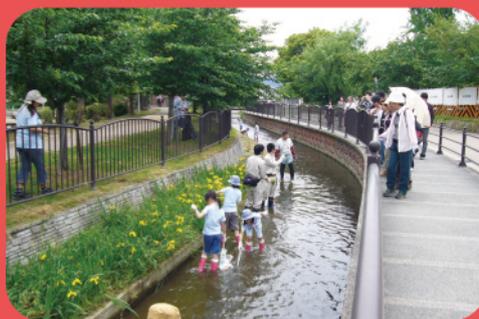
E 地域

「人の交流が盛んで、安全・安心・便利なまち、稲田桃が春には花咲き、夏にはたわわに実り、収穫でにぎやかなまち」をめざします。



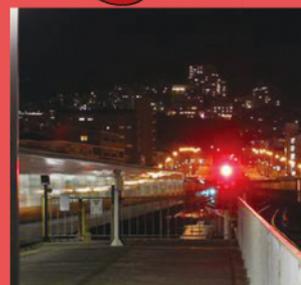
F 地域

多くの市民の参加により、「高齢者も若者も住みよいまち」「活気あふれるまち」「安全・安心のまち」をめざします。



G 地域

地域の資源である長瀬川を活用し、美化や防災、福祉、教育などに、市民や事業者、大学、市役所が一丸となって取り組みます。



私の好きな東大阪の風景

新石切駅

A 地域

地域からの声、提言

A地域は、長い歴史によって培われてきた文化や豊かな自然環境に恵まれ、自治会活動やまちづくり活動が盛んです。このような地域の特徴を生かして、安全・安心で、子どもから高齢者までが互いに敬意を持って接することができる地域をめざします。

地域が抱える問題は多く、また市民のニーズもさまざまであることから、従来型のハード面の整備や補助金の交付だけでは、十分な対応が難しいと考えます。市民がまちづくりに主体的に参画し、自らが考え、問題解決に向けた行動を起こし、それを市役所が支援する仕組みを、市民と市役所が一緒に考え、つくります。

地域の特徴と課題

地域のよい点

- ・生駒山を中心とした緑や清流といった豊かな自然環境があります。
- ・歴史的遺産が豊富です。
- ・大阪平野の眺望や夕日など、すぐれた景観があります。
- ・「愛ガード運動」など、子どもや高齢者を見守る市民主体の取り組みが盛んです。
- ・夜回りなどの防犯活動に積極的で、犯罪の発生を未然に防ぐことにつながっています。

地域の課題

- ・各種の取り組みに参加する市民の固定化、高齢化が見られ、一部の市民の負担が重くなっています。
- ・狭く、入り組んだ道路が多いことなどから、交通の安全や緊急車両の通行の確保に取り組む必要があります。
- ・防災情報が市民や警察、市役所などの間で十分に共有されていません。
- ・育児などの目的で市民が気軽に利用できる施設が不足しています。
- ・生駒山ろくの自然を生かした取り組みを進める必要があります。
- ・人的資源や資金面、情報など幅広い支援が必要です。

安心して子どもを生み、育てることができるまちづくりが進められていると思う市民の割合

平成20年

A 地域 **23.8%**

東大阪市全体 25.7%

A 地域の文化財指定登録件数
(市全体の件数)



A 地域の4歳以下の人口割合
(市全体の割合)



市民や地域が取り組みます

1 市民が中心の防犯活動を進めます

自治会などを中心とした町内見回りなどの防犯活動をより一層進めていきます。また、より多くの市民がこの活動に参加できる仕組みをつくっていきます。

夜間の安全確保のため、防犯灯を増やしていきます。

犬を散歩させる時に見回りをする防犯活動「ワンワンパトロール」などに、多くの市民が参加できるようにしていきます。

2 道路課題の解消や、防災に関する取り組みを進めます

地域内の道路状況や交通状況などを具体的に把握し、地域に合った交通規制案をつくり、警察などへ提供していきます。

地域内にある生駒断層などの防災関係情報などをもとに、市民が取り組むべき防災対策に関する体制をつくっていきます。また、防災訓練などにより多くの市民が参加できる仕組みをつくっていきます。

3 だれもが利用、参加できる子育ての仕組みをつくりま

地域内の空き家や空き店舗、公共施設などを子育てのために活用し、市民による運営を行っていきます。また、「愛ガード運動」に、より多くの市民が参加できる仕組みをつくっていきます。

4 高齢者が地域で生き生きと暮らせる仕組みをつくりま

伝統食をはじめとした文化の継承の機会など、高齢者と若い世代が触れ合い、交流する仕組みをつくることにより、高齢者が生きがいを感じ、世代を超えて互いが認め合えるようにしていきます。

5 豊かな自然・文化環境を守り、その魅力を発信します

生駒山ろくの森林などの自然環境や、地域内の歴史・文化遺産、景観などを、市民が中心となって整備し、守ることで、観光資源として活用するなど、多くの人が親しみ、楽しめるようにしていきます。

市役所が共に取り組みます

防犯や防災に役立つ情報を提供する仕組みをつくっていきます。

・市民が主体的に活躍するまち(1節:P34) ・危機や災害への備えが万全なまち(27節:P102)

市民や警察、市役所などの協働の下、道路や防災に関する話し合いができる仕組みをつくっていきます。

・危機や災害への備えが万全なまち(27節:P102)
・安全で便利な交通機関や道路のあるまち(31節:P110)

地域で活動する自主防災組織をさらに活性化していきます。

・みんなで支え合う福祉のまち(16節:P72)
・危機や災害への備えが万全なまち(27節:P102)

愛ガード運動の推進や、公共施設を子育てに利用しやすくするなど、市民による子育て事業を進めていきます。

・学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまち(10節:P56)
・安心して子どもを生み、育てられるまち(17節:P74)

高齢者の生きがいづくり事業など、市民による交流事業を進めていきます。

・多くの国・地域や人の交流が育まれるまち(8節:P52)
・高齢者が生きがいを持って暮らせるまち(18節:P76)

文化環境の施設を整備するとともに、文化や観光の情報を発信していきます。

・文化に親しめるまち(6節:P48) ・歴史や伝統を大切にすまち(7節:P50)
・多くの国・地域や人の交流が育まれるまち(8節:P52)

市民が主体となった自然環境整備を進めていきます。

・水と緑に親しめるまち(29節:P106)



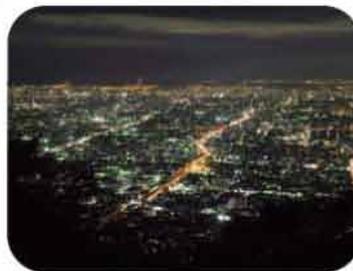
私の好きな東大阪の風景

日下公園

A地域



A地域は、人口が緩やかに増加し、同時に高齢化が急激に進むことが見込まれます。

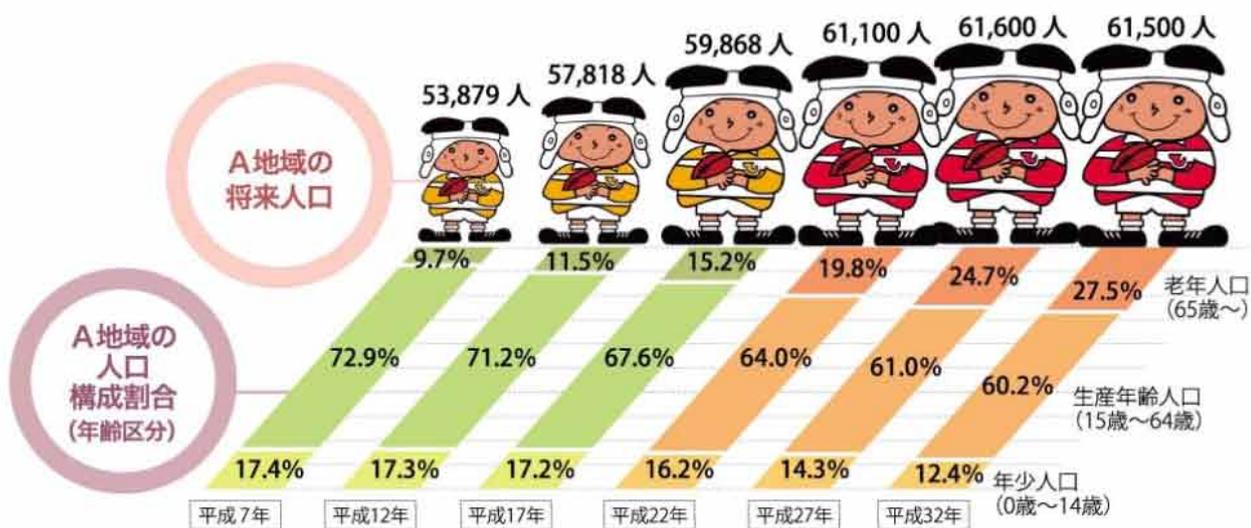


A地域から見た夜景



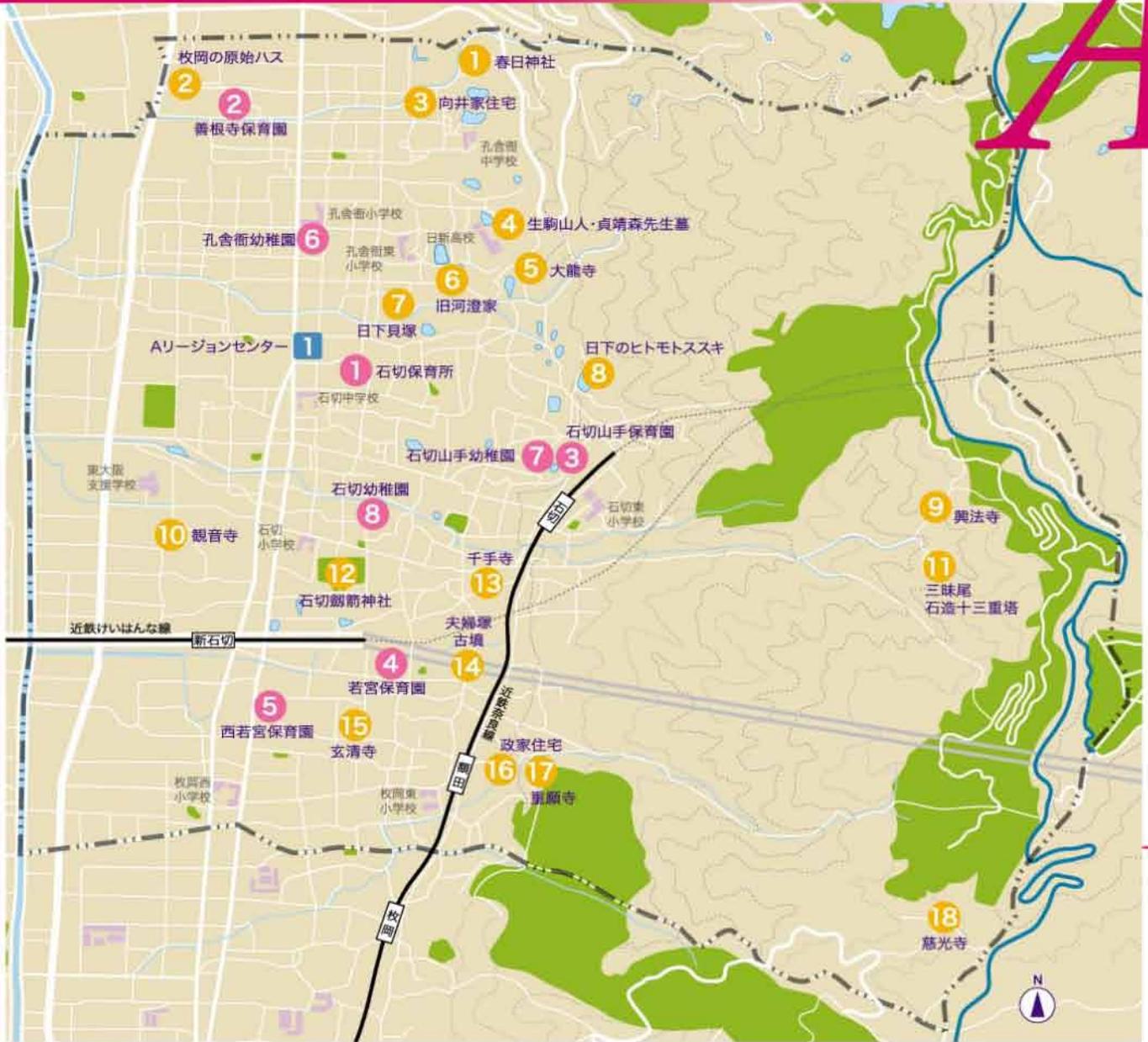
Aリージョンセンター（ゆうゆうプラザ）

A地域の将来人口 および 人口構成割合（年齢区分）



(出典)「平成12年国勢調査」および「平成17年国勢調査」総務省統計局より推計

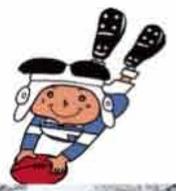
A



地域別計画

- 歴史・自然**
- 1 Aリージョンセンター
 - 1 春日神社(市文化財)
 - 2 枚岡の原始ハス(府天然記念物)
 - 3 向井家住宅(市文化財)
 - 4 生駒山人・貞靖森先生墓(市史跡)
 - 5 大龍寺(市文化財)
 - 6 旧河澄家(市文化財・市天然記念物)
 - 7 日下貝塚(国史跡)
 - 8 日下のヒトモトスキ(市天然記念物)
 - 9 興法寺(府文化財)
 - 10 観音寺(市文化財)
 - 11 三味尾石造十三重塔(市文化財)
 - 12 石切劔箭神社(市天然記念物)
 - 13 千手寺(府文化財・市文化財)

- 歴史・自然**
- 14 夫婦塚古墳(市史跡)
 - 15 玄清寺(市文化財)
 - 16 政家住宅(市文化財)
 - 17 重願寺(市文化財)
 - 18 慈光寺(府文化財)
- 子育て**
- 1 石切保育所
 - 2 善根寺保育園
 - 3 石切山手保育園
 - 4 若宮保育園
 - 5 西若宮保育園
 - 6 孔舎衝幼稚園
 - 7 石切山手幼稚園
 - 8 石切幼稚園



私の好きな東大阪の風景
石切

地域からの声、提言

B地域は、自然や歴史、ネットワーク、市民意識など、まちが持つ資源を生かし、高齢者から子どもまでが安心して暮らすことができ、人がこの地域を魅力的と思い「住みたい、行きたいと思う地域」にすることをめざします。

そのため、「ネットワークの再構築と強化」の視点から「具体的なアイデアや行動計画」を考え、3つのテーマに取り組みます。

地域の特徴と課題

地域のよい点

- ・ B地域には、生駒山ろくに広がる里山などの豊かな自然や、古墳群などの歴史的な施設、遺跡が数多くあります。
- ・ 地域の人をつなぐネットワークがいくつも形成されています。
- ・ ボランティア活動が活発で、地域を活性化するための潜在的な力があります。

地域の課題

- ・ ボランティア活動においては、関係団体とうまく連携することが大切です。
- ・ 豊富な地域資源がありますが、しっかり掘り起こすことや、整理することが必要です。
- ・ 地域の魅力を地域外へ発信するためにも、まず、市民が地域の魅力を知ることが求められます。
- ・ 地域のネットワークを強化していくことが重要です。

住みやすいと感じている
市民の割合

平成20年

B地域 25.1% | 東大阪市全体 30.9%

B地域の文化財指定登録件数
(市全体の件数)



瓢箪山駅周辺の1日の放置自転車台数
(市全体の台数)



市民や地域が取り組みます

1 思いやりと気配りにあふれたまちをつくります

暮らしやすいまちにするためには、市民一人ひとりが他人を思いやる意識を向上させ、マナーを改善する必要があります。地域には、市民意識やマナー向上の必要性に気付きを与える工夫や、地域の声を吸い上げる役割が求められます。

そのため、市民や関係団体、市役所のそれぞれの活動の調整を行い、市民の意識改革を地域の取り組みとして反映する主体として「場」を設けることなどにより、さらなる改善活動を行っていきます。

2 地域資源を発掘し、地域の情報を発信します

地域の魅力を内外に知らせるためには、市民一人ひとりが地域を見直し、資源の発掘、整理を行い、地域の情報を蓄え、地域ガイドとなる必要があります。地域には、地域資源情報を集め、地域の魅力を発信する役割が求められます。

そのため、一人でも情報発信できる仕組みや、地域が主体的に情報発信していく取り組みが必要です。

具体的には、市民一人ひとりが地域回覧板や案内板、地域情報のホームページ作成などによって発信していきます。また、地域では、高齢者へのインタビューや、史料の編さん、文化講座の開催など、地域情報がさらに魅力あるものになるよう工夫(物語つきの地域探索マップの作成など)することなどが考えられます。

3 協働して活動する場をつくります

地域ネットワークをつくるため、市民一人ひとりが身近な人とかわることからはじめ、それをつなげていくことで、ネットワークを広げていきます。地域は、ネットワークの活性化や仲介などの役割を担っていきます。

そのため、これまでのネットワークや団体などを新たにつなぎ、市民一人ひとりの参加を促す組織が必要です。

具体的には、まちづくりを考える「場」を設置していきます。「場」は、地域のさまざまな個人やネットワーク、団体などが参加して地域の問題を解決する中心となり、人が出会う「場」となります。そして、市民の意識を改革し、地域資源の情報を収集・発信する核になります。

「場」は、課題ごとに関係者の組み合わせを変えられるようにすることが理想です。

このように、地域の課題解決に関係するさまざまな役割を「場」が担っていきます。

市役所が共に取り組みます

市民や関係団体、市役所の協力関係の下、活動する協働の「場」づくりに取り組んでいきます。
・市民が主体的に活躍するまち(1節:P34)

市民や地域が掘り起こした地域資源の情報を、魅力あるまちの情報として発信していきます。
・文化に親しめるまち(6節:P48) ・多くの国・地域や人の交流が育まれるまち(8節:P52)

市民や地域が、自ら情報の発信や交換ができるよう、地域情報システムを整備していきます。
・文化に親しめるまち(6節:P48) ・行財政編(P155)

ネットワークや組織の運営維持に取り組むとともに、協働する組織や施設の交流を盛んにしていきます。
・市民が主体的に活躍するまち(1節:P34)
・多くの国・地域や人の交流が育まれるまち(8節:P52)



私の好きな東大阪の風景

枚岡神社

B地域



B地域は、人口が大幅に減少し、同時に高齢化が急激に進むことが見込まれます。

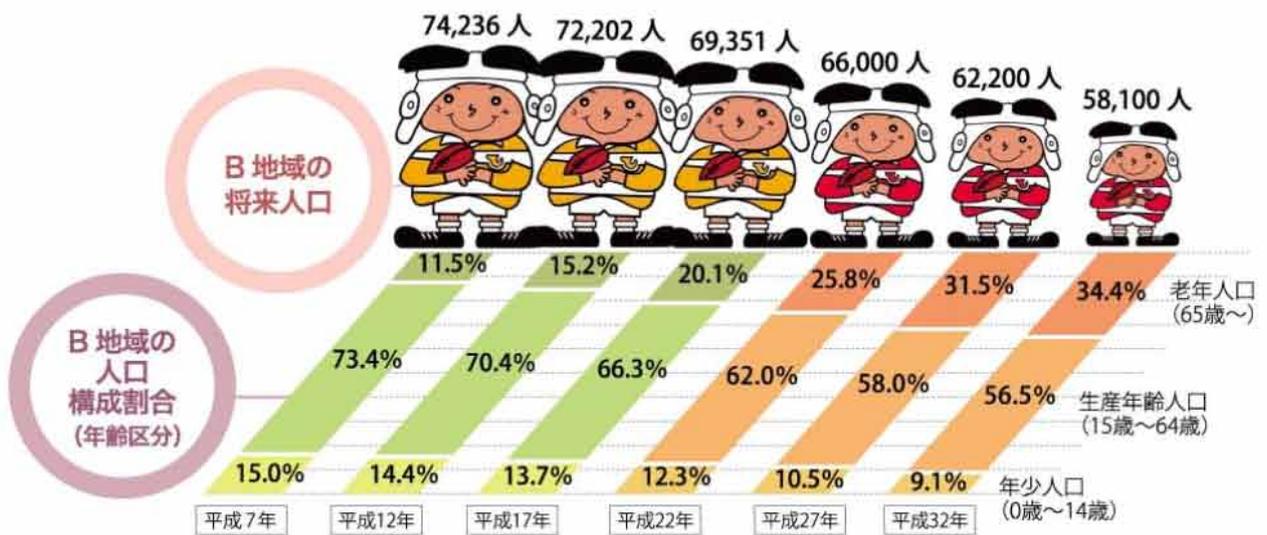


B地域から見た夕日



Bリージョンセンター（やまなみプラザ）

B地域の将来人口 および 人口構成割合 (年齢区分)



(出典)「平成12年国勢調査」および「平成17年国勢調査」総務省統計局より推計



- | | |
|--------------|-------------------------|
| | 1 Bリージョンセンター |
| 産業 | 1 瓢箪山駅周辺商業集積地域 |
| 歴史・自然 | 1 芭蕉句碑(市史跡) |
| | 2 浄国寺(市文化財) |
| | 3 枚岡神社(市文化財) |
| | 4 枚岡梅林(市名勝) |
| | 5 弘法の水・笠塔婆(市文化財) |
| | 6 五条古墳(市史跡) |
| | 7 水走氏墓塔(市史跡) |
| | 8 河内寺廃寺跡(国史跡) |
| | 9 山畑古墳群(市史跡) |
| | 10 旧春日神社(市文化財) |

- | | |
|--------------|------------------------------|
| 歴史・自然 | 11 二本松古墳(市史跡) |
| | 12 梶無神社(市天然記念物) |
| | 13 往生院(府史跡・市史跡・市文化財) |
| | 14 慈眼寺(市文化財) |
| | 15 浄慶寺(池島地藏石仏)(市文化財) |
| | 16 大賀世神社(市文化財) |
| | 17 横小路墓地(市文化財) |
| | 18 郷土博物館 |
| | 19 埋蔵文化財センター「発掘ふれあい館」 |
| | 20 野外活動センター「自由の森なるかわ」 |
| | 21 野鳥の里 |



私の好きな東大阪の風景

瓢箪山駅前

C地域

地域からの声、提言

C地域は、「地域の個性を生かした安全で快適に暮らせる地域の創造」をめざし、市民や地域、市役所が協力して安全で住みよい生活空間をつくります。

地域は、歴史や文化、産業など多くの資源を持っています。これらの地域資源を市民や地域、市役所それぞれの持つ媒体を使って発信するとともに、人が集い、モノが集まり、情報が集まる便利な地域にします。

地域の特徴と課題

地域のよい点

- ・南西部は東大阪新都心として整備され、市役所や府立中央図書館、スーパーなど比較的新しいまち並みがあります。
- ・北西部には、鴻池新田会所を中心とした歴史・文化的な景観が広がります。
- ・河川や水路などの潤い空間もあり、トラックターミナルなどの企業集積地もあるといった、さまざまな特徴を持っています。
- ・だんじりパレードや祭など、市民のつながりが強いまちです。
- ・平成19年から鴻池ジャズフェスティバルが開始するなど、鴻池新田会所を核として、新しい文化が創造、発信され、地域でのいろいろな文化活動が芽吹いています。

地域の課題

- ・狭い道路だけでなく、幹線道路においても通行に危険な場所があります。
- ・鴻池新田会所など、地域にある文化遺産を有効に活用することができていません。
- ・地域内に住んでいる多くの国・地域の人が、生活文化や習慣の違いを互いに理解することが求められています。
- ・地域のサークル活動などが一部の人の活動にとどまっています。

多くの国・地域や人の交流が盛んだと思う市民の割合

平成20年

C地域 22.3%

東大阪市全体 19.6%

C地域の外国人登録者数
(市全体の登録者数)



鴻池新田会所の入館者数



市民や地域が取り組みます

1 安全な道づくりに取り組みます

市民一人ひとりが、道路にはみ出している庭木の枝を切る、ポイ捨てをしない、日常的に清掃活動を行うなど、道路を使う人の身になってマナー向上に取り組んでいきます。

地域では、事故が多い個所や見通しが悪い個所、危険な個所などの情報を集めて市役所へ報告するなど、共に改善に取り組んでいきます。また、違法駐車などに対してマナーを守るよう、関係団体と協力して呼び掛けていきます。

2 歴史を生かし、新たな文化を創造します

市民一人ひとりが鴻池新田会所などの地域の文化遺産を訪れたり、鴻池ジャズフェスティバルなどの文化活動に参加したりすることで、地域の魅力を再発見するとともに、これらの文化資源を地域に根付かせていきます。

地域では、文化資源を守り育てるための活動や有効活用策の発案などに積極的に取り組み、地域から文化を発信していきます。

3 多くの国・地域の人との交流を進めます

地域内の外国籍住民と共に地域で暮らすためには、互いをよく知り、偏見を無くし、互いに相手の文化を受け入れることが必要です。そのため、市民一人ひとりが、日ごろから外国籍住民とのコミュニケーションを深め、外国籍住民が住みよくなるように努めていきます。

地域では、外国籍住民と市民が気軽に参加できるイベントを開催し、参加を促すとともに互いの文化の理解に努めていきます。

4 文化活動の輪を広げます

市民間やサークル間のコミュニケーションの輪をさらに広げ、文化活動を地域全体のものとするために、市民一人ひとりが活動に参加するとともに、世代を超えて、回りの人に参加を呼び掛けていきます。

地域では、さまざまな活動の情報を発信して参加を促すとともに、運営ボランティアなど、ボランティア活動の啓発を行っていきます。また、地域での活動を発展させていくための方法を自ら考え、市役所に提案していきます。

市役所が共に取り組みます

地域から報告された課題個所を把握して、優先度の高い道路から計画的に整備していきます。

・安全で便利な交通機関や道路のあるまち(31節:P110)

道路利用マナーを向上させるための啓発、看板の設置などを行っていきます。

・安全で便利な交通機関や道路のあるまち(31節:P110)

地域の文化資源を積極的にPRしていきます。また鴻池新田会所などの文化遺産が市民に開かれた身近な施設となるよう、有効に活用していきます。

・文化に親しめるまち(6節:P48) ・歴史や伝統を大切にすまち(7節:P50)

交流会の開催など、地域にノウハウの少ない取り組みでは、市役所が主導し、開催につなげていきます。また、地域の取り組みが継続していけるようにするとともに、これらの情報を発信していきます。

・多くの国・地域や人の交流が育まれるまち(8節:P52)

地域のサークル活動や情報交換ができる「場」づくりに取り組むとともに、利用しやすい公共施設としていきます。

・市民が主体的に活躍するまち(1節:P34)
・多くの国・地域や人の交流が育まれるまち(8節:P52)



私の好きな東大阪の風景

緩衝緑地公園

C地域



C地域は、人口が大幅に増加し、同時に高齢化が緩やかに進むことが見込まれます。

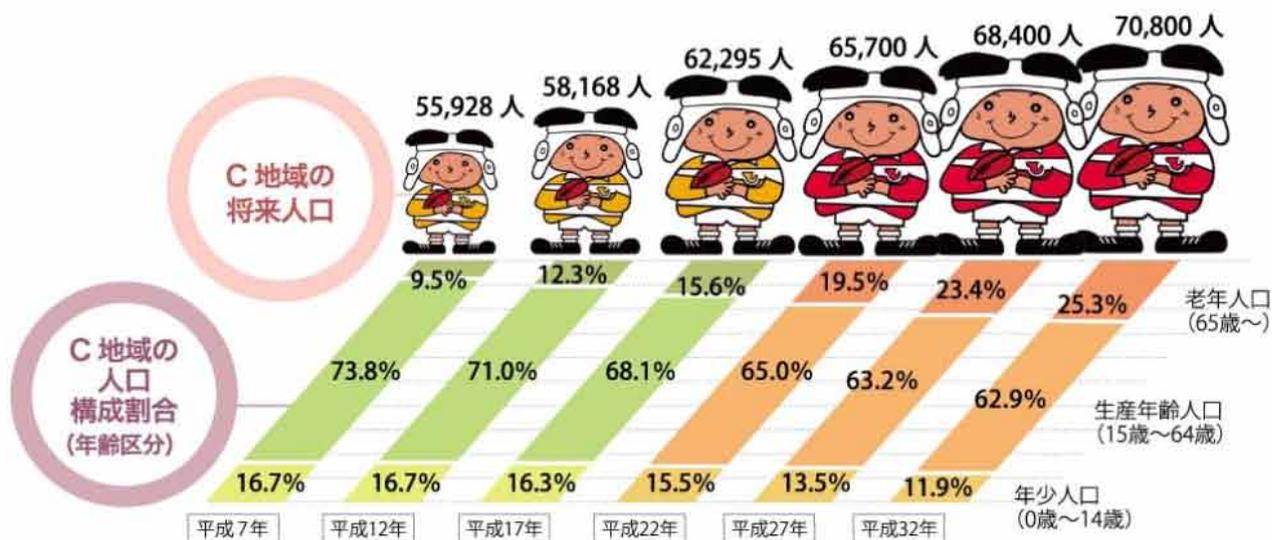


雪化粧した鴻池新田会所

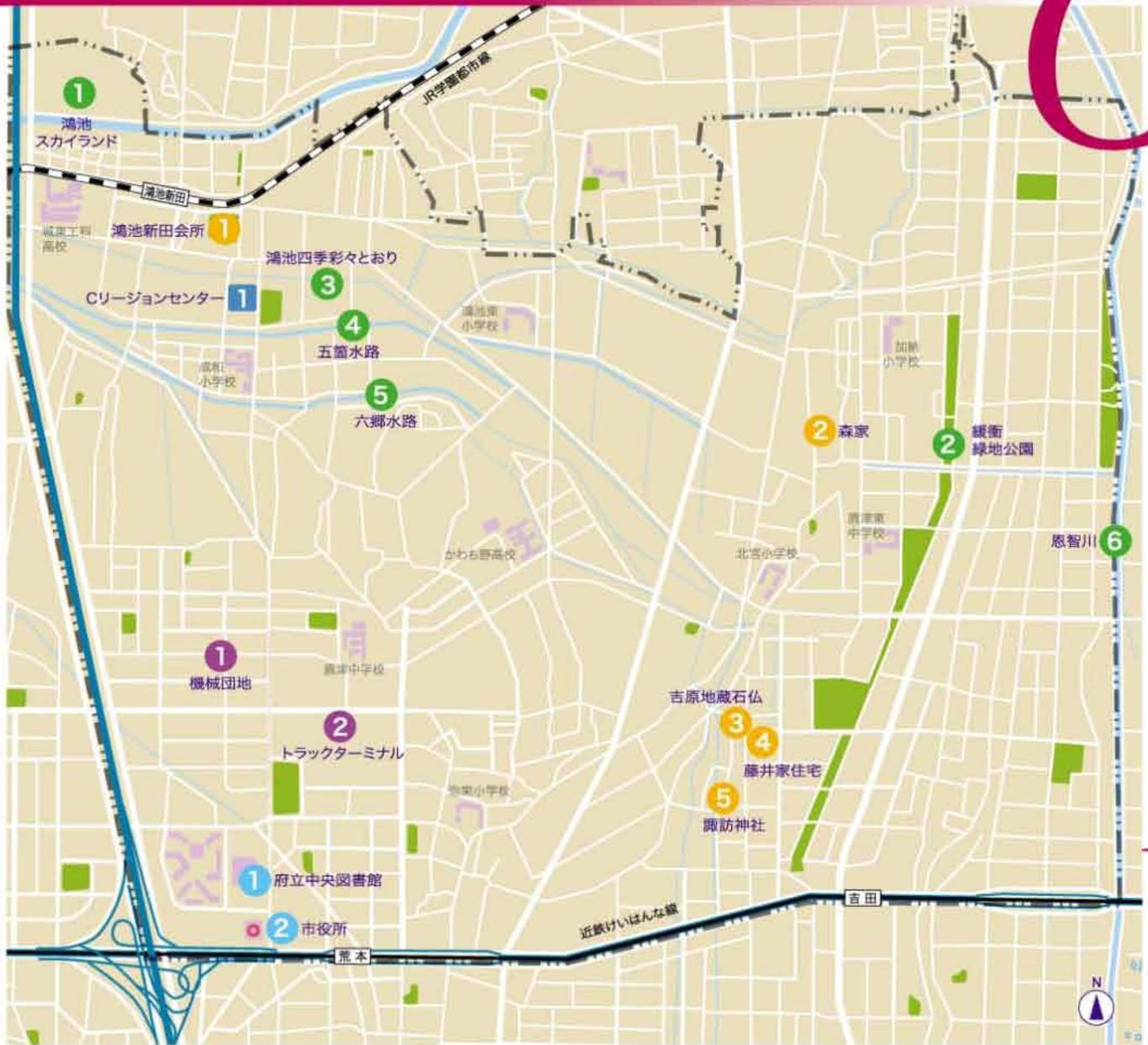


Cリージョンセンター（グリーンハル）

C地域の将来人口 および 人口構成割合 (年齢区分)



(出典)「平成12年国勢調査」および「平成17年国勢調査」総務省統計局より推計



地域別計画

歴史・自然	1	Cリージョンセンター
	1	鴻池新田会所(国史跡・国文化財)
	2	森家(市文化財)
	3	吉原地蔵石仏(府文化財)
	4	藤井家住宅(市文化財)
産業	1	機械団地
	2	トラクターミナル

水・緑	1	鴻池スカイランド
	2	緩衝緑地公園
	3	鴻池四季彩々とおり
	4	五箇水路
	5	六郷水路
	6	恩智川
新都心	1	府立中央図書館
	2	市役所



私の好きな東大阪の風景
鴻池四季彩々とおり

D地域

地域からの声、提言

D地域は、地域を「笑顔で満ちあふれる」まちとするために、市民や事業者、団体のコミュニケーション力を高めて、コミュニティーの輪を広げます。

コミュニティーの輪が広がることで、高齢化や子育て、防犯、美化活動など地域で抱えるいろいろな課題を解決するための取り組みを、一層進めることができると考えます。

そうすることで、地域全体が一つとなった「安全・安心なまちづくり」を推進するとともに、地域資源の魅力を再発見し、「地域を生かし、伝えて」いきます。

地域の特徴と課題

地域のよい点

- ・ 商工業地や農業地、住宅地と多様な顔があります。
- ・ 古くからの住宅街と新しく開発された住宅街が混在していますが、地域のつながりがよく、まとまりがあります。
- ・ 地域資源として、瓜生堂遺跡や若江城跡などの文化遺産や、花園中央公園をはじめ、数多くの文教・スポーツ施設があります。
- ・ 交通の便がよく買い物にも便利な、生活しやすいまちです。

地域の課題

- ・ 身近にコミュニティー活動を行える場所がありません。
- ・ 放置自転車対策や、通行時の自転車マナーを向上させる必要があります。
- ・ 狭い道路が多いため緊急車の出入りができないなど、防犯や防災面での不安があります。
- ・ 子どもたちの安全のさらなる向上が重要です。
- ・ 高齢者が多くなってきています。
- ・ 地域の歴史や文化、産業が地域の人にあまり知られていないため、失われてしまう恐れがあります。
- ・ まちを美しく保つための取り組みが必要です。

D地域の4歳以下の人口割合^①
(市全体の件数)



市民美術センターの入館者数



D地域の鉄道駅^{※1}周辺の1日の放置自転車台数
(市全体の台数)



※1 D地域の鉄道駅：東花園、河内花園、若江岩田の3駅。

市民や地域が取り組みます

1 地域コミュニティの輪を一層広げます

市民一人ひとりが、高齢者への声掛け運動などのボランティア活動へ参加していきます。また、地域での文化活動へ積極的に参加し、地域情報の発信者となっていきます。

地域では、子育て世代同士や子育て経験者とのネットワークづくり、高齢世帯の把握、市民が身近に憩える地域づくりを行っていきます。

また、地域の人材の掘り起こしや、人材に関する情報を提供していきます。

2 安全・安心・健康に暮らせるまちをつくります

市民自ら防犯意識を向上させ、「愛ガード運動」や「子ども110番活動」など、地域の取り組みに参加していきます。また、いつまでも健康に過ごすために、地域のスポーツサークルに参加していきます。

地域では、駅前の自転車を減らすため、「(仮称)駅まで1kmは歩こう」運動に取り組むほか、道路利用マナーの向上活動、道路課題の把握や交通規制の要望活動などに取り組んでいきます。また、地域巡回など防犯活動や防災訓練、「愛ガード運動」など学校と連携した子どもの安全確保をさらに進めていきます。

3 地域の資源を生かし、伝えていきます

地域が活性化するためには、市民自らが日々の買い物をする近くのスーパーや商店で行い、地元の産物を知り、広める必要があります。また、地域産業の勉強会へ参加したり、ボランティア活動を通じ地域の歴史に触れたり、学校での出前講座に講師としてかかわるなど、自らが地域を生かし、伝えていきます。

地域では、特産物のPRや地域の事業者を招いた勉強会など、地域内外の取り組みを通じて、地域情報をあらゆる方向に発信していきます。また、地域の歴史に詳しい人との話の場を設けるほか、ラグビーサポーターや歴史サポーターなど地域活動を応援する人を育成していきます。

4 美しいまちを保ちます

市民一人ひとりが、ごみの分別ルールを守るとともに、ごみの活用に関するアイデアを出し合います。また、地域の歴史を感じるまち並みの保全に努めていきます。

地域では、ごみの分別をより一層進め、清掃活動に取り組み、地域ぐるみでまちをきれいにしていきます。

市役所が共に取り組みます

地域コミュニティによるさまざまな活動に取り組んでいきます。

・市民が主体的に活躍するまち(1節:P34) ・みんなで支え合う福祉のまち(16節:P72)

校庭開放の推進など子どもたちが伸び伸びと遊べる場所を提供していきます。

・学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまち(10節:P56)

地域の実情にあわせた防犯・防災マップの作成に取り組むとともに、防犯施設や災害時の避難場所の整備、被災時のライフラインの確保に取り組んでいきます。

・危機や災害への備えが万全なまち(27節:P102)

緊急活動が円滑に行えるよう、道路の改良や迷惑駐車等の指導・啓発などを行っていきます。

・安全で便利な交通機関や道路のあるまち(31節:P110)

地域産業のPRや販路開拓などに取り組んでいきます。

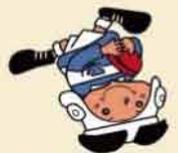
・モノづくりが元気なまち(21節:P86) ・農業と農地空間を大切にすまち(23節:P90)

農地空間や文化財、「ラグビーのまち東大阪」の取り組みなど、地域資源の保全と活用を進めていきます。

・文化に親しめるまち(6節:P48) ・いくつになっても学べるまち(9節:P54)

生ごみのたい肥化の促進や、焼却熱の有効利用などに取り組んでいきます。

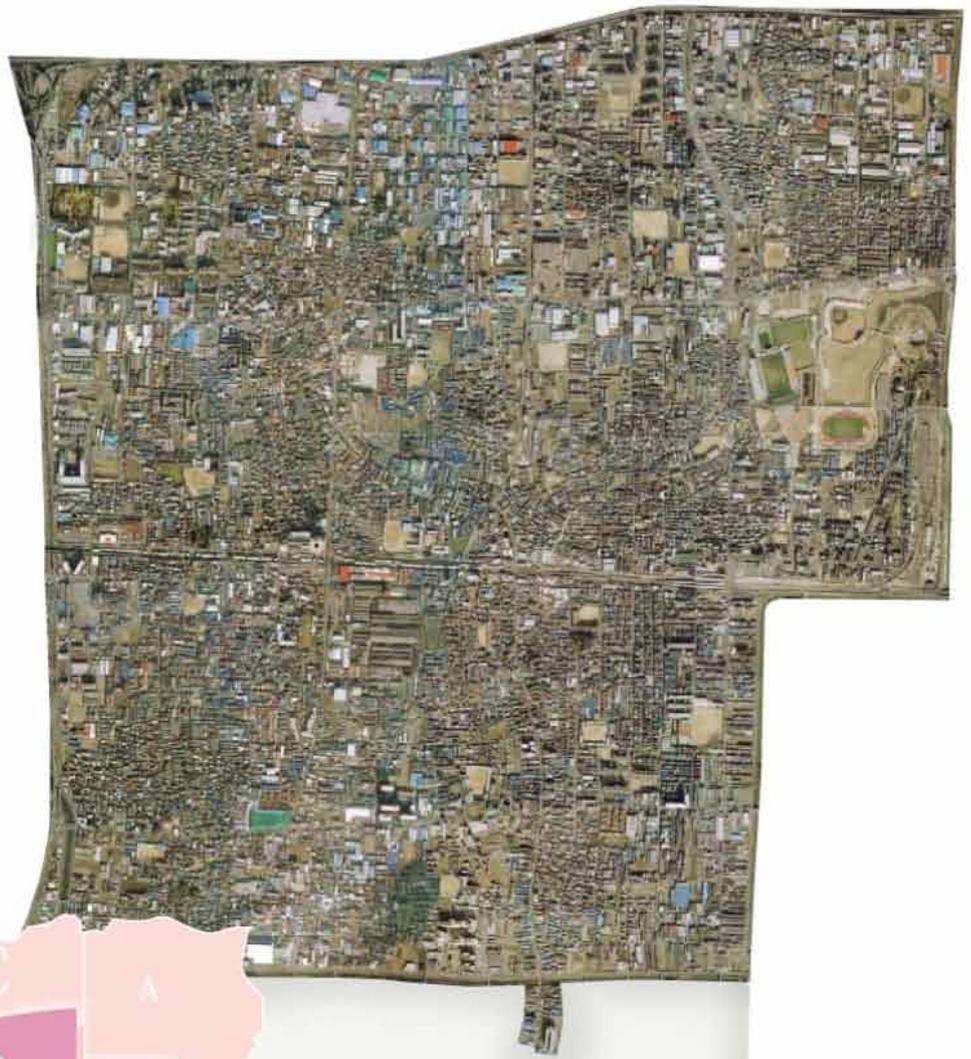
・良好な環境を次代に引き継ぐまち(32節:P112)



私の好きな東大阪の風景

市民美術センター

D 地域



D地域は、人口が減少し、同時に高齢化が進むことが見込まれます。

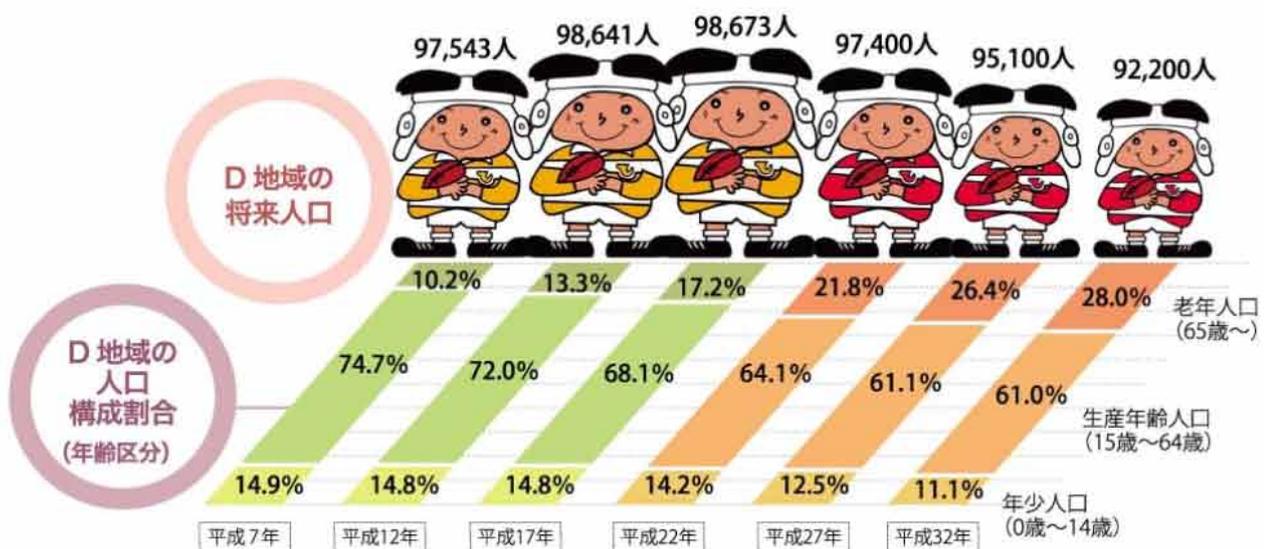


花園中央公園の花しょうぶ

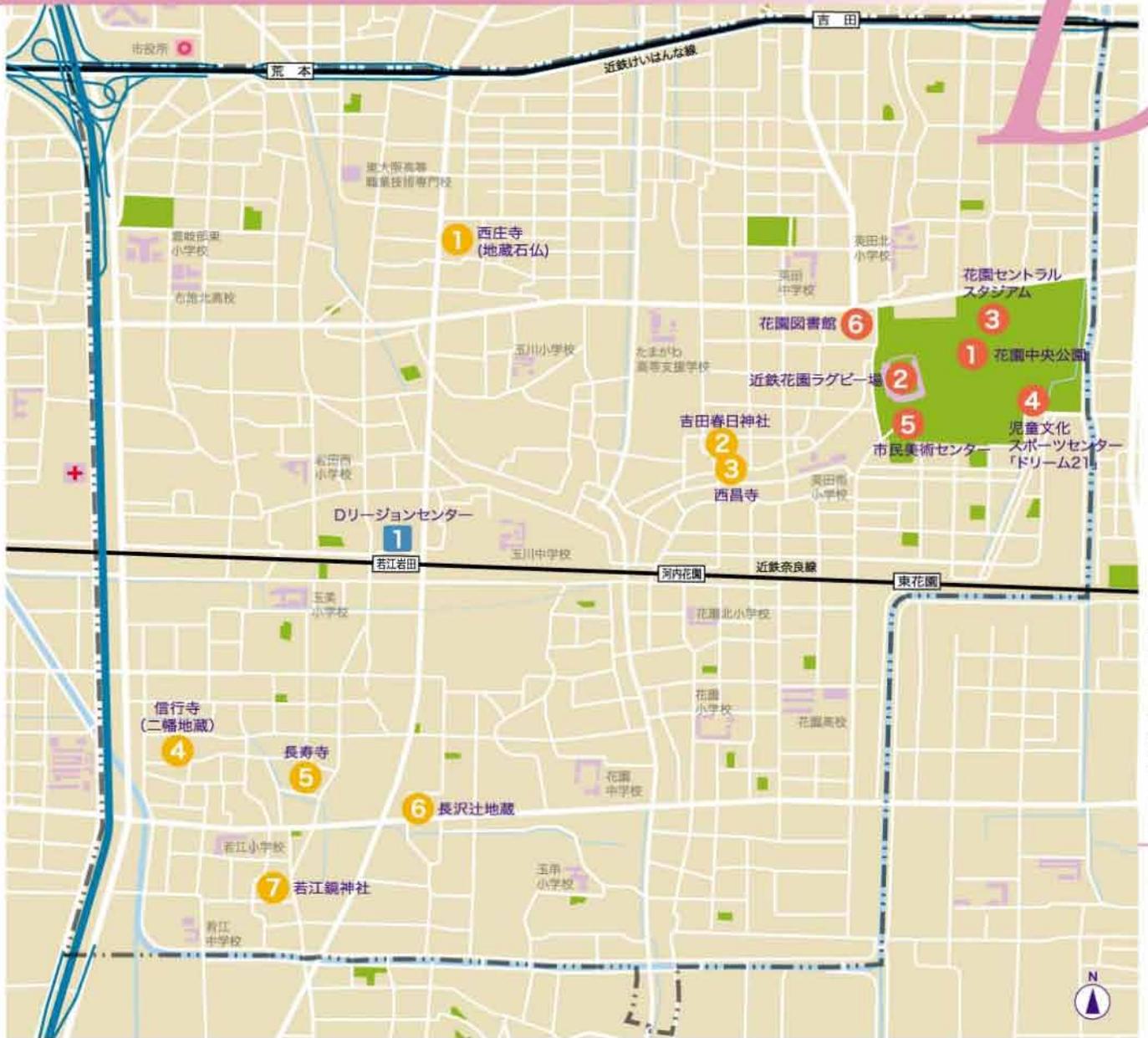


Dリージョンセンター（くすのきプラザ）

D地域の将来人口および人口構成割合（年齢区分）

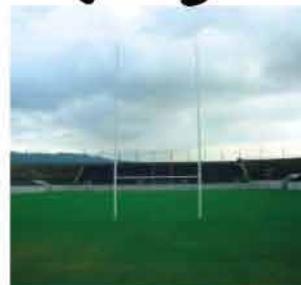


(出典)「平成12年国勢調査」および「平成17年国勢調査」総務省統計局より推計



- | | | |
|-------|-------------|-----------------|
| 歴史・自然 | 1 | Dリージョンセンター |
| | 1 | 西庄寺(地藏石仏)(市文化財) |
| | 2 | 吉田春日神社(市文化財) |
| | 3 | 西昌寺(市文化財) |
| | 4 | 信行寺(二幡地藏)(市文化財) |
| | 5 | 長寿寺(市文化財) |
| | 6 | 長沢辻地藏(市文化財) |
| 7 | 若江鏡神社(市文化財) | |

- | | | |
|---------|---|----------------------|
| 文化・スポーツ | 1 | 花園中央公園 |
| | 2 | 近鉄花園ラグビー場 |
| | 3 | 花園セントラルスタジアム |
| | 4 | 児童文化スポーツセンター「ドリーム21」 |
| | 5 | 市民美術センター |
| | 6 | 花園図書館 |



私の好きな東大阪の風景
近鉄花園ラグビー場

E地域

地域からの声、提言

E地域は、「人の交流が盛んで、安全・安心・便利なまち、稲田桃^{※1}が春には花咲き、夏にはたわわに実り、収穫でにぎやかなまち」をめざします。

中でも「交流」はこれからの地域づくりにとって重要なキーワードです。地域の将来像の実現に向け、地域の市民や団体などが交流し、一つになって取り組めるような仕組みが必要です。

※1 稲田桃：江戸時代には、この地域に日本古来の自生種の桃林が広がり、名産「稲田桃」の産地として知られていた。

地域の特徴と課題

地域のよい点

- ・ 楠根川緑地や新喜多公園などの公園緑地や、寺などの歴史資源があります。
- ・ 中央環状線や国道308号など、幹線道路があり、便利です。
- ・ 地域の特産品として、稲田桃があります。
- ・ 道が狭いので、住宅地に大型車が進入して来ません。
- ・ JRおおさか東線、大阪市営地下鉄中央線などの鉄道網が整っています。
- ・ だんじりなどの伝統文化が残っています。

地域の課題

- ・ 街灯が少なく、暗い地域があります。
- ・ 避難施設の耐震性や浸水被害対応の充実が求められます。
- ・ 公園などの地域の財産をこれからも市民と市役所の力で守り、有効に活用することが必要です。
- ・ 徳庵駅までバスが入れず不便で、旧村を中心に道が狭く入り組んでいます。
- ・ 鉄道や河川によって地域が分断されていて、交流が妨げられています。
- ・ 地域の団体間の協働が十分に図れていません。
- ・ 稲田桃を地域全体で育てていくことが重要です。

心も体も健康で元気に過ごせるまちづくりが進められていると思う市民の割合

平成20年

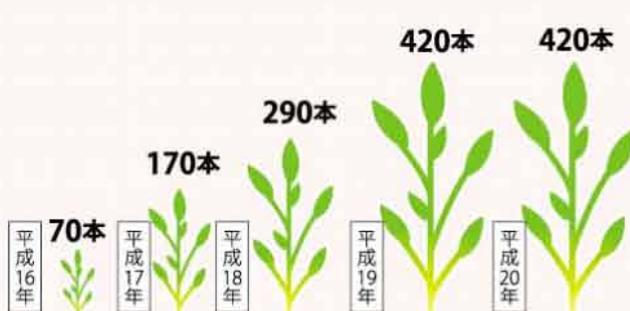
E地域 **30.1%**

東大阪市全体 27.4%

E地域の街頭犯罪^{※2}件数



稲田桃の累計植樹本数



※2 街頭犯罪：ひったくり・路上強盗・オートバイ盗・車上ねらい・部品ねらい・自動車盗・自転車盗・自動販売機ねらい。

市民や地域が取り組みます

1 犯罪や災害のないまちで安心して暮らせるようにします

地域には、暗く狭い道路があります。犯罪を未然に防ぎ、夜も安心して歩けるよう、市民や地域による「一戸一灯運動」をさらに進めていきます。

第二寝屋川の水害への備えとして、市民一人ひとりが高齢者への目配り、気配りを行い、地域ならではの情報を生かした防災地図(危険個所を示す地図)を市役所と一緒につくっていきます。

2 緑豊かな環境を育みます

貴重な地域資源である楠根川緑地、布施公園などの清掃や除草活動に取り組み、明るくきれいな緑地・公園などを維持していきます。

また、長瀬川や第二寝屋川、楠根川緑地などで、ウォーキングによる健康づくりに取り組むなど、緑豊かな環境を活用していきます。

3 安全に通行できる道路を考えていきます

地域には、広く区画された地域と狭く入り組んだ地域があり、特に旧村の幹線道路などでは、自動車の抜け道として利用されている危険な個所が多くあります。

道が狭いため、トラックなどの大型車両が進入してこないことについては、不便な半面、安全を守っているということも言えます。主に人が歩く道が、車の交通にも配慮すべき道かなど、道路の利用目的を考えると、市民が話し合いに参加して決めていきます。そして、市民一人ひとりが交通マナーやルールを守り、道路を利用するほか、公共交通機関の利用を促進していきます。

4 稲田桃がすくすく育ち、交流が育まれるまちにします

地域の共通の課題は「交流」です。地域のみんなが交流し、一つの目標に向かってまちづくり活動に取り組んでいきます。

このため、リージョンセンターの施設などを活用しながら、地域の市民や団体が連携して問題を解決し、特色ある地域にするための仕組みをつくっていきます。

具体的な取り組みの一つとして、地域のシンボルである「稲田桃」を育成する輪を広げるため、苗の配布と育成、「一家一株運動」の推進、まとまった植栽場所を確保するための意見交換など、市民が関心を持ち、稲田桃を増やす運動を進めていきます。

市役所が共に取り組みます

犯罪を防ぐため、街灯・防犯灯を増やしていきます。また、地域の实情にあわせた防災地図の作成に取り組んでいきます。

・危機や災害への備えが万全なまち(27節:P102)

避難施設の耐震化や浸水対策事業を進めるほか、災害の危険性や対策の啓発活動、狭い道路で活躍できる消防設備などの配備、周知を行っていきます。

・危機や災害への備えが万全なまち(27節:P102)

だれもが、安心して利用できる公園を整備していきます。植栽を行うに当たっては、中高木の下枝などを管理するなど防犯面にも配慮していきます。

・水と緑に親しめるまち(29節:P106)

車椅子利用者などの交通弱者に配慮した道路の整備などを行うほか、事故多発個所に赤色灯や注意喚起看板などを設置し、利用者に注意を促していきます。

・みんなで支え合う福祉のまち(16節:P72) ・安全で便利な交通機関や道路のあるまち(31節:P110)

モノレールの南伸などを関係団体に働き掛けていきます。

・安全で便利な交通機関や道路のあるまち(31節:P110)

地域連携の「場」づくりに取り組むとともに、地域の交流を盛んにしていきます。

・市民が主体的に活躍するまち(1節:P34) ・多くの国・地域や人の交流が育まれるまち(8節:P52)



私の好きな東大阪の風景

第二寝屋川

E地域



E地域は、人口が緩やかに減少し、同時に高齢化が緩やかに進むことが見込まれます。

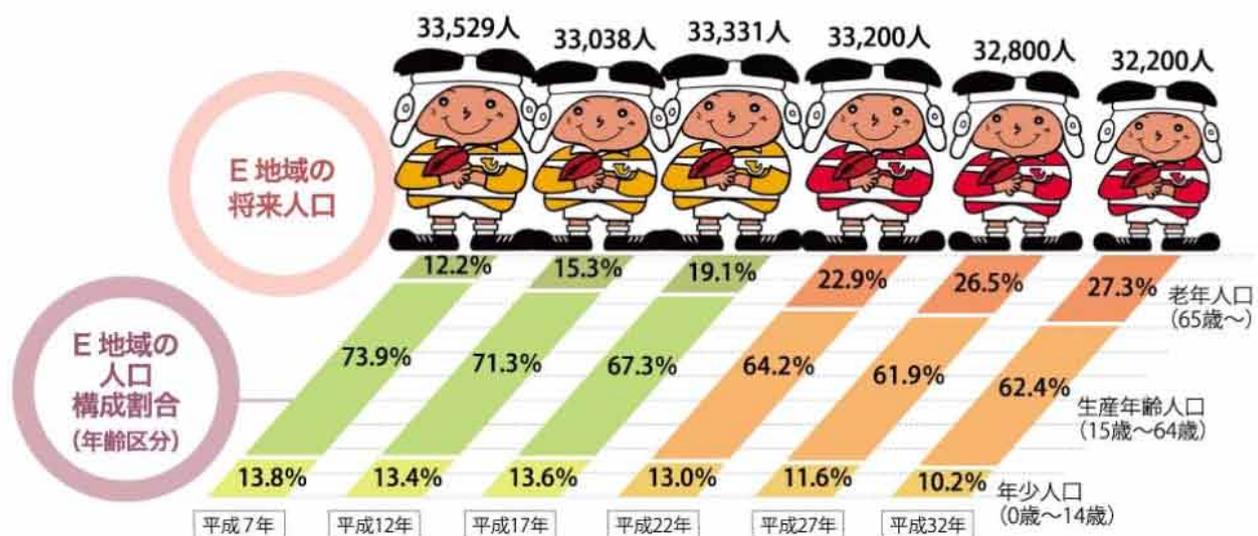


JR おおさか東線

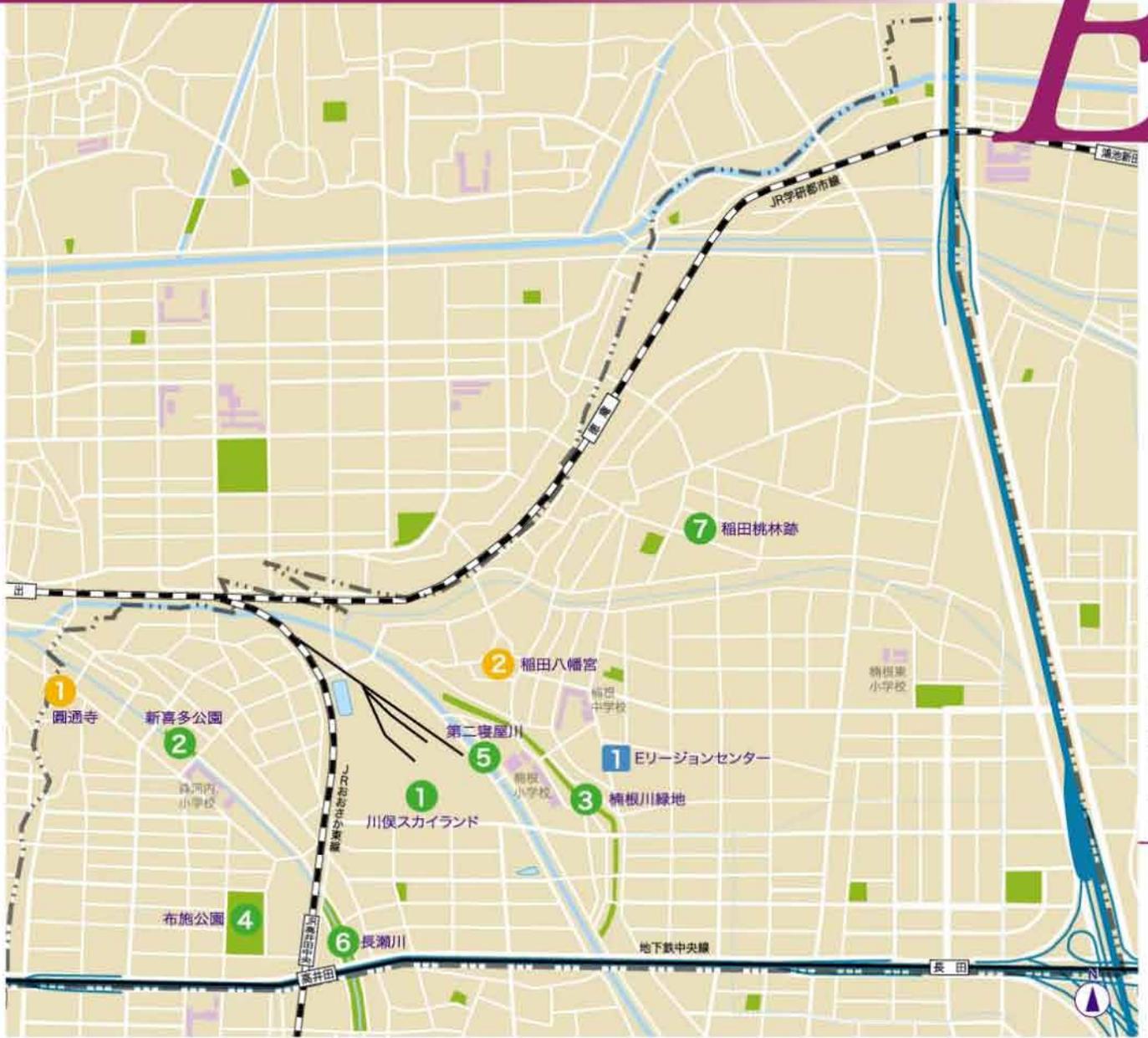


Eリージョンセンター（ももの広場）

E地域の将来人口 および 人口構成割合 (年齢区分)

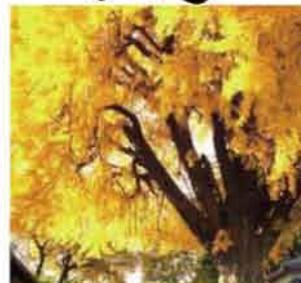


(出典)「平成12年国勢調査」および「平成17年国勢調査」総務省統計局より推計



	1 Eリージョンセンター
歴史・自然	1 圓通寺(市文化財)
	2 稲田八幡宮(市天然記念物)
水・緑	1 川俣スカイランド
	2 新喜多公園

水・緑	3 楠根川緑地
	4 布施公園
	5 第二寝屋川
	6 長瀬川
	7 稲田桃林跡



私の好きな東大阪の風景

稲田八幡宮

F地域

地域からの声、提言

F地域は、「高齢者も若者も住みよいまち」「活気あふれるまち」「安全・安心のまち」をめざします。

まちづくりを進めるに当たっては、多くの市民が参加でき、まちづくりの主体であることを実感できるよう心掛ける必要があります。具体的には、市民が発案・実行し、市役所を巻き込み、協働するという過程を共通の原則とします。

まちづくりの活動を進める際には、既存の地域資源を生かし、市民や団体などで円滑なコミュニケーションを交わし、情報交換や協議の場を設けて合理的に取り組みます。

地域の特徴と課題

地域のよい点

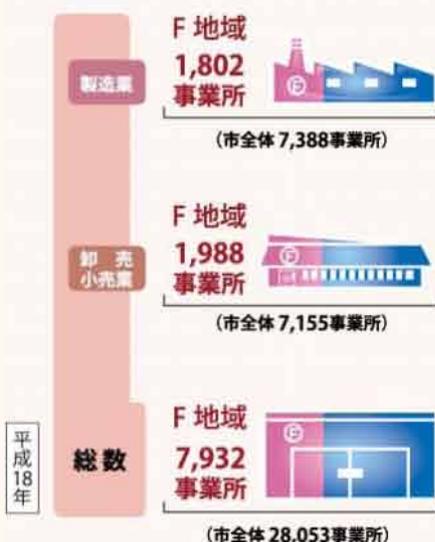
- ・近鉄やJR、地下鉄などの公共交通機関や、道路交通網などの都市基盤が整備されています。
- ・商店街やモノづくりなど、産業のまちの側面、多くの大学がある学問のまちの側面、司馬遼太郎や田辺聖子ゆかりのまちという文化のまち[※]の側面があります。

地域の課題

- ・何でも市役所に任せるのではなく、自分たちでできる取り組みは、市民や事業者、大学などの団体で連携して、自ら行う必要があります。
- ・防犯面で、ひったくりが多い、街灯が少ないといった問題があります
- ・住宅密集地の防災体制を整える必要があります。
- ・商店街、工場街の衰退や後継者不足への対応が必要です。
- ・高齢者と若者など世代間のコミュニケーションがうまく図れていません。

※1 司馬遼太郎や田辺聖子ゆかりのまち：下小阪には、故司馬遼太郎氏が多くの作品を生み出した自宅と一体化した司馬遼太郎記念館があり、また、菱屋西には、田辺聖子氏が学生時代を過ごした大阪樟蔭女子大学内に田辺聖子文学館がある。

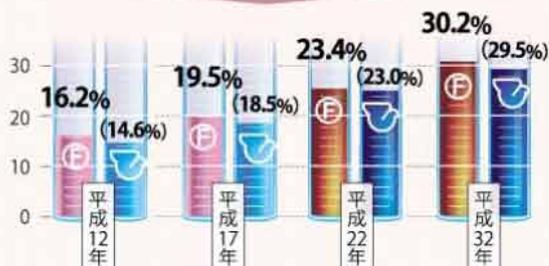
F地域の事業所数（市全体の事業所数）



F地域内の大学在学者数（F地域の人口に対する割合）



F地域の65歳以上の人口割合（市全体の割合）



市民や地域が取り組みます

1 地域課題解決の仕組みをつくります

地域の抱える課題を解決するため、市民や事業者、大学などの団体、市役所による、まちづくりを考える「場」をつくっていきます。まちづくりを考える「場」では、情報交換や協議を定期的、継続的に行うとともに、各種の取り組みや連携を速やかに行っていきます。

2 安全で安心できるまちにします

高齢者から子どもまでが安全で安心して暮らせるまち、若者が住みたいと思えるまちとするために、市民は、地域巡回や門灯の点灯、「愛ガード運動」への参加、ひったくり防止用具の使用、危険家屋の補修などを進めています。

また、地域では、「愛ガード運動」や高齢者世帯の把握、災害時の救助や避難に関する計画の作成などに取り組んでいます。

3 商店街を活性化し、技術のまちをアピールします

地域、特に商店街では、活性化に向けて、若年者層向け店舗の展開や空き店舗活用に学生のアイデア(買いや商店街おこしのイベントなど)を取り入れるほか、大学の研究活動の場として提供するなど、若い力を活用する取り組みが考えられます。これらを行うに当たっては、単に大学や学生に任せるのではなく、商店街の活性化を地域の課題として協議の場を中心に産・学・官協働で取り組むことが重要です。

また、郊外の大型店舗と差別化するため、歩いて(自転車で)買い物ができる商店街づくりに取り組んでいます。

モノづくりに関しては、東大阪市にしかない技術、製品がたくさんあることから、技術の発信基地を設け、技術を知る観光施策などに取り組み、市民や全国に向けて技術のまちをアピールしていきます。そしてそれを見聞きた市民一人ひとりが、東大阪市の技術のPR役を担っていきます。

4 コミュニケーションを育みます

学校や図書館などの公共施設を、地域が協力して活用できる仕組みをつくっていきます。利用時間などは利用者のニーズに合わせて弾力的な運営を行い、地域のだれもが気軽に立ち寄り、楽しめる文化活動を行うなど、あらゆる世代のコミュニケーションが活発に行われる交流の場としていきます。

地域教育の場としては、地域の職業人や高齢者が小学校で特別授業を行うなど、郷土愛の醸成や、高齢者の社会参加、地域の企業の次世代育成に寄与する仕組みをつくっていきます。

また、若者が集まり定着するまちとするため、若者が楽しめ、親しむことができる文化(音楽や芸術など)活動に取り組んでいます。

市役所が共に取り組みます

「場」の立ち上げに取り組むほか、「場」の一員として参加、協働していきます。また、運営サポート、関係団体などとの連絡・調整を行っていきます。

・市民が主体的に活躍するまち(1節:P34)

安全・安心のまちづくりに向けて、市民や地域と連携して取り組んでいます。また、市民への啓発や、密集市街地対策、隣接市との境界付近での相互救急体制の確立などを行っていきます。

・みんなで支え合う福祉のまち(16節:P72) ・危機や災害への備えが万全なまち(27節:P102)

産業振興費用の助成や、産学と地域と連携した取り組み、関係者間の調整などを行っていきます。

・多くの国・地域や人の交流が育まれるまち(8節:P52) ・モノづくりが元気なまち(21節:P86)
・買い物しやすいまち(22節:P88)

市民が便利に文化活動を行えるよう施設の整備を行うとともに、公共施設を利用しやすくしていきます。また、市民が文化を身近に親しめる機会を提供していきます。

・文化に親しめるまち(6節:P48)

高齢者が活躍する場の提供や、モノづくり企業の次世代育成に取り組んでいます。

・高齢者が生きがいを持って暮らせるまち(18節:P76) ・モノづくりが元気なまち(21節:P86)



私の好きな東大阪の風景

小阪

F 地域



F地域は、人口が減少し、同時に高齢化が進むことが見込まれます。

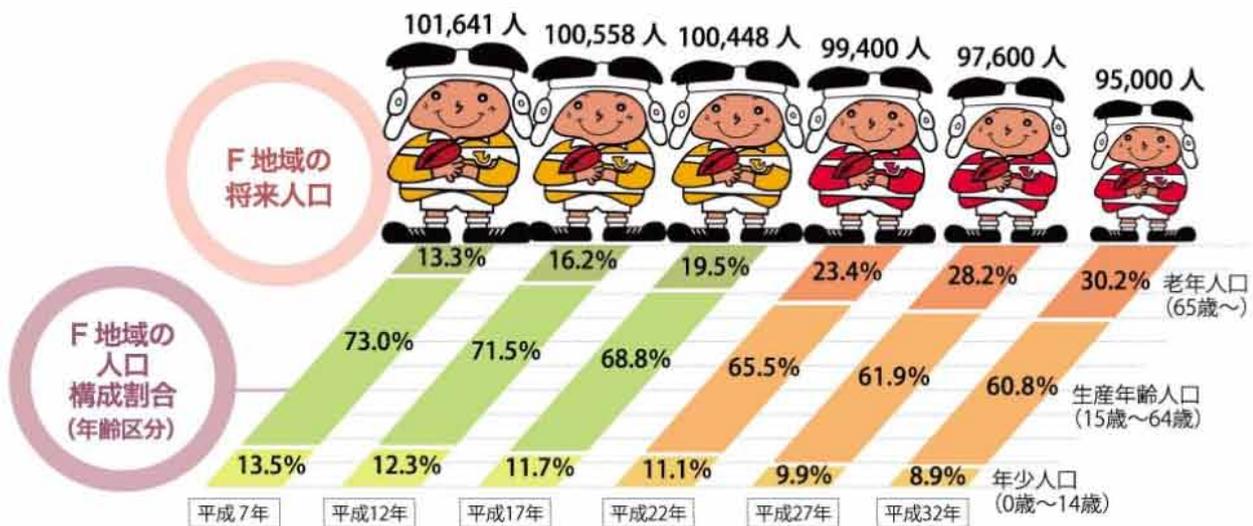


田辺聖子文学館

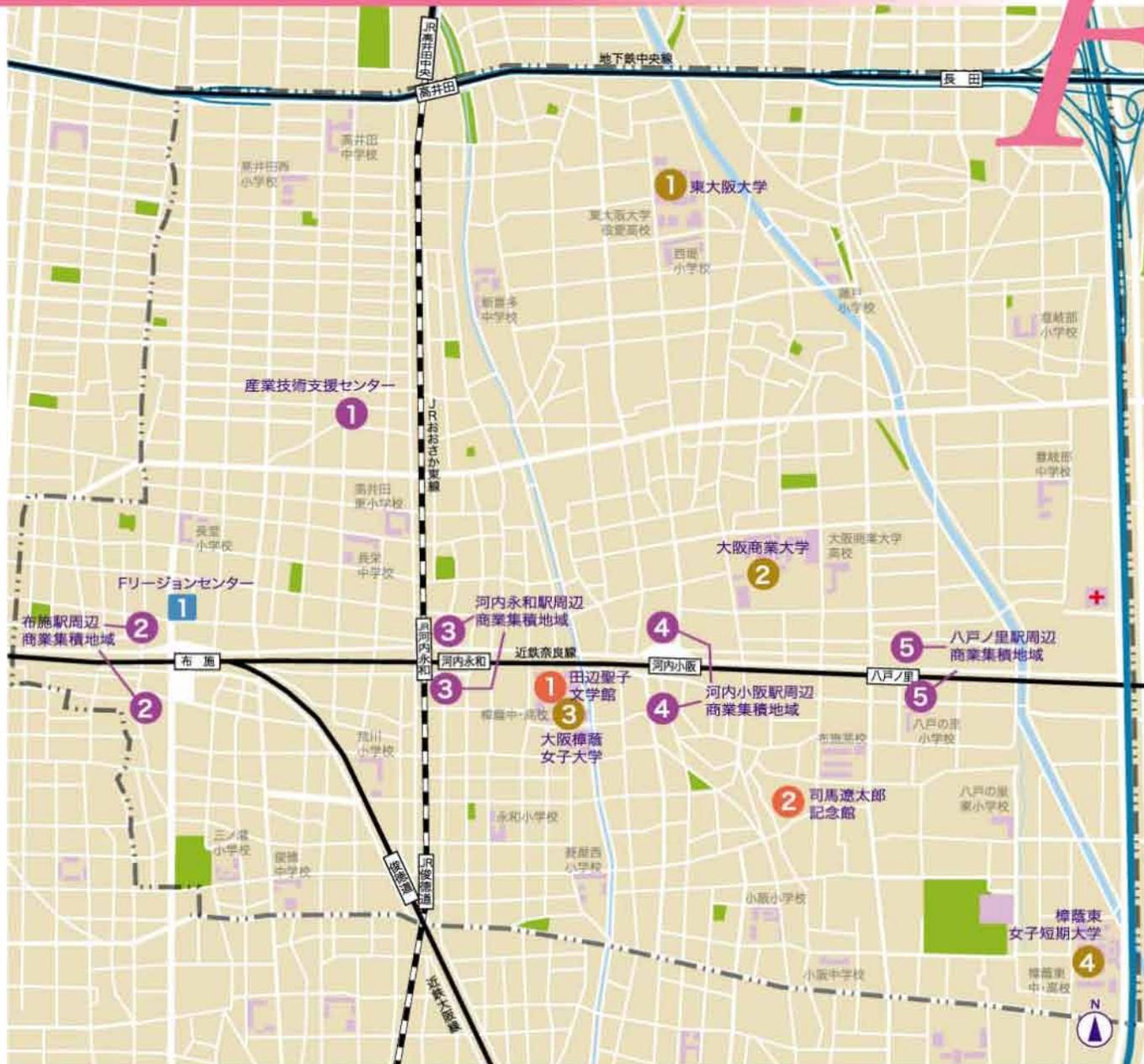


Fリージョンセンター（夢広場）

F地域の将来人口 および 人口構成割合（年齢区分）



(出典)「平成12年国勢調査」および「平成17年国勢調査」総務省統計局より推計



	1 フリージョンセンター
文化・スポーツ	1 田辺聖子文学館
	2 司馬遼太郎記念館
大学	1 東大阪大学
	2 大阪商業大学
	3 大阪樟蔭女子大学
	4 樟蔭東女子短期大学

産業	1 産業技術支援センター
	2 布施駅周辺商業集積地域
	3 河内永和駅周辺商業集積地域
	4 河内小阪駅周辺商業集積地域
	5 八戸ノ里駅周辺商業集積地域



私の好きな東大阪の風景

小阪

G地域

地域からの声、提言

G地域は、地域の持つ資源を活用し、地域が抱える課題を解決するために、地域の大きな資源である長瀬川を核とした取り組みを中心に、美化や防災、福祉、教育などで、市民や事業者、大学などの団体、市役所が協働し、一丸となって取り組みます。

また、地域まちづくりを考えていく第一歩として始まった、まちづくりの「場」の活動を広げ、まちづくりにかかわる情報交換や交流、課題共有を進めます。

地域の特徴と課題

地域のよい点

- ・近所付き合いが活発で、地域のまとまりもよく、地域への愛着や互助意識があります。
- ・近鉄大阪線とJRおおさか東線があり、交通の便がよく、また買い物しやすいまちです。
- ・長瀬川沿いには、遊歩道や桜並木、樟徳館などの地域資源があります。
- ・久宝寺緑地や金岡公園など、大きな公園緑地があります。
- ・大学があり、学生が多いまちです。

地域の課題

- ・コミュニティーへの支援が不足しています。
- ・少子高齢化が進んでいます。
- ・古い住宅が密集している地域があります。
- ・道路整備が遅れており、通行が危険です。
- ・鉄道や道路で地域が分断され、踏切が交通の妨げとなっています。
- ・まちに緑を増やす必要があります。
- ・長瀬川などの地域資源を、うまく生かすことができていません。
- ・大学や学生と、うまく協力できていません。

水と緑を生かしたまちづくりが進められていると思う市民の割合

平成20年

G地域 25.2%

東大阪市全体 28.4%

G地域内の大学在学者数（G地域の人口に対する割合）



G地域の65歳以上の人口割合（市全体の割合）



市民や地域が取り組みます

1 コミュニティー活動を盛んにします

美しいまちにするため、市民一人ひとりが日ごろから自宅の前を掃除し、地域では学生や市職員を含めた、たくさんの市民が参加できる美化活動を催していきます。

また、防災訓練などは、団体役員が中心の訓練からはじめ、地域の人への声掛けや、他の地域行事日に合わせて実施するなどして、参加率を上げていきます。

子育てについては、子育て経験者がボランティアとなって、小さな子どもがいる家庭への支援や、子ども同士の交流の場づくりなどを考えていきます。

地域の取り組みを進めるためには、まちづくりの「場」の活動を広げていくほか、公共施設などを活用して、集まることのできる場所を増やしていきます。

2 利用しやすく、安全な道路や交通環境をつくります

商店のはみ出し陳列や看板のはみ出しを防ぐなど、歩行者や高齢者が安全に道路や歩道を利用できるようにしていきます。

3 長瀬川を核としてまちづくりを考えます

地域の中心を流れる長瀬川は、遊歩道が整備され、市民の憩いの場となっています。さらに、にぎわいのあるまちとするため、沿道の地域資源を使ったイベントや、川沿いの遊歩道のライトアップなどに取り組んでいきます。

また、川沿いの遊歩道にある樹木やベンチ、トイレなどは、地域と市役所が協働で維持管理していきます。

4 地域と大学の連携や交流を進めます

地域にある大学の人的資源を生かして、地域と大学と市役所が一つになったイベントの企画や、大学教員による公民館での講座の開催などの取り組みにより、大学との連携や交流を進めていきます。

地域の役割としては、活動場所の提供や参加の呼び掛けなどを行っていきます。

さらに、市内の全大学や各種学校との連携や交流を進めていきます。

市役所が共に取り組みます

協働のまちづくりの「場」づくりや仕組みづくりに取り組むとともに、公共施設を利用しやすくしていきます。

・市民が主体的に活躍するまち(1節:P34)

地域の防災活動を活性化していきます。

・危機や災害への備えが万全なまち(27節:P102)

地域で子育てできる仕組みをつくっていきます。

・安心して子どもを生み、育てられるまち(17節:P74)

歩道と車道の段差の解消や、横断歩道を使いやすくするなど、歩行者や障害のある人に配慮した道路整備を進めていきます。

・みんなで支え合う福祉のまち(16節:P72) ・安全で便利な交通機関や道路のあるまち(31節:P110)

近鉄大阪線の高架化の実現をめざし、関係団体などに働き掛けていきます。

・安全で便利な交通機関や道路のあるまち(31節:P110)

利用者に長瀬川をより身近に感じてもらえるよう、人と水、人と緑の距離が縮まるような遊歩道にしていきます。

・水と緑に親しめるまち(29節:P106)

大学への呼び掛けや、地域と学生による協働企画への参画、大学内活動の地域への発信など、地域と大学をつなぐ窓口の役割を果たしていきます。

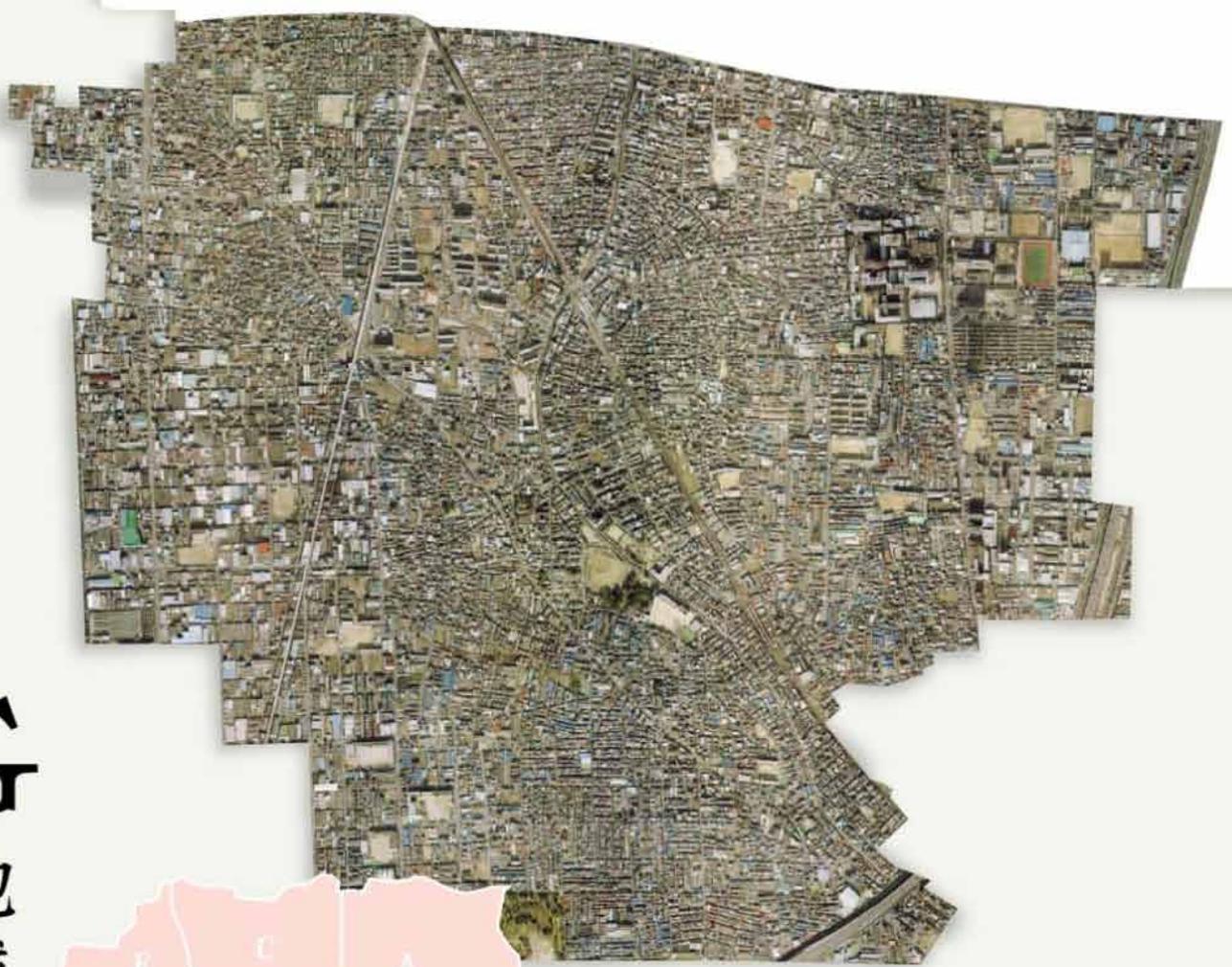
・市民が主体的に活躍するまち(1節:P34) ・いくつになっても学べるまち(9節:P54)



私の好きな東大阪の風景

近畿大学

G 地域



G地域は、人口が大幅に減少し、同時に高齢化が進むことが見込まれます。

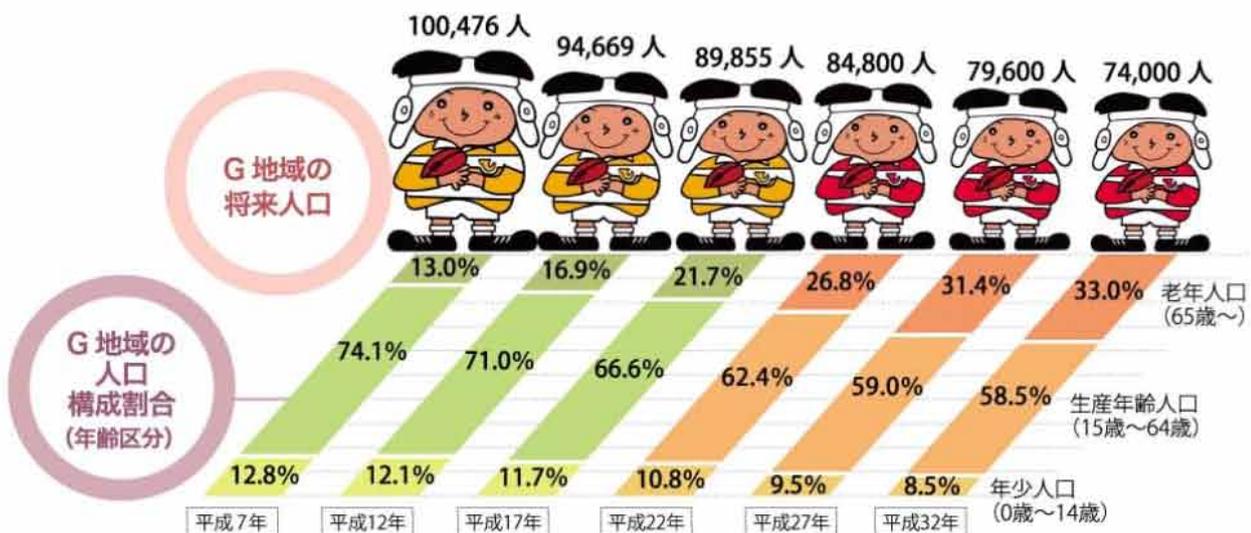


金岡公園

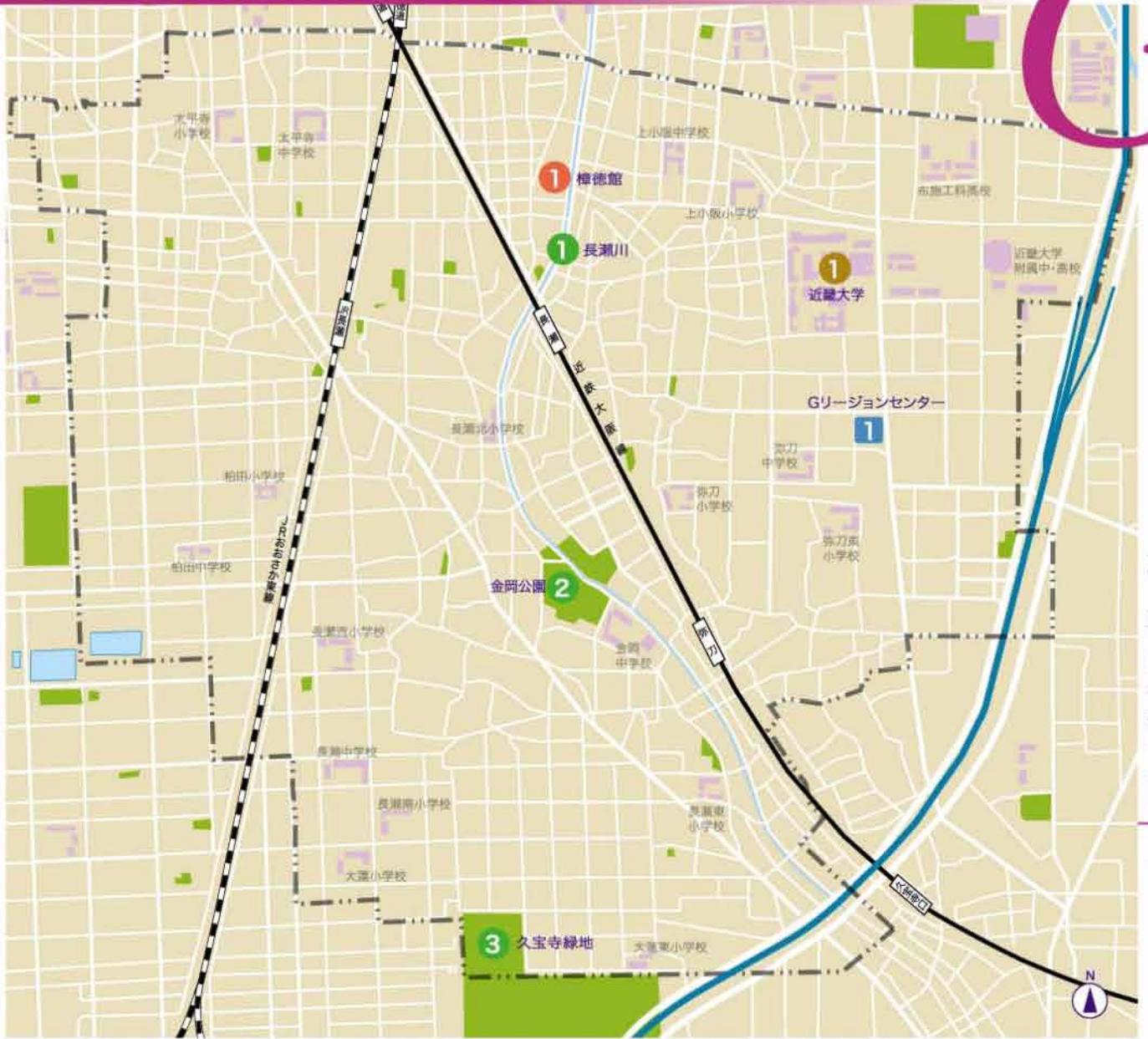


Gリージョンセンター（はすの広場）

G 地域の将来人口 および 人口構成割合 (年齢区分)



(出典)「平成12年国勢調査」および「平成17年国勢調査」総務省統計局より推計



- 文化・スポーツ**
- 1 グリージョンセンター
- 1 樟徳館

- 水・緑**
- 1 長瀬川
- 2 金岡公園
- 3 久宝寺緑地
- 大学**
- 1 近畿大学



私の好きな東大阪の風景
長瀬駅前

HIGASHIOSAKA





p150 効率的で健全な行財政運営が行われるまち

p152 1. 将来を見越した
行財政改革に取り組みます

p153 2. これからの行政運営を
担う人材を確保し、
育成、活用します

p154 3. 歳入を確保し、市役所の
財政力を向上させます

p155 4. 市役所の電子化を進め、
市民の利便性や事務の効率を
向上させます



行財政編

効率的で健全な
行財政運営が
行われるまち

基本方針

地方自治体の基本的な役割である「住民の福祉の増進」を果たしていくためには、市の将来を見越し、社会経済情勢の変化などにも十分に対応ができる「強い自治体」となることが必要です。

そのため、市民ニーズや社会情勢などに対応できる体制づくりや、職員の能力向上、財政基盤の強化、業務の電子化などを進めることにより、効率的かつ健全な行財政運営が行われるまちにします。

現状と課題

本市では、これまで、事務事業や職員数の見直しなどに取り組み、施策の実施や選択の際の考え方を「あれもこれも」から「あれかこれか」へ転換するとともに、事業の効率化や財政の健全化を進めてきました。

効率的で健全な行財政運営が行われるまちを実現するためには、事業計画の進み具合を確認し、継続的に改善する行政管理の仕組みを組織に根付かせ、常に事務改善を意識、実践していくことで、事務執行のさらなる適正化、効率化などを進めていく必要があります。また、組織の見直しによる業務の効率化や、職員個人の業務遂行能力の向上などにより、市役所の能力をより一層高めることで、市民の期待に応えられるようにする必要があります。

さらに、歳入の確保に向けては、その収入率を向上させる取り組みや、市が有する財産の有効活用などに取り組むとともに、収支バランスの均衡化を図り、常に安定した行財政運営が行えるよう、市役所の体力づくりを進めることが重要です。

そのほか、情報技術の導入などによる市役所の電子化をより一層進め、市民の利便性や事務の効率性を高める必要があります。

取り組みのあらまし

- 1 将来を見越した行財政改革に取り組みます
- 2 これからの行政運営を担う人材を確保し、育成、活用します
- 3 歳入を確保し、市役所の財政力を向上させます
- 4 市役所の電子化を進め、市民の利便性や事務の効率を向上させます

1 経常収支比率

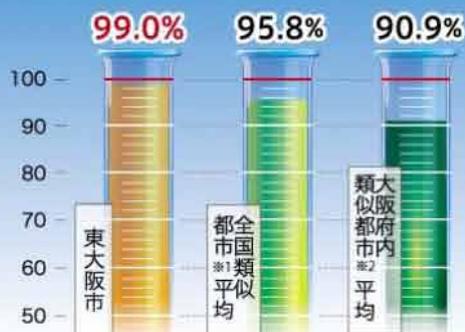
地方自治体の人件費や、児童福祉費や老人福祉費、生活保護費などの扶助費、借入金の償還金である公債費などの固定的な費用に、地方税や地方交付税などの経常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを表す比率で、地方自治体の財政構造の弾力性を示す指標として利用されており、この数値が高いほど、厳しい財政状況にあると言えます。

<経常収支比率の推移>



(出典)「市町村決算カード」総務省自治財政局

<経常収支比率の比較> (平成19年度)



※1 全国類似都市：平成20年4月1日現在の、本市を除く中核市38市。

※2 大阪府内類似都市：平成20年4月1日現在の、大阪府内の中核市(高槻市)および特別市(岸和田市、豊中市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市)の8市。以下のグラフ比較においても同様。

2 職員数

<常勤職員数の推移>



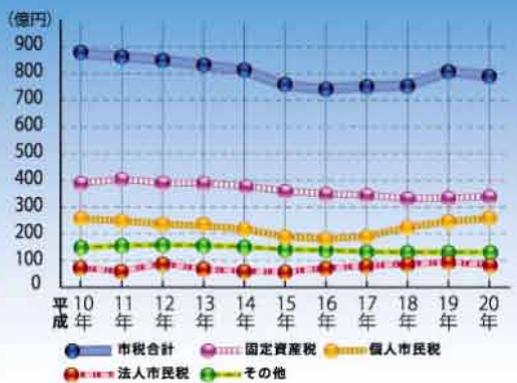
(出典)「4月1日現在の常勤職員数」東大阪市行政管理部

<市民1,000人当たりの常勤職員数の比較> (平成20年4月)



(出典)「中核市都市要覧」「大阪府市町村課ホームページ」

3 市税収入の推移



(出典)「市町村決算カード」東大阪市財務部

4 電子化した業務

年度	業務
平成 15年	財務会計 外 9 件
16年	国際情報プラザ業務 外 19 件
17年	証明書自動交付 外 10 件
18年	都市計画管理業務 外 8 件
19年	文書管理、電子入札 外 11 件
20年	インターネット公売 外 4 件

(出典)東大阪市行政管理部

現状を表す図表

行財政編



私の好きな東大阪の風景

生駒山から見た東大阪

写真撮影/坂口さん



将来を見越した 行財政改革に取り組みます

めざすべき方向性

今後の財政収支の見通しや、地方分権^{※1}の推進、職員の数や年齢構成の変化など、市役所を取り巻く環境の変化に適切に対応できるよう、組織機構や事務事業の見直しなど、東大阪市の将来を見越した行財政改革を行っていきます。併せて、市民や事業者、市役所が担うべき役割を明確にして、民間活力の活用や外郭団体の見直しなどを進めていきます。

また、事業計画や事務の適正な進行管理を進めることにより、市役所が取り組むべき課題や事業について、さらなる集中化、重点化を進め、市役所のスリム化、市民サービスのより一層の向上をめざしていきます。

さらに、これらの行財政改革を進めることで、市役所の何が変わったのか、何がよくなったのかなどを、市民、職員が実感できるよう、情報を発信していきます。

※1 地方分権：国の事務や権限、財源を、市民に身近な自治体に移し、地域の特性に応じたまちづくりを進めること。

市の現状



※2 普通会計：自治体ごとに異なる会計区分を、他の自治体と比較できるように整理した、一般行政部門の会計区分。

取り組みを実効性のあるものとするために

1 事務事業の見直しと継続的な改善を進めます

市役所が行うあらゆる事務、事業について、市民ニーズや社会情勢の変化に対応しているか、効果的な手法となっているかなどの点検や見直しを継続的に行っていきます。点検、見直しにより、効率的な手法の工夫や市民ニーズの優先順位付けなど、事業や課題の集中化、重点化を進め、よりよい行政サービスの提供をめざしていきます。

なお、これら事務、事業の実施に当たっては、行政管理システムを活用し、継続的に改善していきます。

2 効率的で分かりやすい組織機構をつくります

地方分権推進に伴う国や府からの事務・権限の移譲や、団塊世代職員の大量退職後の職員数、年齢構成の変化などに対応でき、効率的な行財政運営が行える最適な執行体制を構成するとともに、市民に分かりやすい組織機構づくりを行っていきます。なお、組織機構をつくるに当たっては、市民自治や地域自治^{※3}などの新たな行政需要にも柔軟に対応していく必要があります。

※3 地域自治：市民が、自らの意思に基づき自らの責任において、身近な課題の解決や魅力あるまちづくりを行うこと。

3 外郭団体の見直しを行います

市行政の補完的役割を担う外郭団体についても、市役所同様の見直しが求められています。外郭団体が担っている事業が市民ニーズや社会情勢に合致しているか、外郭団体に求められている機動性、効率性が機能しているか、他の事業者と事務、事業が重複していないかなどの見直しを進めていきます。

4 さまざまな公共サービスを最適な担い手によって提供します

市民ニーズや社会情勢の多様化が進む中、従来の枠組みで市役所がすべての公共サービスを担うことは効率的ではありません。そのため、市民や事業者、市役所が担うべき役割を明確にし、民間が担うことが適している分野は民間活力を活用するなど、さまざまな公共サービスが最も適した担い手によって市民に提供されるよう、点検、見直しを行っていきます。

めざすべき方向性

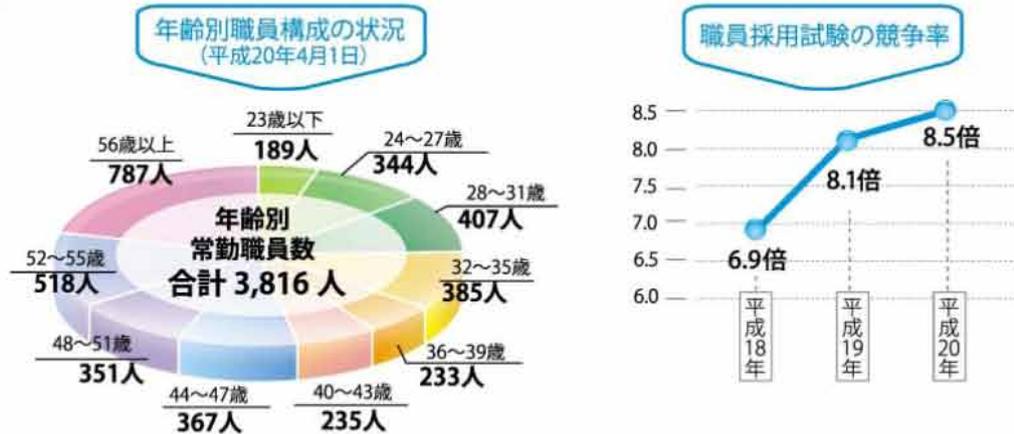
地方分権推進に伴う事務の高度化、市民ニーズや社会情勢の変化に伴う事務の多様化などに対応できるよう、自治体職員には従来の事務能力に加えて、政策形成能力^{※4}や法務能力^{※5}、説明責任能力などがより一層求められています。また、市民自治や地域自治の進展に伴い、自治体職員には市民の目線で考え、行動できる能力も求められています。

これらを踏まえた、人材の確保や育成、活用に努めるとともに、職員一人ひとりが持っている能力と特性が発揮され、市役所全体の活性化につながるよう、適切な人材配置、登用など、人材を生かす計画的、効果的な人事政策をさらに進めていきます。

※4 政策形成能力：新たな行政課題への対応など、政策を企画立案し、推進できる能力。

※5 法務能力：法や条例などを適切に解釈、運用できる能力や条例などを作成できる能力。

市の現状



取り組みを実効性のあるものとするために

1 職員が能力を発揮できる人事政策を進め、市役所を活性化させます

職員が各々の能力を発揮できる職務に取り組むことで、責任感や達成感が満たされ、事務効率が向上するとともに、職場や市役所の活性化につながり、ひいては市民サービスを向上させることができます。

そのため、人材の育成に重点を置いた人事評価制度や、職員の能力や特性を生かすことができる適切な人事配置など、人材の育成と活用に重点を置き、職員の能力発揮につながる総合的な人事政策を進めていきます。

2 多様な人材の確保により、執行体制を充実させます

市民ニーズや社会情勢に対応できる執行体制確保のため、年齢構成や部門別構成などの職員構成を考慮し、将来を見越した計画的な職員採用を実施していきます。また、民間や他団体での豊富な経験を有する人材の採用や、専門的知識や技術を重視した試験方法、豊富な経験を持つ退職者の再任用などのさまざまな方法により、幅広く、多様な人材の確保に努めていきます。さらに、市民サービスの向上のため、勤務時間の弾力化など、多様な勤務形態を取り入れていきます。

3 効果的な職員研修を実施し、人材の育成を進めます

新規採用職員研修、管理職員研修など、職務や職責に応じた基本的な研修に加え、政策形成能力や法務能力など、今の自治体職員に求められる能力を向上させる発展的な研修を効果的に実施していきます。

また、職員の自主的な学習や職務を通じての人材育成を促進するなど、人を育てる職場環境づくりに取り組んでいきます。

4 定期的な人事異動により、人材育成と適材適所の人員配置を進めます

計画的、体系的な人事異動を行い、さまざまな職務経験を通じて職員の職務能力向上などの人材育成に取り組むとともに、経験と実績による適材適所の人員配置を進めていきます。そのため、管理職の早期選抜や、管理部門と事業部門の人事異動、市長部局・水道企業・行政委員会^{※6}の間での人事交流を積極的に行っていきます。

※6 行政委員会：行政の中立性の確保などを目的として設置された、独立性をもった合議制の行政機関。教育委員会や選挙管理委員会などがある。

これからの行政運営を担う人材を確保し、育成、活用します



私の好きな東大阪の風景

小阪

写真撮影/原さん

歳入を確保し、市役所の財政力を向上させます

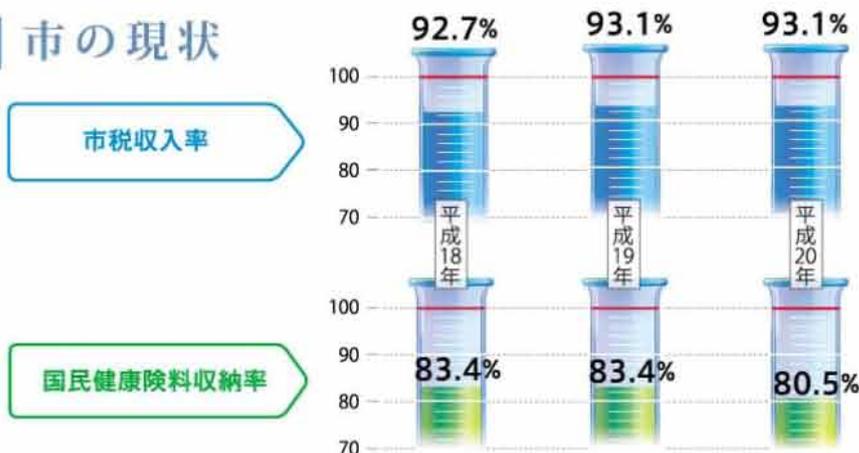
めざすべき方向性

少子高齢化の進展に伴う市税収入の減少など、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、安定した市民サービスを提供するためには、財政基盤の強化が必要不可欠です。そのため、市民が市税や国民健康保険料などを納付しやすい環境整備を進め、自主納付率の向上に努めるとともに、徴収体制の強化など未収金対策に取り組むなどの、歳入確保に努めていきます。

また、公の施設の使用料や行政サービス手数料などは、定期的に見直しを行うなど、適切な金額設定に努めていきます。

さらに、市が保有する未利用地や低利用地などについて、今後の利用計画などを検討し、必要に応じて売却や貸し付けなどの有効活用を進めていきます。

市の現状



取り組みを実効性のあるものとするために

1 未収金対策を強化し、収入増加を推進します

市税や保険料などの未収金対策として、自主的な納付率の向上につながる取り組みや、徴収強化などに取り組み、収入増加対策を進めていきます。自主的な納付率の向上につながる取り組みとしては、さまざまな機会を通じて市民に対して自主的な納付に関する啓発に努めるほか、口座振替やコンビニエンスストア、クレジットカードを利用した納付方法など、市民の利便性を考慮した納付しやすい環境づくりを進めていきます。また、未収金、滞納対策としては、さまざまな未収金対策を専門的に行う組織の設置や、納付案内などを行う民間事業者によるコールセンターの導入など、徴収体制の強化、整備を進めていきます。

2 使用料・手数料を適切に設定します

公の施設の使用料や各種証明書の発行手数料などは、市民ニーズや利用頻度、サービス原価などを考慮して、金額設定を行っていきます。なお、金額設定に当たっては、適切な使用料・手数料となるよう、適切な時期に金額を改定する必要があります。

3 市が保有する未利用地、低利用地を有効活用します

市が保有している資産のうち、未利用地や低利用地については、今後の利用計画や公共用地としての必要性などを検討し、市として活用用途がなくなった資産については、積極的に売却や適正価格での貸し付けを行うことで、新たな財源として有効活用していきます。なお、引き続き市として活用することとなった資産についても、定期的に見直しを行い、より有効に活用していきます。

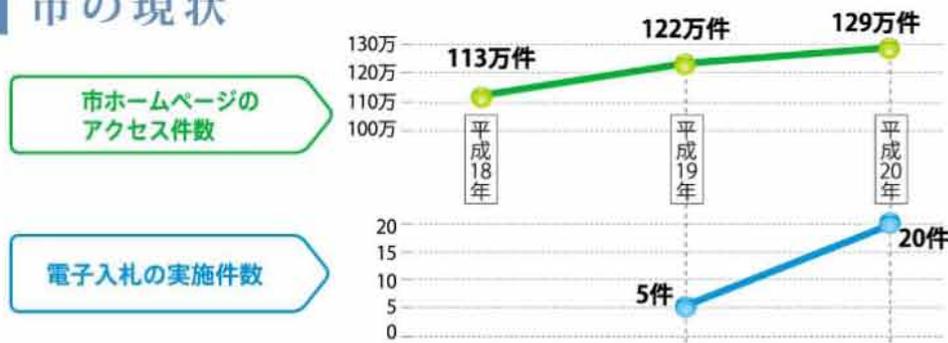
めざすべき方向性

インターネットなどの情報通信技術やデジタル技術を活用した、市民が便利な行政サービスを受けることができ、効率的な行政運営につながる電子市役所の推進が求められています。

市役所の電子化を進めるに当たっては、行政サービスの高度化や行政事務の簡素化、効率化、ならびに地域の課題解決が実現するよう、より適切なシステム導入に努める必要があります。

なお、電子市役所の推進に当たっては、行政サービスの利便性などの市民視点や、技術導入に伴う費用対効果の視点、ならびに情報漏えい対策などの視点に立って、定期的にシステムを見直す必要があります。

市の現状



取り組みを実効性のあるものとするために

1 利便性の高い、高度な行政サービスを提供します

市民が時間や場所にとらわれることなく、市役所への書類提出や証明書発行請求、ならびに市税・料金納付などの手続きができるよう、電子窓口システムを整備します。なお、システム整備に当たっては、インターネットや携帯電話などの、利用者にとって便利な方法で利用できるようにするとともに、デジタル技術に不慣れな市民に配慮した操作方法の設計や、電子窓口以外の電話や対応窓口などの仕組みも併設する必要があります。

また、市役所の一つの窓口において複数の手続きを行える総合窓口システムの取り組みなど、市民利便性の高い、高度な行政サービスの提供に努めていきます。

2 地域の情報化を進め、地域課題の解決に活用します

市民が必要に応じて市政や地域に関する情報を簡単に入手できるよう、ホームページや街頭端末機^{※1}などを利用した情報提供、広報活動をより一層推進していきます。

市役所からの一方的な情報提供だけでなく、市民からの情報提供や市民間の情報交換もでき、市民活動や市民コミュニティの支援につながり、また地域課題の解決に活用できる地域情報化システムを整備します。なお、地域情報化システム整備に当たっては、防犯・防災、福祉など、地域生活に密着したものとなるよう、留意する必要があります。

※1 街頭端末機：公共施設などに設置された、市民が自由に操作し、利用できる通信端末機器。

3 電子行政を推進し、行政事務の簡素化・効率化を進めます

市役所事務の多くは既に電子化されていますが、改めて市民視点でのサービス・システムの見直しを行い、より一層電子行政を推進し、行政事務の簡素化、効率化を進めていきます。システム見直しに当たっては、情報の共有化や相互活用の推進など、市役所全体として最も効率的で最適化された情報システムとするとともに、行政サービスの高度化とコスト削減に留意する必要があります。なお、システム導入に当たっては、品質や導入経費、維持費などを総合的に判断し、より適正に調達する必要があります。

4 情報セキュリティ対策を強化します

市民に信頼される電子市役所とするためには、電子情報の大半を占める個人情報の運用管理を厳格に行い、情報漏えいなどの事故が起きないようにシステム設計を行うとともに、地震などの災害発生時にも電子情報を保護し、システムが安定運用できるような業務継続計画を策定、運用するなど、情報セキュリティ対策を強化していきます。なお、情報セキュリティ対策を行うに当たっては、情報技術の進化に対応したセキュリティ水準となるよう、定期的にシステム監査、見直しを行うとともに、システム利用者研修実施などによって、人的事故を未然に防ぐ仕組みを整備する必要があります。

市役所の電子化を進め、市民の利便性や事務の効率を向上させます



私の好きな東大阪の風景

JR河内永和駅前

写真撮影/末永さん

市民
公募

資料編

東大阪市第2次総合計画 後期基本計画策定の取り組み経過

平成20年度

- 経営企画部総合計画策定室の設置 (H20.4.1)
- 後期基本計画策定方針の決定 (H20.5.8)
- 策定組織の設置 (H20.5.28) 及び活動
策定委員会の開催 (H20.6.3、H20.11.7)
5部会の開催 (H20.7.9～H21.3.26の9回)
- 前期基本計画の総括
 - ・前期進捗状況調査の実施 (H20.6.3～H20.6.18)
前期基本計画期間中に計画された1,054事業
 - ・市民意識調査の実施 (H20.7.1～H20.7.15)
送付数5,000件 回収数2,176件 回収率43.5%
 - ・前期基本計画の達成状況に関する調査報告の公表 (H20.10.28)
- 地域別活動
 - ・地域シンポジウムの開催 (H20.7.22～H20.8.1)
7リージョンセンター 参加者600人
 - ・地域別ワークショップの開催 (H20.8.18～H20.11.19)
7リージョンセンターほか 34回開催 延べ参加者887人
 - ・全体シンポジウムの開催 (H20.11.28)
男女共同参画センター 参加者160人
 - ・地域別計画提言書の受理 (H20.12.25)

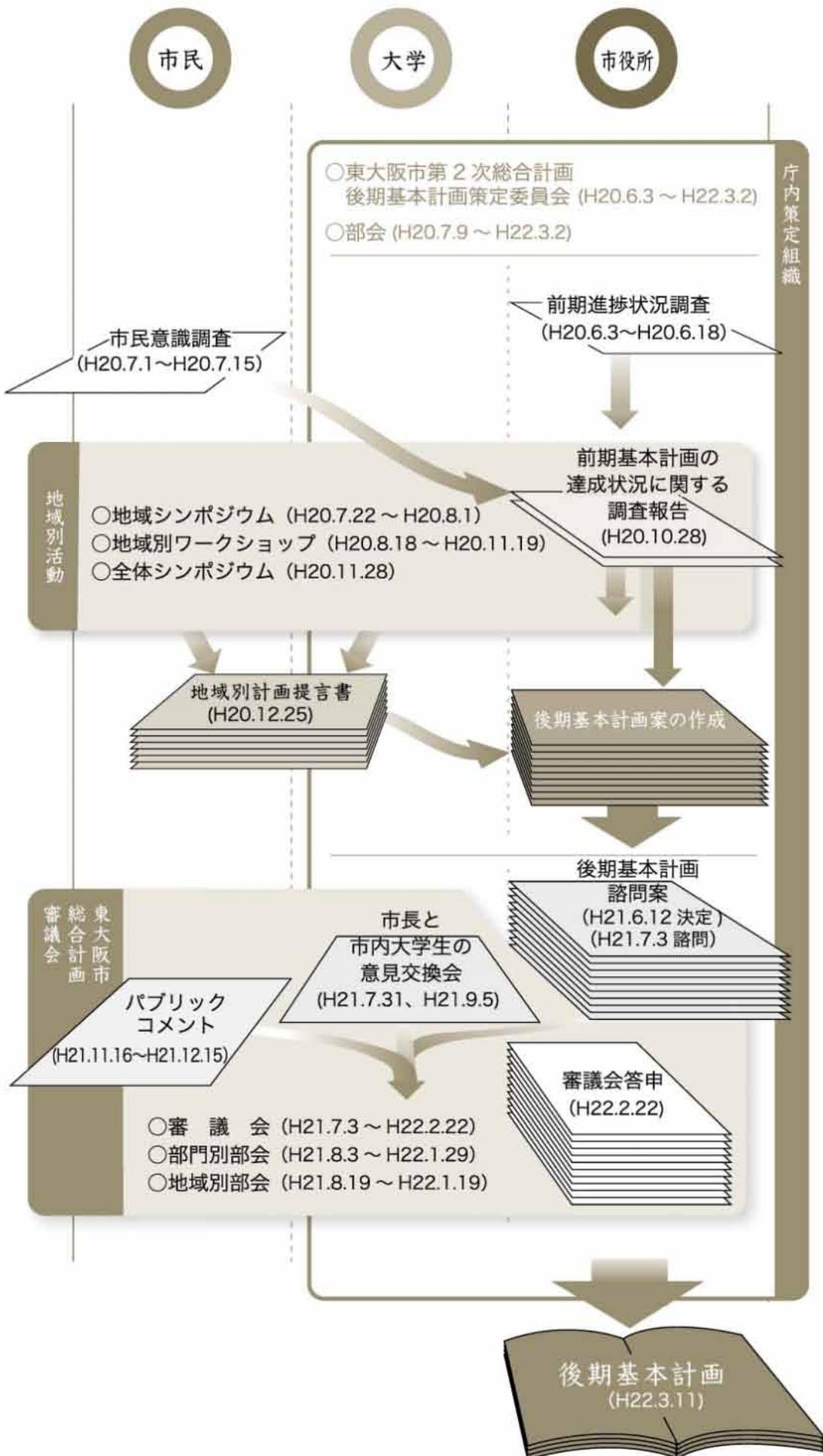
平成21年度

- 策定組織の活動
 - ・策定委員会の開催 (H21.4.28～H22.3.2の6回)
 - ・5部会の開催 (H21.5.20～H22.3.2の5回)
- 後期基本計画諮問案の決定 (H21.6.12)
- 総合計画審議会
 - ・設置及び市から諮問 (H21.7.3)
 - ・審議会の開催 (H21.7.3～H22.2.22の4回)
 - ・部門別部会の開催 (H21.8.3～H22.1.29の9回)
 - ・地域別部会の開催 (H21.8.19～H22.1.19の8回)
 - ・市へ答申 (H22.2.22)
- 市長と市内大学生の意見交換会の実施 (H21.7.31、H21.9.5)
- パブリックコメントの実施 (H21.11.16～H21.12.15)
 - ・提出意見数140件 (全意見数171件、無効意見数31件)
- 後期基本計画書に掲載する写真の募集 (H21.11.16～H21.12.15)
 - ・応募作品数173件 (応募者数73名)
- 後期基本計画の決定 (H22.3.11)



東大阪市第2次総合計画 後期基本計画策定概念図

資料編



総合計画の策定経過

資料編

東大阪市総合計画／基本計画

策 定	昭和43年12月
目標年次	昭和60年度
基本理念	人間の尊重 1. 緑ゆたかに息づくまち 2. たくましく伸びる生産のまち 3. しあわせな暮らしに生きるまち 4. 香り高い市民文化をつくるまち 5. あずを育てる市民のまち
構 成	総論、各論

東大阪市総合計画

基本構想	議 決 目標年次 基本理念	昭和53年10月 昭和70年代 人間尊重に根ざした市民都市の創造 都 市 像 1. 市民自らがつくりあげるまち—市民自治都市 2. 安全で豊かな生活空間を創造するまち—市民環境都市 3. 健康で生きがいを感じるまち—市民福祉都市 4. 生活の場と調和した産業のまち—市民産業都市 5. 人間性豊かな市民と文化をはぐくむまち—市民文化都市
基本計画	策 定 目標年次 構 成 実施計画	昭和55年12月 昭和65年 総論、各論 第1次 昭和56～58年度 第2次 昭和59～61年度 第3次 昭和62年度 第4次 昭和63～平成2年度
新基本計画	策 定 目標年次 構 成 実施計画	平成2年10月 平成12年 総論、部門別計画、地域別計画 第1次 平成3～5年度 第2次 平成6～8年度 第3次 平成9～11年度 第4次 平成11～12年度
施策推進計画	計画期間	平成13～14年度

東大阪市第2次総合計画

基本構想	議 決 目標年次 基本理念 将来都市像	平成14年11月 平成32年 1. 人間尊重のまちづくり 2. 市民参加のまちづくり 3. 豊かさを創造するまちづくり 夢と活力あふれる 元気都市・東大阪
前期基本計画	策 定 目標年次 構 成 実施計画	平成15年2月 平成22年 序、元気都市推進計画、部門別計画、地域別計画 第1次 平成15～17年度 第2次 平成17～19年度 第3次 平成19～21年度 第4次 平成21～22年度

東大阪経企総第466号
平成21年7月3日

東大阪市総合計画審議会
会長 石田 榮仁郎 様

東大阪市長 野田 義和

東大阪市第2次総合計画後期基本計画について（諮問）

執行機関の附属機関に関する条例第1条の規定に基づき、東大阪市第2次総合計画後期基本計画を策定するにあたり、下記のとおり諮問します。

記

1. 東大阪市第2次総合計画後期基本計画（案）について

諮問趣旨

本市では、平成15年に策定した東大阪市第2次総合計画基本構想において、「夢と活力あふれる 元気都市・東大阪」を平成32年の将来都市像として定め、基本構想と同時に策定した東大阪市第2次総合計画前期基本計画に基づき、市民とともに市政の推進に努めている。

当該基本計画の期間が平成22年度までとなっていることから、本市では平成23年度を始期とする東大阪市第2次総合計画後期基本計画（案）を作成したところである。

市民生活に深く関わる総合計画の策定にあたっては、広く各界、各層の意見を取り入れて策定する必要があるため、本計画（案）についてご意見を賜りたく諮問するものである。

平成22年2月22日

東大阪市長
野田 義和 様

東大阪市総合計画審議会
会長 石田 榮仁郎

東大阪市第2次総合計画後期基本計画について（答申）

本審議会は、平成21年7月3日付け東大阪市経企総第466号で諮問のありました東大阪市第2次総合計画後期基本計画（案）について、慎重に審議を重ねた結果、一部修正・加筆を行い、別冊の東大阪市第2次総合計画後期基本計画案のとおりまとめましたので、ここに答申します。

なお、計画の推進に当たっては、下記の事項に十分配慮されるとともに、答申並びに審議会の意見を十分踏まえられ、東大阪市の将来都市像「夢と活力あふれる 元気都市・東大阪」の実現に向け邁進されることを要望します。

記

1. 地方分権が実践段階となる中で、地域が主体となって、市民自治のまちづくりをより一層進める必要があることから、地域自治の確立に向け、新たな公共の担い手である市民と共に取り組まれない。
2. 後期基本計画が市民の一人ひとりにとって身近な計画となるよう、市民への周知、啓発に力を注がれない。
3. 地域別計画の実施にあたっては、地域の課題や特性を生かしたまちづくりを一層推進されたい。また、地域区分については、設定から20余年が経過し、地域のまちづくりを取り巻く環境も変化していることから、市民と共に見直しを検討されたい。

4. 「ラグビーのまち東大阪」を世界へ発信するとともに、ラグビーの精神を生かしたまちづくりを推進されたい。また、2019年に日本で開催されるラグビーワールドカップの試合を近鉄花園ラグビー場で開催できるよう、市民とスクラムを組み、共に取り組まれたい。

5. 東大阪市においては、今後も厳しい財政状況が続くと考えられることから、行財政改革に継続的に取り組むとともに、さまざまな行政情報の公表など、市民への説明責任の向上により一層取り組まれたい。

6. 後期基本計画が真に生きたものとなるよう、施策の実施に当たっては、計画に示す指標等を活用し、計画を管理するシステムを構築、運用することで、進捗状況などを管理しつつ取り組まれたい。また、計画の達成状況などについて、広く公表し市民と共有されたい。

なお、審議会における意見のまとめとして「総合計画審議会具申意見集」を添付しますので、後期基本計画を進めるに当たっては、十分留意されるよう要望します。

東大阪市総合計画審議会

審議経過

資料編

開催日	審議会	
	部門別部会	地域別部会
平成21年 7月3日	第1回 委員の委嘱 役員の選出 市から後期基本計画案の諮問 今後の運営方法等について	
7月10日	第2回 部会委員等の指名 審議会日程について 序文の審議	
8月3日	第1回 部門別計画の概要説明 「第1部 市民が主体となったまちづくり」 の審議	
8月6日	第2回 「第2部 市民文化を育むまちづくり」の審議 「第3部 健康と市民福祉のまちづくり」の審議	
8月10日	第3回 「第4部 活力ある産業社会を切り拓く まちづくり」の審議 「第5部 安全で住みよいまちづくり」の審議	
8月19日		第1回 地域別計画の概要説明 地域別活動（平成20年度）の概要説明
8月24日		第2回 「A地域」「B地域」の審議
8月26日		第3回 「C地域」「D地域」の審議
8月28日		第4回 「E地域」「F地域」「G地域」の審議
10月13日	第4回 「市長と市内大学生の意見交換会」の開催報告 序文の審議 部門別計画の審議	
10月14日	第5回 部門別計画の審議	
10月16日	第6回 行財政編の審議 計画書デザインの審議 パブリックコメントの概要説明	
10月20日		第5回 「市長と市内大学生の意見交換会」の開催報告 計画書構成の審議 計画書デザインの審議
10月27日		第6回 行財政編の審議 パブリックコメントの概要説明 計画書構成の審議
10月30日		第7回 序文の審議 地域別計画の審議 具申意見（地域別部会）の審議
平成22年 1月19日		第8回 答申（地域別部会）の総括審議
1月22日	第7回 部門別計画の審議	
1月26日	第8回 具申意見（部門別部会）の審議	
1月29日	第9回 答申（部門別部会）の総括審議	
2月17日	第3回 部門別部会及び地域別部会の審議報告 答申の総括審議	
2月22日	第4回 市へ後期基本計画案を答申	

(氏名五十音順)

氏名	部会		役職	
	部門別部会	地域別部会		
安藤 克司	○			東大阪青年会議所理事長
安藤 嘉教	○		部門別部会長 職務代理者	東大阪市を縁にする市民の会事務局次長
石田 榮仁郎	○		会 長	近畿大学法学部教授
石橋 紀子	○		副 会 長	東大阪市社会福祉協議会副会長
稲田 眞一	○			東大阪市人権啓発協議会会長
江越 正一	○	○		東大阪市議会議員
大窪 久代	○			東大阪市男女共同参画審議会副会長
奥島 徹	○	○		東大阪市副市長
川合 春路	○			大阪樟蔭女子大学心理学部教授
川口 英俊		○		公募委員 (B 地域)
川端 一光	○	○		東大阪市副市長
衣笠 葉子	○			近畿大学法学部准教授
木下 密運	○			東大阪市文化財保護審議会副会長
木村 正治	○	○		東大阪市議会議員
後藤 弘	○			東大阪市農業委員会会長
酒井 理	○	○	地域別部会長	大阪商業大学総合経営学部准教授
嶋津 治希	○	○	地域別部会長 職務代理者	近畿大学理工学部講師
高畑 和正	○			東大阪労働団体連絡協議会代表委員
田中 博		○		公募委員 (A 地域)
戸山 隆明	○			東大阪市体育連盟会長
鳥居 善太郎	○	○		東大阪市議会議員
永田 輝義	○			東大阪市公衆衛生協力会会長
中西 英二	○		部門別部会長	東大阪市民会議プランニングチーム代表幹事
西尾 友一		○		公募委員 (C 地域)
西村 多嘉子	○			大阪商業大学総合経営学部教授
浜 正幸	○	○		東大阪市議会議員
原田 禎夫	○	○		大阪商業大学経済学部准教授
平本 善憲	○			東大阪商工会議所専務理事
藤木 光裕	○	○		東大阪市議会議員
古川 義彦	○			東大阪市 PTA 協議会顧問
松浦 隆	○		副 会 長	東大阪市自治協議会会長
松浦 陽子	○			東大阪市消費者団体協議会会長
松下 秀市	○			東大阪市青少年対策市民推進委員会会長
真鍋 裕彦		○		公募委員 (F 地域)
村田 俊明		○		公募委員 (E 地域)
森 雅声	○			東大阪市文化連盟副会長
森 俊輔		○		公募委員 (D 地域)
森本 信明	○			近畿大学理工学部教授
吉金 英明		○		公募委員 (G 地域)

東大阪市総合計画審議会 委員名簿

資料編

東大阪市総合計画審議会

資料編 規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 42 年東大阪市条例第 15 号）第 2 条の規定に基づき、東大阪市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 40 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 公共的団体その他の団体の役員又は職員
- (4) 本市職員
- (5) 前各号のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、総合計画策定の審議に関する事務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 2 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順序により、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の会議は、次の各号に定める場合を除いて公開とする。
 - (1) 東大阪市情報公開条例（平成 11 年東大阪市条例第 1 号）第 6 条に規定する不開示情報に該当する事項についての審議が行われる場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認める場合
- 4 前項各号に該当するかどうかは、会長が審議会に諮って、決定する。
- 5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置き、本市職員のうちから、市長が任命する。

- 2 幹事は、議案について意見を述べるほか、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(関係人の出席)

第8条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、経営企画部において処理する。

(委任)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(中略)

附 則 (平成21年5月26日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

1. 地域シンポジウム

(1) 次第

第1部 基調講演「わたしたちのまちの総合計画を考える」
講 師 石田 榮仁郎（近畿大学法学部教授）

第2部 パネルディスカッション「わがまちづくりの道しるべ」

(2) 開催経過

開催日	地域	会場	来場者数
平成20年 7月22日	C地域	グリーンパル・多目的ホール (中鴻池リージョンセンター)	70人
7月23日	B地域	やまなみプラザ・多目的ホール (四条リージョンセンター)	50人
7月24日	E地域	ももの広場・多目的ホール (楠根リージョンセンター)	50人
7月25日	A地域	ゆうゆうプラザ・多目的ホール (日下リージョンセンター)	40人
7月29日	F地域	夢広場・多目的ホール (布施駅前リージョンセンター)	120人
7月31日	D地域	くすのきプラザ・多目的ホール (若江岩田駅前リージョンセンター)	100人
8月1日	G地域	はすの広場・文化ホール (近江堂リージョンセンター)	170人
来場者数合計			600人

※ 開催時間は、午後7時から午後9時まで（各会場共通）

(3) パネルディスカッション参加者

コーディネーター 石田 榮仁郎（近畿大学法学部教授）

（氏名五十音順）

パネリスト		参加地域
岡 秀年	（東大阪市自治協議会会長）	B、D、E、F
岡田 昌彰	（近畿大学工学部准教授）	G
柏井 美奈子	（東大阪青年会議所工工まちはっしん推進会議議長）	A、D、F
加藤 秀雄	（大阪商業大学総合経営学部教授）	F
楠 隆彦	（東大阪大学こども学部准教授）	D
酒井 理	（大阪商業大学総合経営学部准教授）	B
酒井 秀和	（東大阪市自治協議会副会長）	A
嶋津 治希	（近畿大学工学部講師）	C
中西 久雄	（近畿大学工学部助手）	E
野田 義和	（東大阪市長）	全地域
林 五郎	（東大阪市自治協議会副会長）	C
原田 禎夫	（大阪商業大学経済学部准教授）	A
松浦 隆	（東大阪市自治協議会副会長）	G
好川 智也	（東大阪青年会議所理事長）	B、C、E、G

※団体名、役職は当時

2. 地域別ワークショップ

(1) 目標等

「わがまちづくりの道しるべ」

— 市民参加のまちづくりの仕組みを考えるきっかけづくり —

(2) 開催経過

地域	コーディネーター	ワークショップ 員数	オープンワーク ショップ来場者数
A地域	原田 禎夫 (大阪商業大学経済学部准教授)	16人	80人
B地域	酒井 理 (大阪商業大学総合経営学部准教授)	16人	70人
C地域	嶋津 治希 (近畿大学理工学部講師)	16人	50人
D地域	楠 隆彦 (東大阪大学こども学部准教授)	23人	60人
E地域	中西 久雄 (近畿大学理工学部助手)	8人	10人
F地域	加藤 秀雄 (大阪商業大学総合経営学部教授) 永井 久晴 (大阪商業大学総合経営学部准教授)	16人	100人
G地域	久 隆浩 (近畿大学理工学部教授)	24人	80人
合 計		(延べ参加者 437人) 119人	450人

※地域別ワークショップ員構成… 校区自治連合会、リージョン企画運営委員会、消費者団体協議会、公募ワークショップ員、青年会議所、市職員

※各地域とも最終回は、オープンワークショップ（公開形式）として開催

※団体名、役職は当時

A地域ワークショップ

平成20年8月18日～11月7日に5回開催（日下リージョンセンター）

B地域ワークショップ

平成20年8月28日～11月12日に5回開催（四条リージョンセンター）

C地域ワークショップ

平成20年8月25日～11月19日に5回開催（中鴻池リージョンセンター）

D地域ワークショップ

平成20年8月26日～11月17日に5回開催（若江岩田駅前リージョンセンター）

E地域ワークショップ

平成20年8月19日～11月13日に5回開催（楠根リージョンセンター）

F地域ワークショップ

平成20年9月3日～11月5日に5回開催（布施駅前リージョンセンター、市民会館）

G地域ワークショップ

平成20年8月18日～11月10日に4回開催（近江堂リージョンセンター）

(3) 参加者名簿

(氏名五十音順)

地域	氏名
A地域	石橋 紀子、井手 一枝、岡田 重徳、酒井 秀和、嶋池 僖見子、 田中 一美、田原 広史、霧原 徹、中里見 順子、中野 光胤、 中藤 大志、東良 節子、三浦 良治、吉川 義夫、吉田 宗平、脇田 寛史
B地域	有友 新三郎、石田 郁子、上野 華、上野 真澄、江越 初代、大谷 浩三、 萱村 和隆、川口 英俊、菊田 作治、清水 勝房、中村 功、中村 三津江、 西井 郁子、東野 昌史、南野 美恵子、望月 佳江
C地域	生田 久夫、井手 欽子、酒井 一、諏訪 徳昭、高本 容子、田川 勝也、 高橋 収、辰巳 眞弓、樽本 裕美、林 五郎、林 知子、藤並 マサ子、 宮城 仁、村井 善樹、村井 由美、吉野 耕蔵
D地域	池田 賀津子、池田 千恵子、石本 巧、板倉 輝幸、浦家 忠重、 大野 雅央、喜田 一夫、桐石 典子、小島 孝、更屋 衛、柴田 カズエ、 高木 智史、寺井 敏子、永見 恵子、西岡 常和、長谷川 晴則、 比良 佳世子、平化 恵美子、福間 英美、松下一 治、松村 祐樹、 森 俊輔、吉田 憲司
E地域	池畑 静江、氏原 勝司、大木 裕、小西 栄輝、竹田 善則、林 弘子、 原田 繁守、水野 君恵
F地域	栗野 裕子、小笹 泰雄、清原 淑子、楠田 紘二、斎藤 勝、坂口 弘三、 佐橋 肇、白井 なみえ、杉浦 三千代、堤野 繁、長野 象平、東口 茂、 町田 明美、美濃 弘和、吉富 義久、渡邊 春雄
G地域	稲田 匡則、上茂 かおる、川崎 シゲ子、川向 勝美、菊地 健夫、 杉本 益男、杉本 由利子、住山 仁美、高木 千賀子、竹本 聡、 塚本 なみ子、辻 晃、中島 富美恵、中村 満、西村 和代、福田 惇一、 伏屋 晃、松浦 陽子、松本 勝次、森山 龍吾、安久 靖子、山崎 一史、 山田 良男、山野 悦子

3. 全体シンポジウム

(1) 次第

第1部 地域別ワークショップ成果発表

第2部 対談 野田 義和 (東大阪市長)
石田 榮仁郎 (近畿大学法学部教授)

(2) 開催日程等

開催日時 平成20年11月28日(金) 午後7時から午後9時まで
会場 男女共同参画センター

(3) 来場者数 160人

(1) 概要

まちづくりに関する若者の意見を聞き、総合計画審議会審議の参考とするため、市内の大学に通学する学生と市長との意見交換会を開催した。

市長と語ろう！
Y&Wai
Meeting

(2) 開催経過

第1回 平成21年7月31日(金) 午後7時から午後9時まで
市役所22階会議室
部門別計画についての意見交換

第2回 平成21年9月5日(土) 午後1時から午後5時まで
(防災センターの見学も含む)
消防局5階会議室
地域別計画についての意見交換

(3) 参加者名簿

(参加者は、総合計画審議会委員(学識経験者)の推薦による)

(氏名五十音順)

氏名	大学名	学年
岡嶋 雅之	大阪商業大学経済学部経済学科	4
尾崎 あやか	大阪樟蔭女子大学学芸学部国文学科	4
川原 敬子	大阪商業大学総合経営学部経営学科	3
小林 大悟	近畿大学理工学部社会環境工学科	3
小森 茜	近畿大学大学院法学研究科	院2
沢井 康宏	近畿大学理工学部建築学科	4
竹本 有利佳	大阪樟蔭女子大学学芸学部国文学科	3
田中 滋肅	大阪商業大学総合経営学部商学科	3
中西 絵里子	大阪商業大学経済学部経済学科	4
中西 美奈実	近畿大学理工学部社会環境工学科	3
藤原 邦夏	大阪商業大学総合経営学部商学科	4
松本 麻里	近畿大学法学部政策法学科	4
村中 洋介	近畿大学大学院法学研究科	院1
森川 将志	近畿大学理工学部建築学科	4
山下 亮輔	近畿大学法学部法律学科	4
山本 大輔	大阪商業大学総合経営学部公共経営学科	3

東大阪市第2次総合計画

後期基本計画策定委員会活動経過

開催日	策定委員会・部会	内 容
平成20年 6月3日	第1回 策定委員会	策定委員会の設置報告 委員の任命 役員の選出 前期基本計画進捗調査の概要説明 部会員推薦募集の概要説明
7月9日	第1回部会 (合同部会)	策定委員会の設置 部会員の任命 役員の選出 今後の活動内容について 後期基本計画策定方針等について
8月6日	第2回部会 (個別部会)	専門委員講話 部門別計画節区分の協議 部門別計画骨子案の概要説明
8月25日	第3回部会 (個別部会)	部門別計画節区分の協議 部門別計画骨子案作成方法の協議
10月7日	第4回部会 (合同部会)	部門別計画節区分の協議 部門別計画骨子案作成研修会の概要説明 地域別活動の開催報告
11月5日	第5回部会 (合同部会)	部門別計画節区分と各節区分の担当所属・関係所属の協議 部門別計画骨子案作成研修会の概要説明 前期基本計画の達成状況に関する調査報告 地域別活動の開催報告
11月7日	第2回 策定委員会	部門別計画骨子案作成方法の審議、決定 部門別計画節区分と各節区分の 担当所属・関係所属の審議、決定 前期基本計画の達成状況に関する調査報告 地域別活動の開催報告
11月20日 21日	第6回部会 (個別部会)	専門委員講話 将来推計人口等について 部門別計画骨子案の協議
平成21年 1月16日	第7回部会 (合同部会)	地域別活動の開催報告 地域別計画骨子案の協議
2月4日	第8回部会 (個別部会)	部門別計画骨子案の協議 地域別計画骨子案の協議
3月26日	第9回部会 (合同部会)	部門別計画骨子案の協議 地域別計画骨子案の協議
4月28日	第3回 策定委員会	後期基本計画案構成の審議、決定 部門別計画骨子案の審議、決定 地域別計画骨子案の審議、決定
5月20日	第10回部会 (合同部会)	後期基本計画案構成について 後期基本計画案の協議
5月22日	第4回 策定委員会	後期基本計画諮問案の審議、決定 東大阪市総合計画審議会の概要説明
11月25日	第5回 策定委員会 (第11回部会と合同開催)	「市長と市内大学生の意見交換会」の開催報告 パブリックコメントと写真 (私の好きな東大阪の風景)募集の概要説明 計画書デザインの概要説明 後期基本計画デザイン等選定委員会の 設置について
平成22年 1月15日	第6回 策定委員会 (第12回部会と合同開催)	パブリックコメント対応の審議
2月12日	第7回 策定委員会 (第13回部会と合同開催)	後期基本計画案の審議
3月2日	第8回 策定委員会 (第14回部会と合同開催)	東大阪市総合計画審議会の審議結果報告 後期基本計画案の審議、決定

東大阪市第2次総合計画 後期基本計画策定委員会 委員名簿

資料編

171

氏名	所属	備考
奥島 徹	副市長	委員長
川端 一光	副市長	
米嶋 和博	理事(秘書担当)	
澤井 秀行	理事(総合政策調整担当)	
服部 一郎	理事(財政担当)	
中塚 金子	理事(人権行政推進担当)	
奥田 繁守	理事(会計管理者事務取扱)	
川口 誠司	危機管理監	
土屋 宝土	経営企画部長	副委員長
林 伸生	行政管理部長	
田中 一行	財務部長	
高橋 孝博	人権文化部長	
山口 和善	市民生活部長	
澤井 敬昌	経済部長	
山形 隆司	健康福祉局長	
立花 静	健康福祉局福祉部長	
木村 潤一	健康福祉局健康部長	
斎藤 健次	環境部長	
石田 克己	建設局長	
村西 孝	建設局都市整備部長	
西 州穂	建設局土木部長	
深見 邦夫	建設局建築部長	
森岡 義裕	総合病院事務局長	
植附 孝	消防局長	
北口 悦司	消防局総務部長	
山田 薫	消防局警防部長	
井上 通弘	水道企業管理者	
西川 隆博	上下水道局長	
大前 幸伸	上下水道局参事・水道技術管理者	
倉住 茂	上下水道局経営企画室長	
松本 定一	上下水道局水道総務部長	
西川 利典	上下水道局水道施設部長	
赤木 豊	上下水道局下水道部長	
西村 保	教育長	
伊藤 頼保	教育次長	
乾 公昨	教育次長	
不二山 雅大	教育監	
森田 正之	教育委員会事務局教育総務部長	
西林 成喜	教育委員会事務局学校管理部長	
松下 幸一	教育委員会事務局社会教育部長	
今村 俊夫	選挙管理委員会事務局長	
寺前 博幸	監査委員事務局長	
甲田 博彦	公平委員会事務局長	
山田 恒男	農業委員会事務局長	
竹内 良廣	議会事務局長	

(前任者)

(氏名五十音順)

河合 正人	谷山 均	藤田 博
貴治 幸輔	内藤 修一	松下 勝臣
北川 博道	野久保 治	南野 喜好
佐田 紀久雄	橋本 求	宮前 吉男
竹本 美則	八田 磨	山下 幸雄

総論・市民が主体となったまちづくり部会（1部）

氏名		備考
石井 寿人	市民生活部 まちづくり支援課総括主幹	部会長
板津 恭子	教育委員会事務局 人権教育室主幹	
内田 満治	教育委員会事務局社会教育部 社会教育センター総括主幹	
岡本 新吾	環境部 産業廃棄物対策課主査	
木村 守幸	上下水道局水道施設部 施設整備課総括主幹	
小谷 博幸	行政管理部 情報化推進室	
佐々木 智美	経営企画部 政策推進室	
砂原 秀光	人権文化部 長瀬人権文化センター主任	
関谷 和久	健康部 健康づくり課総括主幹	
曾根 暢貴	市民生活部 市民総務室市民課主任	
高木 智史	建設局土木部 公園緑化室公園整備課	
藤田 千帆	総合病院事務局 総務課	副部会長
三嶋 恒範	教育委員会事務局学校管理部 学校給食課主幹	
宮城 仁	上下水道局下水道部 下水道管理課主査	
吉村 賢治	建設局建築部 住宅政策課主任	

市民文化を育むまちづくり部会（2部）

氏名		備考
石田 未来	上下水道局水道総務部 総務課	
植田 政明	市民生活部 市民総務室総括主幹	
大田 洋平	健康福祉局福祉部 高齢介護室高齢介護課	
大原 晶子	経営企画部 政策推進室主査	
小原 麻衣子	教育委員会事務局 教育企画室	
木村 雅則	健康福祉局健康部 保健所環境衛生検査センター所長	
小山 美佳	教育委員会事務局社会教育部 社会教育課主任	部会長
清水 晶世	建設局建築部 建築指導室建築審査課係長	
多田 涉	消防局警防部 警備課消防士長	
中野 光胤	行政管理部 人材育成室総括主幹	
縄田 昌義	農業委員会事務局 次長	
堀川 雄久	財務部 財政課総括主幹	
松田 康裕	教育委員会事務局学校管理部 教職員課総括主幹	
三崎 和茂	行政管理部 法務文書課総括主幹	副部会長
藪内 慎次郎	選挙管理委員会事務局 総務課主任	

健康と市民福祉のまちづくり部会（3部）

氏名		備考
稲岡 幸憲	経営企画部 行財政改革室主任	
奥村 聡	健康福祉局健康部 保健所食品衛生課動物指導センター次長	
小倉 ひとみ	教育委員会事務局 教育センター主幹	
久保田 誠一	総合病院事務局 総務課総括主幹	部会長
巽 都	教育委員会事務局社会教育部 図書館総務室主幹	副部会長
西川 進	選挙管理委員会事務局 選挙課総括主幹	
西川 仁	建設局建築部 住宅政策課主査	
東野 昌史	教育委員会事務局社会教育部 青少年スポーツ室総括主幹	
東原 由実	経営企画部 広報広聴室市政情報相談課主任	
松田 尚徳	建設局土木部 道路管理課	
丸尾 圭	健康福祉局福祉部 西福祉事務所主任	
南池 明子	総合病院事務局 総務課	
森村 寿子	上下水道局水道総務部 経理課主任	
米本 勉	健康福祉局福祉部 生活福祉課主任	
和田 雅樹	経営企画部 政策推進室主任	

東大阪市第2次総合計画

後期基本計画策定委員会部会会員名簿

東大阪市第2次総合計画
後期基本計画策定委員会名簿

活力ある産業社会を切り拓くまちづくり部会（4部）

氏名		備考
安部 末美	人権文化部 人権室人権啓発課	副部会長
石橋 直子	財務部 市民税課	
稲田 匡則	経営企画部 政策推進室	
大浦 健	教育委員会事務局教育総務部 施設整備課	
加志 保	市民生活部 消費生活センター総括主幹	
小林 寛範	教育委員会事務局教育総務部 総務課	
隅田 寛之	経済部 モノづくり支援室	部会長
武田 彰弘	財務部 管財課	
竹田 善則	建設局土木部 公園管理課主任	
中野 昌平	財務部 管財課主任	
西本 正治	健康福祉局健康部 保健所環境薬務課主幹	
長谷 義信	健康福祉局福祉部 障害者支援室主査	
島中 順也	建設局 土木工営所主査	
平原 真一	上下水道局下水道部 下水道総務課	
松下 剛大	教育委員会事務局 学校教育推進室主査	
宮田 潤	教育委員会事務局社会教育部 社会教育課	

安全で住みよいまちづくり部会（5部）

氏名		備考
浅井 愛	人権文化部 文化国際課	副部会長
菊地 健夫	上下水道局下水道部 計画課総括主幹	部会長
北村 正	健康福祉局福祉部 こども家庭室保育課総括主幹	
三田 章二	教育委員会事務局社会教育部 青少年スポーツ室	
上田 智徳	定額給付金・子育て応援・特別手当対策室主任	
妹尾 治登	上下水道局経営企画室 総括主幹	
竹原 節	市民生活部 市民総務室市民課長	
長野 象平	消防局総務部 人事教養課主任	
西川 正大	消防局総務部 総務課主任	
西村 有平	危機管理室	
野本 隆二	建設局都市整備部 都市づくり課総括主幹	
服部 泰典	健康福祉局健康部 保健所地域健康企画課総括主幹	
林 浩章	経営企画部 政策推進室	
古本 富也	教育委員会事務局教育総務部 施設整備課総括主幹	
山本 隆司	教育委員会事務局学校管理部 学事課主幹	

（前任者）

永井 良平	教育委員会事務局教育総務部 総務課長	平成20年度
山田 照美	上下水道局水道総務部 経理課長	平成20年度
寺岡 恵子	東大阪市立高井田西小学校教頭	平成20年度

平成20年度東大阪市第2次総合計画後期基本計画策定専門委員名簿

氏名	大学・役職名	備考
石田 榮仁郎	近畿大学法学部教授	1部
中 周子	大阪樟蔭女子大学学芸学部教授	2部
上田 庄一	東大阪大学短期大学部教授	3部
富田 和暁	大阪商業大学経済学部教授	4部
岡田 昌彰	近畿大学理工学部准教授	5部

事務局（総合計画策定室）職員名簿

（補職は当時）

氏名	補職名	備考
中尾 悟	室長	
森 克巳	室次長	
西田 幸史	主査	
西村 直子	係員	
中塚 金子	理事（室長事務取扱）	平成20年度
太田 恭子	主幹	平成20年度



東大阪市市歌

作詞 上出満
作曲 外山雄三

(一) みどりのいぶき さわやかな
生駒の峯を 朝夕に

仰いであげむ わが都市は

三つの力 よせあって

心ひとつに そだつ都市

若い希望が もえている

東大阪市 のびゆく郷土

(二) 文化のかがり 空にみち

商工の幸 地にあふる

河内平野の わが都市は

歴史を今に 新しい

夢をもとめて 進む都市

実り豊かに あふれてる

東大阪市 花咲く郷土

(三) 西になにわの あかね空

東にのびる 生駒 信貴

理想も高く わが都市は

自治と平和の 鐘ひびく

とわの栄えを 招く都市

若いこだまも よんでいる

東大阪市 栄光ある郷土

東大阪市イメージソング

東大阪めっちゃ元気な「まち」やねん

作詞 南英市
作曲 つんく

(一) このまち元気な まちやねん

めっちゃ楽しい まちやねん

まいど一号 宇宙へどんと

ちから合わせて 打ち上げる

夢と期待と 意気がある

東大阪 そやよって

みんなホンマに 好きやねん

みんながんばる まちやねん

(二) このまち元気な まちやねん

めっちゃ明るい まちやねん

若いラガーの 声さえどんと

心わくわく はずませて

風もきらめく 四季がある

東大阪 そやよって

みんなホンマに 好きやねん

みんながんばる まちやねん

(三) このまち元気な まちやねん

めっちゃ嬉しい まちやねん

河内気質の ど根性どんと

込めて自慢の モノづくり

繁盛新たな 明日がある

東大阪 そやよって

みんなホンマに 好きやねん

みんながんばる まちやねん

やねん

やねん

やねん

市歌・イメージソングの視聴・ダウンロードはこちらからアクセスできます。

東大阪市イメージソング

検索

ホームページ <http://www.city.higashiosaka.osaka.jp/koho/profile/song.html>

東大阪市第2次総合計画後期基本計画

平成22年3月発行

発行 東大阪市

編集 東大阪市経営企画部総合計画策定室

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

電話 06-4309-3000 (代表)

ホームページ <http://www.city.higashiosaka.osaka.jp/>

いかなる形式においても無断で本計画書の全部、または一部を複製し使用することを固く禁じます。

お礼：本計画書に掲載されている写真の一部は、市民公募により応募された作品です。
ご応募いただきました皆様、ご協力ありがとうございました。



東大阪市 第2次総合計画 後期基本計画



東大阪市公式ホームページ

<http://www.city.higashiosaka.osaka.jp/>